

第2章 日本古代より中世の浮橋

第1節 日本浮橋の起源 —原始より奈良時代へ—

(1) 舟・筏および舟橋・浮橋の神話・伝説による伝承技術論 ——浮橋根元論——

原始日本列島における人類がその発展の歴史の中で、狩猟・採取・遊牧・農業などの作業過程および近隣の種族・部族・氏族・集落民との交渉・交易で自然発生して足で踏み固められてきた通路は、すでに存在していた自然道「けものみち」の活用が先行したと考えられる。まだ丸木舟や大型筏の製造技術を有していなかった石器時代の人類は、すでに丸太材・竹材などの単材および竹・葦類を束ねた浮体や獣皮の浮袋の技術を所有し、河川・湖沼の人・家畜および荷物の徒渉や運搬・移動手段に、これらの原始的浮体を用いていたであろう。舟橋および浮橋の始原を求めることは、路の場合と同様に誰にも想定しがたい。桁橋およびアーチ橋の技術は多分に自然発生的であり、また浮島および浮橋もまた自然環境の中で偶然の発見物であり、これらに付加された技術は急速に近隣の部族・氏族・民族に共通に伝承され、その地域一帯から近隣地区へと急速に展開していったと判断される。

各種の浮体を原始的な水上輸送手段から転じて、浮島¹を造りさらに大規模に発展・連結した浮島・浮基盤を構築し、居住基盤および生産基盤でいたことに関しては、日本におけるこれらの起源の立証は困難であるが、これまでの技術史の成果からもその起源は不明であるがほぼ事実であろう。洞窟や岩陰から住居を平原・草原地帯にさらには湿原地帯にも移した人類が、猛獣や敵対部族の襲撃から守るために河川・湖沼などに、草・竹・木等で構築した筏をつなぎ並べその上に居住し、家畜の飼育や食料植物の栽培・貯蔵をしていたであろう事は、現代の歴史知識からも容易に類推できる。また、本土からこれらの生活基盤としての浮島へ連絡する手段の一つとして、チチカカ湖のインカ文明の浮橋²のように、移動可能な橋が存在していたことも当然考えられる。いずこにおいても沼地・湿原地帯の古代居住民は、沼地での通路確保のため丸太や柴・葦類を埋めて覆った浮路³を用いていた。河川や湖沼の横断手段は、当初の渡渉の段階から丸太・竹・葉柄や枯れ草などの天然素材、獣皮の浮袋などの単独浮体の利用から、やがてイカダ・フネなどの複合・加工された複数の人工浮体を用いる方法に発達し、新石器時代・鉄器時代には、転覆の危険がなく水に濡れることのない安全な恒久的施設である橋梁、丸太橋・差掛橋・吊橋さらには筏橋・舟橋へと発展したと判断される。この中で特に橋と舟の技術は、文明の発達・伝達と交易および侵略の手段として、破壊のみでなく文明を創出し持続・発展させる形で発展してきた。舟橋は、まさに舟と橋の複合・合成技術の成果であった。

浮体技術の進化は、丸木舟の大型化と構造船への発展しさらに軽便な竹・籐・蔓で籠を編み防水処理を行った軽量の携帯可能な浮体——木・籐・竹・葛製の枠に獣皮を貼った大型の組立て式舟——の出現をもたらし、やがて櫂・櫓・舵・帆・センターボードなどを備え、複数の舟を横に連結した外洋航行可能な大型の構造船および筏が開発されていった。鉄器時代には各種の木材加工道具が発達し、木造住居のほぼ完全に構造を把握できる遺構⁴の木工技術は、構造船および浮体技術および浮橋技術に容易に転用されていたことはほぼ確実であろう。

紀元前の20世紀から15世紀にかけて、ユーラシア華中の地域から南北に勢力を急膨張させていた漢民族の影響で、華南の地あるいは東南アジアの一角から舟に乗ってインドネシア諸島・オセアニア・ポリネシア諸島から大洋へと航海を始め、次々と太平洋の中央部諸島へと進出して行ったポリネシア人の始祖と、我々の先祖の一部との間になんらかの接点・交点があり、接触があったとしてもおかしくない。縄文人は伊豆諸島の神津島から黒曜石⁵を採掘し、黒潮⁶を横断して本土にもたらし、また日本海の隠岐諸島産の黒曜石を本土にもたらしている。和田峠の黒曜石から作られた石器は琉球列島を含むほぼ全国の遺跡から出土している。ポリネシア人は、通常の漁猟・交易の航海は、丸木舟や構造船に舷側からアウトリッガ(outrigger)2本の梁材を張り出し先端に浮材を付けた舟で大洋へ乗り出していたが、侵略や移住の際には長さ18mから24mの縫合船2艘を梁材でつなぎ甲板を張った双胴船で、場合によっては100名以上の戦闘員や移住者を運んでいた。民族移動の航海はおそらく現在の南海民が遠洋航海で自在に乗りこなす、丸木舟を並列に組合せてその上に甲板を張りより安全性と航行性能の高

いカタマラン(双胴船: catamaran)やトリマラン(参胴船: trimaran)などの複式船で船隊を編成して、帆を張り櫂を使い潮の流れに乗り海洋航海をしていたのであろう。これらの丸木舟は、初期には頑丈なタブノキやクスノキでも造っていたのであろう。大型の丸木舟用材が得られなくなった地域では、ポリネシア人たちが現在も伝えている、板材をココ椰子の核の繊維でなった紐で綴った長さ 20-30m の大型の縫合船が、どの時代から存在していたのかは定かではないが、大航海時代に太平洋を航海していた多くのヨーロッパ人の探検家たちが記録している。縄文・弥生時代以前の日本人がどのような航海技術を有していたかは定かではないが、星を観測して位置を測定していたであろう。

折口信夫⁷は、上代日本の文学研究の中で「我々の祖たちが、此国に渡ってきたのは、現在までも村々で行われているゆいの組織の強い団結力によって、波濤を押し分けて来ることが出来たのであろうと考えられる。その漂着した海岸はタブの柱に近い処であった。其処の渚の砂を踏みしめて先、感じたものは、青海の大きな広がりど岬(なきはは)の国への追慕とであったろう。」と述べている。暖流に乗って漂着あるいは上陸した場所には、彼らの船出した箇所と同種のタブノキ⁸やクスノキ⁹が生い茂っていた。折口は、これらの漂海民族の祖木(おやぎ)はタブであったとしている。

柳田国男¹⁰はそのエッセイ『海上の道』¹¹で、黒潮と原日本人の渡来・稲作・文化の伝播との深い関係を述べている。学生時代に旅行先の三河の伊良湖崎の砂浜で椰子の実をひろい、その話を友人の島崎藤村に伝えた。この縁により『若菜集』¹²の「椰子の実」の歌が生まれた。「四面を海で囲われた国の人としては、今はまたあまりにも海の路を無視し過ぎる。やや奇矯に失した私の民族起原論がほとんど完膚なく撃破せられるような日があるならば、それこそ我々の学問の新しい展開である。むしろそういう日の一日も早く、到来せんことを私は待ち焦がれている。」が柳田国男の『海上の道』の結語である。柳田国男は 77 歳を迎えて、海上の道に収録されている「知りたいと思う事二三」に、祭りの木として古くから用いられている、タブノキとおなじクスノキ科のクロモジ¹³の用途・地方名・語源・由来についての資料を、二三の雑誌にかかげてその報告を読者に求めていた。

宮本常一¹⁴は、日本のアマ(海人)の移動について「その始の多くは、筏か筏船のようなものを利用したのではなかったろうか。筏を船に利用しているのは、日本では長崎県の対馬と福井県にみられる。(中略)もともと川のなかで発達して海へ押し出され、筏から次第に船の形になっていったものであろう。」と述べている。筏は我国では多くの地方で川の交通手段として用いられており、信州の木曾川流域では明治に至るまで多くの渡に多数の筏が用いられ、筏流しの行われぬ減水期の木曾川や四国吉野川では、筏浮橋が架けられていた。第 4 章 日本近世の浮橋 第 4 節 (1) 中山道宿場と千曲川舟橋を参照。

森浩一著¹⁵の「東シナ海 — 縄文時代からの環東シナ海日中交流—」に関する対談で、昭和 19 年(1944)3 月に日本人の女性(山手元江)が、チウウチヤン 浙江省寧波の沖合の舟 コンボ 山島からジャンクに乗り込み、20 時間で佐賀県唐津湾に投錨できたことが紹介されている。約 800km をジャンクは黒潮の分流である対馬海流に乗り、帆走により平均時速 20 ノット(時速 37km)の高速で東シナ海を 1 日弱で横断している実例が語られている。古代人の丸木舟の場合は、人が舳先に立つだけで帆のかわりになりなぎの場合には櫓・櫂で漕ぎ、もちろん潮流を利用する知識も持っていた。南海から北上した民族が、原日本族構成の一員であるならば、有史以前に彼らが舟を連結して舟橋を構成して川に渡していたとする仮説は論理的には成立する。少なくとも舟橋は、川中に杭を打ち桁橋を架ける技術よりは、当時としても建設可能な合理的な構法であるといえる。橋口尚武は『海を渡った縄文人』の「黒潮圏の交流文化」で日本列島の縄文前期の縄文人が、黒潮圏の中で盛んに交流を行っていたことをのべている。

古代から 15 世紀にかけて、アメリカ原住民のバルサ材¹⁶を用いた大型帆走筏は、センターボードを有し外洋航海をおこなっていた。ハイエルダールは、『コンチキ号漂流記』¹⁷でバルサ筏の太平洋航海を実証している。1768 年から 79 年にかけて 3 回の太平洋地域の探検を行った、キャプテンクック(James Cook : 1728-79)の航海日誌¹⁸に、タヒチ諸島の酋長が詳細な海図を所有し、その海図には付近の約 80 の島とそこに住む原住民の名前が記されていた。ヘルマン・シュライバーはその著書¹⁹で 1870 年ごろ南太平洋の航海者が、クック諸島でアウトリグ式のカヌーで単独航行中の老婆に会い、援助を申し込んだところにもなく断られていた事を記述している。このポリネシア人の老婆は、クック諸島のアイツタキ島(Aitutaki : 現、ニュージーランド領)から、約 2 千 km 西方の生まれ故郷サモア諸島のマヌア島(Manua)の親戚訪問の旅であることを伝えている。P.H.バックの

カササギ³¹がその羽を浮かべて、あるいは羽を広げて架け渡したと中国の古い説話は伝えている。このカササギの橋³²は、どのような橋であつたのであろうか平安時代の人もその謎を解き示すことはなく、さらに追求することもなかった。いつの間にかかさぎの橋は、宮廷文学の中に取り込まれていったが、一般民衆にとっては縁のない橋であつた。いったいどれだけの数のカササギが橋をかけるために集まったのであろうか。古代中国の世界では、地上の川ですでに用いていた筏や舟を浮かべて連結していた浮橋が、虹のごとくに天の川(天漢)にも架けられていたと信じられていた。古代人は神が存在している天空と地とを結ぶ橋すなわち虹の橋はどのようにして、どのような材料で構成されていたのかと考え続け天浮橋³³を、鳥の集合・連結もしくは構成材料を鳥の羽に結論付けた古代地上人がいたのであろう。

村落に群がる鳥・雀・鵲は中国の部落、山野では普遍に見られる風景であり、そのなかでなぜかカササギが特に瑞兆のある鳥として選ばれていた。中国では現在でも七夕のお祭りの日には、満艦飾の川舟を仕立てて「天の川」に見立てた川を行き来する慣わしがある。カササギの橋の原形は川舟や筏を連ねた浮橋であつたと、想像するのは考えすぎであらうか、それとも天宮の住民でありおそらく質量をもたない織女が通う浮体には、古代人はカササギの羽毛で十分であると考えていたのであろうか。

歴史は詳でないが奈良時代から平安中期までは、河内国の交野^{かたの}を流れる淀川の支流、天野川には舟橋が度々架けられていた。王朝時代の清少納言は、歌枕に詠われている「これやこの空にはあらぬ天の川交野へゆけば渡る舟橋」の交野の舟橋に連想して、この鵲橋を実存の舟橋として枕草子にとりあげたと理解してよいであらう。第3節 平安時代の舟橋・浮橋 (5)平安文学の浮橋を参照。

奈良時代の720年に編纂された日本最初の勅撰歴史書『日本書紀』³⁴「卷第一 神代上 第二段国造り」の条に、伊奘諾尊^{いざなぎのみこと}と伊奘冉尊^{いざなみのみこと}の2神が、天浮橋のうえから矛をさし下ろして国づくりを行った神話がある。鎌倉末期に成立した日本書紀の解説書『釋日本紀』³⁵「八 述義」では、天浮橋は天孫降臨の際に用いられた天空の橋であると説明し、現実の浮橋との関連性については述べていない。

紀「卷 第二神代下 第九段」に伝える大国主神と天照大神との「国譲り」条件交渉の過程において生じた、大国主神^{おおくにぬしのかみ}(大己貴命)にたいしての、天日隅宮^{あめのひすみのみや}(出雲大社)造営指示のいきさつとその内容を次に示す。(『日本書紀(一)、坂本太郎ほか校注』(岩波書店))。

「(前略)汝が住むべき天日隅宮は、今供造りまつらむこと、即ち千尋の榜繩^{ちひさなるなわ}³⁶を以て、結いて百八十紐にせむ。其の宮を造る制は、柱は高く大し。板は広く厚くせむ。又田供佃らむ。又汝が往来いて海^{うみ}に遊ぶ其の為には、高橋^{たかね}³⁷・浮橋及び天鳥船^{あまのとりぶね}³⁸、亦供造りまつらん。又天安河^{あまのやすかわ}³⁹に、亦打橋^{うちばし}⁴⁰造らん(後略)」。なお、古事記の大国主神および国譲りに関する記述の中には、このような出雲大社の構造についての記述はない。

紀と同時期に編纂された『古事記』⁴¹「上卷 御幸替の段・綿津見宮の段」で、火遠命^{ほをりのみこと}は兄火照命^{ほでりのみこと}が失った鉤(釣針)を探しに綿津見神宮(魚鱗宮室)へ航海するが、そのとき用いた舟は「無間勝間之小船」である。この舟は、塩椎神(知識大都知神)が火遠命のために作った、隙間のない竹筏舟とされている。紀「神代下 第十段」ではこの竹筏舟は、塩土(筒)老翁が提供した無目籠(竹籠の舟)とされ、また同じく紀にはこの竹籠舟は、無目堅間大船および無目堅間小船とも記されている。紀「卷第二十五 孝徳紀」(645—654)白雉四年七月条⁴²には、孝徳天皇の遣唐使一行の帰路の一船が薩摩の竹嶋の近くで難破したとき、生存者5名が竹嶋にたどりつきその一人が竹で筏を造り、6日6夜を漂流して神島で救助され、殊勲者の門部金の位を進めた。竹籠舟・竹筏舟については、第13章 舟橋。浮橋技術史 第1節 浮体構造と材料の変遷を参照。

中国では古代から、筏の上に建てられた水上家屋を杣屋^{よくおく}⁴³と称してきた。人工の浮島は古来より現在に至る東南アジア大陸の水郷地帯、東南アジア諸島、中南米およびチグリス・ユーフラテス河口地域の沼地帯の水上住居・倉庫・家畜小屋あるいは食物栽培用地として用いられてきた。自然に発生した湖沼・港湾での浮島を模倣して、人工浮島を造ることは、草木の生い茂る水辺に棲む古代人にとっては、容易であつたと理解される。

日本書紀・古事記・風土記の浮島記述に見られる浮島と杣屋の技術は、中国および東南アジアからの伝来であることはほぼ確実であらう。海民(漂海民)⁴⁴は中国では古くから蜃民と呼ばれ、自由な水上居住生活を行ってきた。中国の蜃民の風習を既述した『広西通志雑録』によると、「蜃民は海に臨んですみ、代々船を家としているが、貧しい者は、竹を組んで筏を作りこれに乗っている」と記載されている。この筏は、竹を切り四方形か長方形に

組んで厚さ 15-30cm の浮体を作り、上面は板で仕上げたその上に小屋を建て居住用に用いていた。葦造の浮体上住居と同様に水上移動用住宅の原型である。筏は丸木舟の前駆をなす水上移動用器具であり、人・物の移動・運搬手段に用いられるようになり、さらには航行性能に勝れた舟へと発展していった。

『古事記』「中巻」の玉垣宮の段に、垂仁天皇の子本牟智和氣は、幼少時代、出雲大神の崇で口が僅かしかきけずに、治療祈願のために大和から出雲へ出向いた。この記述には「故出雲に到りまして、大神を拝み訖へて、還り上ります時に、肥河に、黒櫛橋を作り、假宮を仕へ奉りて坐さしめき」と伝えている。肥河(簸川)は、スサノオノミコトがヤマタノオロチを退治したといわれる伝説の出雲の川であり、現在の島根県平田市で宍道湖に注ぐ斐伊川である。櫛の旁りの巢の字は見る意の語源から、櫛には木の上につけられた小屋、見張小屋の意があるとされる。黒櫛橋は、皮付きの丸太で組んだ筏或いは浮橋の上に、組んだ丸太小屋の意であると解釈することができるが、単なる皮付き丸太の橋と解釈する人もある。古代の肥河は、出雲大社の存在していた島の前面の海峡へ直接注いでいた。

今から 6,000 年から 5,000 年前の縄文時代の早・後期の海進期には、現在の大社の全面に位置している陸地は、現在の出雲市、平田市、宍道湖、中海および美保湾が一つの海で連なる海峡の一部であり、島根半島は日本海に浮かぶ一つの島であったと考えられている。2400 前の縄文時代の海退期に弓ヶ浜が形成されたが、約 2,000 年まえの弥生時代から『出雲風土記』⁴⁵ が成立した時代、1,300 年前頃までの和銅・天平時代には、出雲大社はまだその海の名残の入江に面していたと判断される。大国主神はその宮殿(住居)を、中央政府との国譲り交渉の過程で、国の中央部から当時は出雲の半島あるいは島の海峡に面した臨海部、出雲の多芸志の小浜に移設させられていたことが推論されている。日本書紀にいう浮橋は、この新宮殿から海峡あるいは入江を隔てた対岸と連絡していた橋であったのか。あるいは快速船の天鳥舟に乗るための浮棧橋であったのか、今となっては想像の域を脱していようが、浮橋架橋を全く否定することは論理的には不可能である。

おそらく舟橋の架けられていたと想像される場所は、高層宮殿の床から地上に達している高い階段(高橋)の前面に位置する場所であったことであろう。記上巻にある「因幡の白兔」の神話のウサギが、ワニ(和邇)をだましてその背を渡ったというワニの列は、舟の列の浮橋であったことは容易に想像できる。和邇は魚の鮫・鱧ではなく海人の和邇の舟、後述する刳舟の諸手舟の類であったと判断される。ウサギが渡ってきたという淤岐嶋は、現在の大社の前面に存在していた古代の海峡に面していたと考えてよい。現存する出雲大社の屋根の千木先端までの高さは、8 丈(約 24m)であるが、『出雲大社伝』⁴⁶ は中古には倍の 16 丈(48m)であったことを伝えており、この天日隅宮の高欄床面までの高さは、約 30m であったと推定されている。この高宮に上るには長さ約 100m の長い階段が必要であり、日本書紀ではこの階段を高橋と称している。

紀巻第三神武記によると、東征して来た神武天皇一行の船団は、到着した地域の速い潮流に悩まされたので、この地を浪速とか浪華と称するようになった。8 世紀にはそれが転訛して難波と称するようになったと言う。4 世紀の難波地区は、すでに政治・文化の一大中心として位置していた。大化元年(645)に孝徳天皇(在位: 645-654)は、都を難波の長柄豊崎宮(大阪市中央区法円坂)に遷都し、天平 16 年(744)には聖武天皇(在位: 724-748)もこの地を都とした。また、紀「巻第十一 仁徳天皇 統治の 14 年(?)11 月条にみえる、難波の国(現、大阪市生野付近)に架けられた猪甘津の橋は、「猪甘津に橋為す。即ち其の処を号けて小橋と曰う。」と記述され、この橋は板橋・丸太橋であったとする説もあるが、舟橋であったとの推定論には歴史的根拠により積極的に同意せざるを得ない。紀によると難波には 5 世紀代応神天皇の大隅宮(大阪市東淀川区もしくは中央区)および仁徳天皇の元年(?)正月の高津宮(今の大阪城跡あたり)、孝徳天皇(645-654)白雉 2 年(651)12 月晦日の大郡宮から難波長柄豊崎宮(大阪市中央区)への遷都、聖武天皇(724-749)の天平 16 年(744)難波宮への遷都が行われた。

技術史の観点からは、この仁徳天皇の時代より約 1,300 年以前の中国の渭水では、すでに舟橋が架けられていた歴史があり、その浮橋創架 1700 年後の 4・5 世紀のわが国に舟橋が架けられていたとしても不思議ではなく、むしろこの橋が桁橋であったとする事が不自然であり、丸太橋であれば技術史の上では論外である。縄文時代の海進期の堆積作用により、ナニワ(大阪湾内)には多くの島々が浮かび、後世には難波の「八十島」といわれ、また八百八橋と称される由縁となった。

『常陸国風土記』「香島郡」⁴⁷ に、「古老のいへらく、倭武の天皇、相鹿の丘前の宮に坐しき。此の時、膳炊

屋舎を浦濱に構え立て、舂を編みて橋と作して、御在所に通いき。」と伝えている。相鹿は、茨城県行方市麻生町で、浦濱は潮来市大生と伝えられている。時代は比定できないが、水郷常陸国の統治に浮橋が架けられていたのは、単なる伝承ではなく事実であろう。

『出雲国風土記：意宇郡総記』48の国引きの綱は、「三身之綱打挂而、霜黒葛闇々耶々尔」と表現され、3本の子縄を用いた三つ子紬いの綱を用いている。この綱の材料は葛類を用いているとも想像されるが、材料に栲・苧の繊維を用いていた可能性もある。『三国志』『魏書 東夷伝』の倭国の条に、3世紀半ばの倭国には苧麻(からむし)の存在が記述され、布・縄の繊維に植栽もしくは自生の苧麻が用いられていた。古代遺構から出土した繊維および大麻種子から、大麻を布・縄などの繊維植物であると主張する古代史学者などが多く存在しているが、古代中国では大麻は織物・縄・綱の繊維として用いられることはほとんど無い。大麻は中国からの渡来植物で本来種子を食料として日本では主として菜種と同じく採油用に、近世末まで多量に栽培されていた。古来中国では、僧と俗階とを「麻魚」としていた。麻は大麻および胡麻の種子で僧侶の食物(油・豆腐など)の代表であり、一般人の食物は生臭物の魚で代表していた。

苧・栲・大麻・葛・蔦などの繊維植物についての詳細は、「第14章 舟橋・浮橋の係留索・綱と碇・錨 第1節 綱・ロープの技術史および文化史、第2節 綱・ロープの構成材料」を参照。

注 第2章 第1節 日本浮橋の起源 —原始より奈良時代へ—

1 自然の浮島は、泥炭化して浮上して岸部を離れ、その上に植物を繁茂させた湖上・河川上を移動する島および葦類の群生のまとまった根が、岸辺を離れて浮遊するブロックを形成するものをいう。又、海底火山の大噴火で噴出した多量の軽石(pumice)が幅30kmの帯状になって海上を浮遊する際に、植物・動物がこれに乗って移動することもあると判断される。これに習って古代人類が造った葦類・竹・木材の人工浮島は、現在でも東南アジアのメコン・メナム河口域、チグリス・ユーフラテス河口域のマーシュ地帯やアンデスのチチカカ湖等で、多数の人工居住基盤に用いられている。中国長江の筏も移動中の長期間の居住に用いられている。

2 チチカカ湖の浮橋は、浮島と同様にトトラ葦を浮体に用いている。第10章 第1節 南アメリカおよび中部アメリカの古代文明と舟橋・浮橋 (2)インカ帝国の吊橋・浮橋と浮島を参照。

3 浮路(causeway)は沼地や湿地帯に通路を設けるため、丸太や柴・葦類を沼地・湿泥地に敷いて通路とした。丸太で構成されている浮路は丸太路・木路と称することも出来る。ローマ軍団はゲルマニア・ガリア作戦でライン河口に、浮橋の原形ともいえる長い橋(*pons longus*)と称する浮路(木路・木道)を造っていた。[第9章 ローマ帝国とその後裔国の舟橋浮橋 第1節および第2節 参照]

4 鉄器時代の紀元前730年ころ、現在のデンマークのビスクーピンに建てられていた木造長屋の集合住宅は、敷き詰められた丸太地盤の上に、13棟の規準化されたテラスハウス形式のプランを持つ総数115の住戸から構成され、すでに回転軸つきの扉を使用していた。

‘Exploring Prehistoric Europe, Cris Scarre, Oxford University Press, 1998’

Chapter Eleven Biskupin

5 伊豆諸島の神津島の黒曜石は、関東地方の多数の縄文遺跡から発見されている。縄文人が黒潮を横断して本土へ持ち帰っていた。

『海を渡った縄文人——縄文時代の交流と交易、橋口尚武著』(小学館、1999年)

6 黒潮は古来黒瀬川と呼ばれた。黒潮については、橋南谿(1753-1805)*¹が江戸中期の寛政2年(1800)に著した『東遊記』に「伊豆の沖百三、四十里。南へ出て無人島へ渡る海に黒潮というところありて、数十里が間大河の如く唯一筋逆巻で流るところあるとなり。また東南の方安房、上総の沖に遠く出れば、潮ただ東の方へのみ落ちて、船などもそれより東へ落とされては又かえることなし。」がみえる。この記述が日本文献での黒潮の初見*²といわれる。

*¹『東西遊記、橋南谿著、宗政五十緒校注』(平凡社、1974年)。橋南谿については、第4章 日本近世の浮橋 第3節 江戸三大浮橋を参照。

*²『海、宇田道隆著』(岩波新書、1969年)

7 折口信夫(1887-1953)は、大阪生まれの国文学者で歌人。民俗学の研究者としても知られ、主著には『古代研究』(角

川文庫 1-6) がある。同著『国文学編』では、この地方の祖神である大己貴命を祭る能登一宮の羽咋神社(旧国幣大社気多神社：石川県羽咋市寺家町)の社を「漂著神を祀ったたぶの杜」と位置づけている。折口は歌人としては釈超空と称し、『春のことぶれ』など多数の歌集がある。

- 8 タブノキ(楠：*Machinus thunbergii*)は、クスノキ科タブ属で、生育分布地域は、北は青森・岩手の海岸地域から台湾・中国南部が主である。材質はクスノキとほぼ同じであるが、本州の北端まで分布している。乾燥密度は 0.69g/cm^3 で、クスノキの 0.54g/cm^3 より重い。昭和の初・中期の温暖地域ではクスノキは神社・仏閣の境内、学校などの庭、街路樹などに、普通に植えられていたが、タブノキは、海岸地方に孤立した巨木でしか見られなかった記憶がある。すでに有用木ではなく、その名を知る人も少なかった。家の造作を行っていた年老いた棟梁に 65 年以上前の 10 歳ころに教わった、タガヤサン、イスノキ*とタブノキの名まえは記憶に新しい。

※イスノキ(柞：*Distylium racemosum*)はマンサク科の 20m の常緑大木で、関東南部から琉球列島の照葉樹林帯に自生。気乾密度の平均値は約 0.9g/cm^3 、圧縮強度は $70\text{Ma}(720\text{kg/cm}^2)$ 非常に堅く加工が困難なため、利用は限定され今期以降に樅・舵材、シャチ・轆轤の心材、木刀などに用いられている。クスノキと混生するが古代・中世での用途が制限されたため、一般的ではなく折口信夫も著書では触れていない。

- 9 クスノキはクスノキ科クスノキ属(楠：*Cinnamomum camphra*) の双子葉植物で、関東以西の主として海岸地方に生育し、中国・日本では建築用材・造船材・彫刻材および樟腦の原料として用いられてきた。乾燥密度は、 0.54g/cm^3 程度で耐虫害性にすぐれている。樹高は 20m 以上、幹径は 1m 以上 7m に達するものもある。一般にその姿はタブノキに類似している。クスノキの生育地は関東以西、濟州島・中国南部・台湾・インドシナ半島などで、タブノキよりやや南よりある。高さ 40m、直径 5-8m に達する巨木も珍しくない。クスノキ科の樹木は、クスノキ・タブノキ・クロモジ・ニッケイ・グッケイジュ・アボガドなど芳香性を有している。

- 10 柳田国男(1875-1962)は、兵庫県生まれの民俗学者。東大卒後、農商務省、貴族院書記官長、朝日新聞論説委員を経て民間の民俗学者として研究に専念し、民間伝承の会、民俗学研究所を創立。その代表的な著作には『遠野物語』、『海南小記』、『蝸牛考』がある。自然主義作家の田山花袋(1871-1931)、島崎藤村(1872-1943)、国木田独步(1871-1908)との交友は 20 代のはじめから行われていた。田山花袋には、若き日の松岡(旧姓)国男(23 歳)を主人公にした初期の小説があり、その中に利根川の舟橋が登場している。〔第 5 章 日本近代の舟橋浮橋 第 5 節 近・現代日本文芸の舟橋・浮橋 第 5 節 今・現代文芸と舟橋・浮橋を参照〕

11 『海上の道、柳田国男著』(岩波文庫、1978 年)

12 『若菜集、島崎藤村著：現代日本文学大系 第 13 卷 島崎藤村集第 1』(筑摩書房、1968 年)

13 クロモジ(黒文字：*Lindera unbellata*)は、クスノキ科クロモジ属。枝で楊枝を作り、また蒸留して精油を作る。

14 宮本常一(1907-81)は、山口県生まれの民俗学者。日本中を旅した民族研究の成果は、『宮本常一著作集』(未来社刊行)に収録。

『アフリカとアジアを歩く、宮本常一著』(岩波書店、2001 年)

15 『対談集 古代技術の復権、森浩一著』(小学館ライブラリー、1994 年)

16 バルサ(balsa、*Ochroma logopus*)は、アオイ目、パンヤ科の中南米の熱帯原産の常緑高木。密度が非常に軽く、 150kg/m^3 から 200kg/m^3 程度で、ブイ・断熱材・航空機部材・模型用材に使用されている。圧縮強度は 26Mpa 、曲げ強さは 36Mpa 程度。Balsa はスペイン語では、イカダの意味である。

17 『コンチキ号漂流記、ハイエルダール著、神宮輝夫訳』(偕成社、1976 年)

18 『クック 太平洋探検記(1)-(6) ジェムズ・クック著、増田義郎訳』(岩波書店、2004-05 年)

19 『航海の世界史、ヘルマン・シュライバー著、杉浦健之訳』(白水社、1977 年)

20 『偉大なる航海者たち、P.H.バック著、鈴木満男訳』(社会思想社、1966 年)

〔Peter H.Buck 'Vikings of the Sunrise' New York, 1938 の抄訳版〕

- 21 今日まで存在しているなかで最も古い橋とされている石橋の遺構が、イギリスのデボン州ダートムア国立公園(Dartmoor National Park)のポストブリッジ(Postbridge)に遺されている。この地点を東南に流れる東ダート川(East Dart River)が、B3212 号線の道路と交差する箇所付近に架けられている、3 スパンの石板橋(石桁橋)とその上

流

の単スパンの石板橋などである。この橋は、年代不詳の先史時代に架けられたと言われるが、その時代は証明されていない。現在ではクラッパー橋(Clapper Bridge)と呼ばれ、川中に立てられた花崗岩石積み2本の橋脚と、両岸の橋台の上に3枚の花崗岩版(橋床)を2スパンに架けられている。その約1,000m上流にも、同様な構造の単スパンのクラッパー橋が架けられている。これらの花崗岩の橋版(スラブ)の厚さは30cm、1枚の重量は8トンにおよぶ巨岩で、現在も当時の姿を伝えて保存されている。クラッパー橋のclapperは、叩く意味のclapに由来していると言われている。近年になり、この橋は中世期に架けられた新しい橋であるとの説も登場している。

22 アハ(Aha)王は、初期王朝時代(Early Dynastic Period : 2920-2575BCE)の第1王朝創始者メネス王とされ、紀元前2920年、メンフィスに都を定めた。

23『大日本漢和辞典、諸橋徹次著』(大修館書店、1990年)

24『字統、白川静著』(平凡社、1990年)

25『設文解字』は後漢時代に許慎(30 CE-124 CE)が編纂した、15巻からなる中国の字書。9353の小篆文字を収録し、540部に分類、それぞれに字形・字義を訓釈している。『設文』と略称。

26『三才図会』は中国の類書。明の王圻が1607年撰出した天文・地理・人文・動物・植物・器物などの図解百科全書。全106巻。

27『和漢三才図会』は、江戸時代の正徳2年(1712)に大坂の医師寺島良安(1654-?)等が著した百科事典。明の『三才図会』にならい、和漢古今の事物を天文・地理・器具などに分類し、各々の図画に漢文で説明を加えてある。全105巻、81冊。

『和漢三才図会 1-18、寺島良安著、島田勇雄〔ほか〕訳注』(平凡社、1985-1991)

28『揚子方言』は、漢時代の揚雄が撰じた、各地方からの朝廷へ参勤する使者たちの方言語彙を、13巻または10巻に収録したもの。『方言』と略称。

29『呉書、陳寿著：古典研究会叢書 漢籍乃部 第6巻』(汲古書院、1988年)【静嘉堂文庫蔵の複製】

『呉書 1,2,3、陳寿著、小南一郎訳：三国志 正史 6,7,8』(筑摩書房 1993年)

30 舟・船の漢字舟偏に刀の傍の漢字(こう)は、小舟。・艇(こう)は、こぐ舟で、船の俗字として用いる。・舢は清時代の砲艦。・杭はわたる、渡し舟で渡る。舟、渡し舟。舟を二艘並べた組舟の意から、舟を連ねた舟橋の意味。航の正字は方偏に亢を旁とする文字であり杭と同じで渡る、架けるの意。舟橋を意味している。もとは水を渡る意。舩はふね・舩はふね、もやいぶね。・舩はふね、または大船。和名抄ではハヤフネ。・舩はふねの大きさの単位：一丈四方、とも、船尾。舩は長く狭い舟。・舩ははこぶね、ふね。・舩はこぶね、ふね。舩は海中の大船、唐宋以後の用語。・舩はやかたぶね、窓のあるこぶね、こぶね。・舩はこぶね、はしけ。舩はふね、こぶね。・舩はふね。・舩は海を行くおおふね。舩は細長いふね。・舩はおおぶね、わたしぶね。舩はふね、はしぶね。舟+旁の字(ほう)はふね、もやいぶねで舩と同じ。舩はふね。舩・舩はいくさぶね、軍船。舩は舟の総称。

『書言字考節用集注研究並びに索引、横島昭武〔原著〕、中田禎夫・小林祥次郎編』(勉誠出版、2006年)

『日本国語大辞典 1巻-13巻、日本国語大辞典第二版編集委員会編』(小学館、2000年-06年)

『字統、白川静著』(平凡社、1990年)

31 カササギは、スズメ目カラス科の鳥で、ヨーロッパ大陸からアジア大陸にかけてと、米国東部・中部に広く分布している。翼長20cmでカラスより小型、腹部と肩は白色で羽の地色は金属光沢ある黒緑色、けたたましい鳴き声を出す中国では縁起の良い鳥である。我が国では、北九州の佐賀平野に棲息する、天然記念物に指定されている外来種である。生息地・渡来地・形態から、肥前ガラス、朝鮮ガラス、ぶちガラスなどとも呼ばれている。敗戦直後の1941年の冬、少年時代の著者は、佐賀平野を貨物自動車の荷台に乗って横断旅行中、道路脇の電柱や立ち木に枯れ枝で作った大きな巣と異様な鳴き声、南九州では見たことのない、白黒まだらの小型のカラス様の鳥をみて驚いた経験がある。佐賀有田の窯元の人から、この鳥は「カササギ」といい、文禄・慶長の役(1592-98年の豊臣秀吉の朝鮮出兵)に際し、佐賀藩主鍋島直茂が朝鮮から持ち帰った鳥が定着・繁殖した、とのいわれを聞いた。万葉の歌人は、牽牛(彦星)を渡し舟で天の川を平安の女性宮廷歌人たちが、カササギを実際に見た経験があるのかは疑わしい。

日本の弥生時代後期に書かれた中国の歴史書『魏志』「東夷伝」には、倭の国に棲息する動物の種類を「無牛馬虎豹羊鶻」と記述し、当時の日本にはカササギが生息していなかったことを示している。中国・朝鮮ではカササギは、カ

ラスやスズメなどとともにも村落に普通にみられる鳥類で、古来現在に至るまでこれらの野鳥は、庶民階級の食用に供されてきた。また、カササギの鳴き声は中国では古来瑞兆とされている。平安時代以降には我が国ではカササギは歌枕となっている。

- 32 カササギ(鵲)の橋は、淮南子^{えなんじ}※に記されている「烏鵲填河成橋度織女」(カササギが羽で橋を天の川に造り、織女を渡した)に因み、烏鵲橋・鵲橋とも呼ばれた。七夕の夜、カササギが羽を広げて連なり天の川の橋としたのか、羽を川に浮かべて舟橋としたのかは、この淮南子の文章からは判然としないが、このふたつの説が古来伝えられている。淮南子は、前漢(紀元前 2 世紀)の学者で淮南王の劉安(?-BCE122)が著した『鴻烈』のうち現存する 21 篇をいう。

※ 淮南子は、漢の高祖劉邦の孫の劉安。淮南王を継ぎ劉安の著作『鴻烈』のうち現存するものを『淮南子』という。『淮南子、富山房編輯部編：漢文大系 第 20 卷 孔子家語』(富山房、1977 年)

- 33 天浮橋は、天と地を結ぶ梯を意味していると言われる。天の神と地上とを結ぶ梯の話は、旧約聖書創世記にもこの例は見られる。記紀に述べられている天地創生の物語は、日本独自のものではなく古くは中国からの伝来であり、またポリネシア・メラネシア・ミクロネシアや東南アジア諸島にひろく残る説話と起原を同じくしている^{*}。また、天浮橋は虹を象徴しているともいわれ、古代中国でもアーチ式の反橋^{そりはし}に虹橋の名称を多く与えている日本でもアーチ形式の橋脚を有しない橋もまた空に浮く浮橋とされてきた。 (第 10 章 中国および周辺諸国・オセアニアの舟橋・浮橋 第 2 節、第 3 節参照)。

『日本神話の研究第 1 巻-第 4 巻、村松武雄著』(培風館、1954-1958 年)

- 34 日本書紀は日本記ともいわれ、天武天皇養老 4 年(720)に成立し、次の巻第一から巻第三十の 30 巻から構成されている。

『日本書紀 巻第一 神代紀上』、『日本書紀 巻第二 神代紀下』、『日本書紀 巻第三 神日本磐余彦天皇 神武天皇』、『日本書紀 巻第四 綏靖天皇 安寧天皇 懿徳天皇 孝昭天皇 孝安天皇 孝靈天皇 孝元天皇 開化天皇』、『日本書紀 巻第五 崇神天皇』、『日本書紀 巻第六 垂仁天皇』、『日本書紀 巻第七 景行天皇 成務天皇』、『日本書紀 巻第八 仲哀天皇』、『日本書紀 巻第九 神功皇后』、『日本書紀 巻第十 応神天皇』、『日本書紀 巻第十一 仁徳天皇』、『日本書紀 巻第十二 履中天皇 反正天皇』、『日本書紀 巻第十三 允恭天皇 安康天皇』、『日本書紀 巻第十四 雄略天皇』、『日本書紀 巻第十五 清寧天皇 顕宗天皇 仁賢天皇』、『日本書紀 巻第十六 武烈天皇』、『日本書紀 巻第十七 継体天皇』、『日本書紀 巻第十八 安閑天皇 宣化天皇』、『日本書紀 巻第十九 欽天皇』、『日本書紀 巻第二十 敏達天皇』、『日本書紀 巻第二十一 用明天皇 崇峻天皇』、『日本書紀 巻第二十二 推古天皇』、『日本書紀 巻第二十三 舒明天皇』、『日本書紀 巻第二十四 皇極天皇』、『日本書紀 巻第二十五 孝徳天皇』、『日本書紀 巻第二十六 斉明天皇』、『日本書紀 巻第二十七 天智天皇』、『日本書紀 巻第二十八 天武天皇 上』、『日本書紀 巻第二十九 天武天皇 下』、『日本書紀 巻第三十 持統天皇』

刊本

『日本書紀(一)~(五)、坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注』(岩波書店、1994-1995)

『日本書紀前篇・後篇、黒板勝美編：国史大系 第 1 巻上・下』(吉川弘文館、1951 年)

『古事記及び日本書紀の研究、川副武胤著』(風間書店、1976 年)

- 35 『釋日本記』は、卜部懐中賢が鎌倉末期に著わした、日本書紀の注釈書。

『釋日本記、国史大系編集会編：国史大系第 8 巻』(吉川弘文館、1965 年)

- 36 栲縄はカジノキの樹皮の繊維でなった縄。[第 14 章 舟橋・浮橋の係留索・鎖および碇・錨 第 1 節 ロープ・綱の技術史および文化史を参照]

- 37 高橋はハシゴ、梯をいう。

- 38 天鳥船は、記紀に記載されているクスノキで作られた丸木舟の快足舟を言う。記紀では、これらの舟を天盤船・天盤櫂船・鳥盤櫂船と称している。古代中国でも強健で耐水性・耐久性にすぐれた舟の建造には、タブ・クス材を用いることが多い。日本中部から以西の縄文・弥生時代の丸木舟も、クスノキ・タブノキで作られたものが多く出土している。盤には大きな岩の意があり、クスノキ(楠・樟)類の丸木舟は、固くて頑丈で耐久性に勝っていたため高い評価を受けていた。

- 『伊勢と出雲、渡辺保忠著：日本の美術 3』（平凡社、1969年）
- 『古代出雲大社の復元、大林組プロジェクトチーム編著』（学生社、1989年）
- 39 紀における天安川は、天之川とほぼ同じものと判断される。
- 40 打橋は、架け外しの簡単な板や材木を用いた板橋。
- 41 古事記は、天武天皇が稗田阿礼に作成を命じ、太安萬侶が完成させ、和銅5年(712)正月28日元明天皇に提出した3巻よりなる歴史書。上巻は神代、中巻は神武から応神までの、下巻は仁徳から推古までの歴代天皇の系譜および天皇・皇后・皇族などの治績・業績を物語風の歴史書。
- 『古事記、幸田成友校注』（岩波書店、1937年）
- 42 『日本書紀』白雉四年七月条の門部金に関連する原文と解説注。
- 「秋七月、被遣大唐使人高田根麻呂^{※1}等、於薩麻之曲・竹嶋^{※2}之間、会船没死。唯有五人。繫胸一板。流遇竹嶋。不知所計。五人之中、門部金^{※3}、採竹為筏、泊于神嶋^{※4}。凡此五人、經六日六夜、而全不食飯。於此、褒美金、進位給録」
- ※1 高田根麻呂は遣唐使大山下高田首根麻呂。 ※2 竹嶋は鹿児島県大隅半島の南沖合、薩南諸島の竹島。 ※3 門部金は牟須比命の後とされるが詳細不明。 ※4 神嶋は鹿児島県甑島列島の上甑島、もしくは肥前西南海中の神島といわれているが詳細不明。
- 43 杵は杭でイカダの意。杵屋は筏の上の建物。
- 44 漂流民は、中国の広東省珠江下流、福建省の河川下流・海岸地区などに居住する漂流民を指す言葉である。漂流民は、東南アジア各地、中国大陸南部、日本列島などに広く分布していた。羽原又吉の「漂流民」^{*}では、土地と地上建物を所有せず、小舟を住居として1家族が生活し、海産物を中心とする各種の採取を行い、販売もしくは農産物などの交換により生計を立て、定住せず定まった海域をたえず移動する民族を言うが、現在では、この形態の漂流民は、ほとんど見られなくなっている。
- 『漂流民、羽原又吉著』（岩波新書、1963年）の引用文献『江西通史雑録』は未調査。
- 45 『出雲風土記』は、出雲の国9郡の風土・物産・伝承について述べる風土記。『風土記』は、和銅6年(713)、元明天皇の命を受けて諸国の郡郷の由来、地形、産物、古伝説などが編纂された地誌である。それらの大部分は逸散しているが、『出雲風土記』は原本がほぼ完体で残り、『常陸・播磨風土記』は大部分が残っている。『豊後・肥前風土記』は一部が残り、その他諸国の逸文がある。承和2年(835)には東海・東山道の現在の滋賀県大津市に、浮橋を造った記録が残されている。また、貞観4年(865)に架けられていた桁橋の瀬田橋は、7世紀には舟橋であったと伝えられている。
- 『風土記、秋元吉郎校注：日本古典文学大系』（岩波書店、1993年）
- 『風土記集、大日本文庫刊行会篇、植村直一郎校訂：大日本文庫第35巻〔第1〕』（大日本文庫刊行会、1936年）
- 『風土記、吉野裕訳』（平凡社、1969年）
- 『風土記の研究、秋元吉郎著』（ミネルヴァ書房、1998年）
- 46 『伊勢と出雲、渡辺保忠著：日本の美術 3』（平凡社、1969年）の図112は古代出雲地方図参照。『出雲大社伝』
- 『古代出雲大社の復元、福山敏夫、大林組プロジェクトチーム共著』（学生社、2000年）
- 『伊勢神宮と出雲大社：「日本」と「天皇の誕生」、新谷尚紀著』（講談社、2009年）
- 47 『常陸国風土記 全訳注、秋本吉徳著』（講談社、2001年）
- 48 出雲風土記参考書
- 『出雲風土記、戸井田道三著』（平凡社、1974年）
- 『出雲国風土記、荻原千鶴著』（講談社、1996）

第2節 古代歴史時代の舟橋・浮橋 —倭国・大和国の浮橋から律令国家の浮橋へ—

(1) 倭国・大和国の浮橋

本節における「倭国・大和国の浮橋」の歴史時代区分は、「前節 (2) 神話・歌謡と伝承の舟橋・浮橋」で述べた浮橋の時代と重なる場合が多くある。古代浮橋の伝承記録と歴史記録は本来区別して叙述されるべきであり、本章でも原則としてこの規定に従って論考を行っているが、この境界を峻別することは不可能であり木簡などの出土史料、宮殿・社寺・古墳・官衙・住居遺跡のさらなる考古学的調査研究を必要としている。前節で主要史料とした紀・記、風土記の古代史書に記載されている浮橋の浮体の種類・浮橋材料に関する史料内容は、すでに「2-1-2 神話・歌謡と伝承の舟橋・浮橋」で述べたように、歴史叙述よりもむしろこれらの伝承・歌謡や『万葉集』の歌などの文学史料の方が、浮橋史としての記録性の質は遙かに優れている場合が存在するといえよう。

本節で述べる倭国・大和国の浮橋史における倭国の歴史時代の大枠は、崇峻天皇5年(592)から元明天皇平城宮遷都の和銅3年(710)までを倭国とし、大和国の浮橋は奈良時代和銅3年から平安遷都の延暦13年(794)までを対象としている。浮橋史の論考に際して主要史書は、古代日本の国史(六国史)¹は6世紀後半ころから持統天皇までの『日本書紀』(?-697)の記録、文武天皇から桓武天皇初期治世までの『続日本紀』²(697-791)および『日本後記』³(792-833)のうち桓武天皇在位初期の平安京遷都までの項を用い、六国史以外の主な史書には『日本紀略』⁴・『令義解』⁵・『令集解』⁶・『新撰姓氏録』⁷を用いている。

古墳時代4世紀なかばには倭国が五畿内地域にはぼヤマト政権を確立し、5世紀はじめに中国東晋国に貢物を献じ、宋王朝(420-479)の時代の421年には倭国王の詔⁸を受けていた。紀には、大友金村大連らが男大迹王を越前国から迎えて天皇(継体天皇)⁹の位に就けたと記されている。書紀の継体5年(511)頃、都を山背国(794年には山城国に改称)の筒城(京都府京田辺市多々羅都谷)に定め、さらに継体12年(518)には弟国(京都府乙訓郡)に遷し、22年(526)には磐余(奈良県桜井市磐余)に遷都を行っている。『新撰姓氏録』には和葉使主¹⁰の先祖が欽明天皇(540-571)の時代に、新羅出兵の将大友挾手彦にしたがって入朝し「内外ノ典」、「葉ノ書」および「明堂ノ図」など164巻を献上している。「内外ノ典」は内典が教典、外典は儒教書とされ、大友挾手彦の凱旋(0)にさいし工人の渡来および橋梁・建築の伝来が当然あったと思われるが、これらに関する史料には建設技術の具体的な記述は乏しく、また古代史などの解説および建築古代史¹¹などにも登場することはほとんど無い。

『紀卷第二十』に推古天皇(在位:592-628)は、豊浦宮(奈良県高市郡明日香村豊浦)に即位し、推古20年(612)ころに百済の工人の技術により宮廷南庭に呉橋、三河國矢矧橋および遠江國の濱名橋を架けてられているが、これらの橋の構法・構造詳細は不詳である。次に即位した舒明天皇(在位:629-641)は舒明2年(630)飛鳥の岡本宮に遷った。約100年続く飛鳥時代の始まりである。天皇は舒明2年(630)最初の遣唐使(犬上御田歙・葉師恵日)を派遣している。朝鮮半島は高句麗・百済・新羅の三国が相争う時代であり、政府は隋に替わった唐帝国の建国儀礼と状況視察の目的で遣唐使を派遣し、主要目的である朝貢貿易の再開をはかった。天智天皇(在位:662-672)は天智6年(657)都を近江大津宮に遷都した。はじめて天皇号を用いたとされる天武天皇(在位:672-686)は、壬申の乱(672)をおさめて飛鳥の後岡本宮に入り、この冬に飛鳥浄御原宮を造った。壬申の乱(672)で初めて歴史(日本書紀)に瀬田唐橋の名がみえる。

持統天皇(686-697)は持統6年(692)に藤原宮(奈良県橿原市醍醐町、高殿町、ほか)の建設に着手し、2年後の8年に新都に遷っている。藤原京は日本で最初に、広大な京城を持つ中国都城の条坊制にならって建設され、持統・文部・元明3代の都となった。

(2) 奈良時代の舟橋・浮橋 —律令制度下の舟橋・浮橋の架橋—

元明天皇(707-715)は和銅3年(710)に平城京に遷都し、聖武天皇(在位:722-745)は天平12年(740)久邇京(恭仁京)¹²遷り、ついで16年に長岡京(京都府向日市、長岡京市、京都市左京区)を都とした。奈良時代の末期、延暦3年(784)に桓武天皇(在位:781-806)は、平城京を廃して新都を長岡京に遷し、さらに10年後の延暦13年(794)山城国の宇多に遷して平安京と名付けた。これらの遷都の御幸の行程には、通常では天皇が渡るべき畿内の諸河川が存在していたが、泉州渡河の浮橋以外には具体的な渡河手段は記録されていない。また律令時代に定められていた、行幸の橋を架ける役目の橋渡使の行動記録も存在していない。

中央集権の律令国家時代(大化改新後から平安初期時代)には、既に主要海道には駅伝制度が整備されていた。軍隊・使役民の移動と納めさせた調・庸の中央政府への輸送のための、道路・渡などの交通網が増設され、主要街道における橋・舟橋の架設もその一環の政策であった。天武天皇は天武 10 年(681)2 月律令の編纂を命じ、大宝元年(701)に大宝律令 12 が完成した。律令国家 13 が成立した奈良時代の天皇の行幸にさいして、畿内の摂津・山背(山城)・近江・和泉・大和や紀伊国・美濃国などへの道筋に交差する加茂川(鴨川)、大堰川・桂川、瀬田川・宇治川、淀川、木津川、大和川、舟橋川などの諸河川の津・渡しの多くには舟橋が架けられるようになっていた。又東国への版図拡大および九州での中国・朝鮮からの侵攻防御のために、東山道・北陸道・西海道などにも兵員・馬・糧食・武具運搬の浮橋が架けられていた。石母田正 14 によると古代国家における天皇の国家大権は、第一 官制大権、第二 官吏任命権、第三 軍事大権、第四 刑罰権、第五 外交権、第六 王位継承に関する大権の五つから構成としている。

既に述べたように、天武天皇元年(697)より桓武天皇の延暦 10 年(791)までの 95 年間の史書『続日本紀』と『日本後記』には、奈良時代から平安時代初期までの律令政府は、道路および橋・渡などの渡河設備の充実を図ってきたことが記述されている。奈良時代・中世日本でも、渡渉不可能な河川における軍事用の兵員・物資の、安全かつ急速な移動を計るための臨時架橋、あるいは洪水・高水などにより流出した木構造橋梁の仮設橋として、筏や小舟を連結してその上に橋板を並べ或いは柴を敷いて土で覆った舟橋や筏を繋いだ筏橋が架けられていた。これらの浮橋は丸木橋・投掛(渡)橋・土橋・板橋・藤橋・索道などの橋と、長い間共存していたであろうことは否めない。通常の木橋でも洪水に流され、技術的にも資力的にも再架橋が困難な場合には、むしろ舟橋のほうが手間はかからずに便利であり、御幸の橋、軍事用の橋、緊急の橋さらには常設の橋としても利用されていた。

『日本書紀』を引き継ぐ史書『続日本紀(統紀)』には、卷第一文武天皇元年(697)から桓武天皇延暦十年(792)までの歴史が述べられている。『統紀卷第 1』の文武三年(699)春正月条には文武天皇は難波宮に行幸し、大宝元年(701)8 月 3 日 5 月 17 日には「大宝律令」が完成しにている。持統太上天皇は、大宝 2 年(702)10 月 10 日から東国の参河国、近江国、尾張国、美濃国、伊勢国、伊賀国を行幸し 25 日に還御している(卷第 3)。元明天皇は和銅元年(708)9 月と翌 2 年の 12 月平城に行幸し(卷第 5)、和銅 6 年 6 月 23 日には甕原離宮(山背国相楽郡、現京都府加茂町)に行幸し 26 日還御している(卷第 6)。

『続日本紀四』^{つきごめ}春米運輸に障害生じ、天平神護 2 年 9 月に任命されて五畿内・六道に派遣された巡察使の、春米の輸送は従来の人民を雑徭徭として使役し人別に食料を支給することを改め、人民から馬を提供させて、その馬を牽く人夫のみに食料を与える方式に改めることの、具申を採用している。

元正天皇(715-748 : 724 年讓位し以後太上天皇となる)は、養老元年(717)2 月 11 日から 19 日まで難波宮と和泉宮(大阪府佐野和泉市上之郷)に行幸、9 月 11 日から 27 日まで近江国・美濃国の行幸、翌 2 年 2 月美濃国醴泉 15 に行幸(卷第 7)、聖武天皇(724-749)は神龜 2 年(725)10 月 10 日に難波宮に行幸、3 年 10 月 7 日播磨国に行幸し難波宮をへて 29 日還御している。難波宮に於いて、藤原宇合(694-737)^{うまかい}16 を後期難波宮の建設責任者「知造難波宮事」に任命している(卷第 9)。聖武天皇は天平 2 年(730)9 月 28 日諸国の防人を停止しさらに大規模な狩猟を禁止し(卷第 10)、4 年 7 月には私蓄の猪 40 頭を購入し山野に放生している。天平 6 年(734)3 月 10 日に難波宮に行幸し造難波宮司(正五位下石川朝臣^{ひらふ}杖夫)等に禄を与え、竹原井頓宮^{たけはらのかりみや}を経て 12 日平城宮に還御(卷第 11)している。

聖武天皇は天平 12 年(740)10 月 19 日、伊勢国・伊賀国、関宮(現、川口関)を経て美濃国、野洲・禾津(大津市膳所)に宿り、山背国相楽郡玉井にとどまっている。12 月 15 日、恭仁宮に行幸し都に定めた(卷第 13)。

『続日本紀 卷第十四』の天平 13 年(741)10 月 16 日の記録には、聖武天皇は鹿背山の東の川に橋を架けている。なお、この橋の工事は 7 月から畿内および諸国の優婆塞(在俗の僧見習)を召して行われ、705 人の得度 17 が許されている。同じく天平 14 年(742)8 月 13 日条にはその前日の石原宮行幸にさいし、恭仁宮より南に伸びる大路(鹿背山西道)の西の頭^{ほとり}と甕原宮を結ぶ路に大橋を架けさせている。『卷第 16』の天平 17 年(745)5 月 5 日聖武天皇は、泉川(木津川)に架けられた泉橋 18 を渡り、近江の紫香楽宮から恭仁宮に還幸している記録がある。この泉橋が天平 13 年 10 月癸巳条の賀世山の東の川(木津川)に造られた浮橋であるのか、或いは『行基年譜』の泉大橋なのかこれらの泉橋の構法・架橋場所の区別は判然としていない。しかし後述する万葉集の泉橋は、新都恭仁宮の寿ぎに歌われている泉川の浮橋に同定できる。

桓武天皇は天応元年(781)4月、45歳で即位し延暦3年(784)に都を平城京から長岡宮に遷し、律令下の官僚機構による政権を把握していたことを続日本紀は記録している。『続紀巻38 桓武』延暦3年の条には、狩りを好んだ天皇は延暦2年(783)の10月14日から5日間片野で、延暦4年9月には水雄岡で、延暦6年10月17日から4日間の狩りを片野でそれぞれ行い、8月には。延暦8年7月14日の条には、もはや不必要となったので伊勢国鈴鹿、美濃国不破、越前国愛媛の三関所の廃止を命じている。平安京遷都後の延暦11年(792)には、8回の狩りの行幸を登動野、水生野、大原野、栗前野、片野で行っている。本章 第3節 平安時代の舟橋・浮橋(2)、(3)を参照。

しかし、続紀の95年間の歴史叙述の中に浮橋の架橋を記録するものは、卷十六 天武天皇天平17年(745)5月5日条の、恭仁宮遷幸にさいしての泉川(木津川)の泉橋であるが橋の種類は明記されていない。これが浮橋であったことは類従三代格および後述する万葉歌により初めて確認される。桁橋の名が明確に記されているのは、淳仁天皇天平宝宇8年(764)の押勝の乱にさいして、天皇軍が焼き払った勢多橋のみである。続紀には、天平時代の聖武天皇・孝謙天皇・称徳天皇が行った、数多くの行幸が記録されているが渡った多数の渡河方法に関しては、天平17年の木津川浮橋以外にはなにも記されていない。なお、桓武天皇延暦3年(784)の条には、長岡京近くの淀川の大山崎橋の材料は、阿波・讃岐・伊の三国で負担していたことが記述され、記録は存在していないが長岡京建設の木材など諸資材は、山陽道・南海道諸国が負担していたのであろう。

宗祇が著した『名所方角抄 伊勢』【国立国会図書館蔵】には、伊勢街道 19 が山田の近くで宮川と交わる渡しには、伊勢神宮外宮参詣のための浮橋が記録されている。また、『大神宮諸雑事記 一』²⁰には、天平宝宇2年(758)9月宮廷からの御祭使の祭主清麿呂卿(和気清麻呂)²¹が、會川(宮川)²²の浮橋を渡るとき舟橋の舟が乱解して隨身忌部の馬一匹が川にながされ斃死した。神宮関係者は不忠をわび事後御祭使には、騎馬4頭を貸出すのが恒例となった。桃山時代作とされる『伊勢雨宮曼荼羅』²³の画面右下に、外宮の西方を流れる宮川に架けられている舟橋と禊ぎをする人々が画かれている。また江戸時代に画かれた『伊勢参宮曼荼羅図』²⁴右副の伊勢神宮外宮図の右下に、宮川に架けられている舟橋が画かれている。

『伊勢参宮名所図会 四』²⁵には、「渡し舟は昼夜を分たず、満水の時も雨宮の神宮より人を出し、参詣人を渡さしむ、御遷宮の御時は舟橋を架くる、是上古斎勅使参向の時の例なりとぞ、」とある。²⁰年ごとに行われていた外宮御遷宮の時には、宮川の「桜の渡し(下の渡し)」に舟橋が架けられていたとされるが、是の詳細を示す史料²⁶は現在未見である。

(3) 万葉集に歌われた舟橋・浮橋

『万葉集』²⁷には具体的には歴史に記録されていない、浮橋の存在を示す歌が多数収載されている。万葉集巻十秋の雑歌に、天の川(天漢)と七夕に関して 97首²⁸が歌われている。中国の唐時代の七夕の神話・伝説²⁹は、七月七日の夜に天の川を牽牛星(彦星)と織女星が逢うために、織女はカササギが天空の天の川に架けた浮橋の鵲橋をわたり、牽牛の元へかよう次第にほぼ定まっていた。日本における万葉巻十の七夕の歌は、逆に牽牛が天の川を舟をこいで、あるいは渡舟で織女のもとに通うのが常であり、橋をかけて織女が牽牛のもとへ渡るとはほとんど歌われていない。七夕の歌の万葉時代のおもな渡河方法は、橋ではなく徒渉のほかは舟渡が主な方法であり、僅かにかけられていた橋は小川に丸木橋・棚橋(板橋)を主に架け、大河に桁橋をこれらの万葉読み人たちのために架けられることはほとんど無かった考えられる。さらに、これらの歌が詠まれた時代(629-672)には、古代の舟橋は御幸の天皇専用の架設橋であり殿上人や官人のほか、畿内の住民のごく一部にしか認知されず、地方の住民には想像すら出来ないほど、いまだ普及していなかったと判断され、読人たちは渡場を舟で渡り小川は掛橋を通るか徒渉が常であり、舟橋を渡るとはほとんどなかったのであろう。しかし、舟橋を歌った万葉人はいる。

万葉 巻第九雑歌の長歌[1764](作者未詳)の七夕の歌³⁰には、天漢の上つ瀬に玉橋を渡し下つ瀬には「船浮居」³¹と舟橋を架けていたことが歌われている。ただし、反歌[1765]にしめす天の川の通行は和漢折衷で、橋を渡らずに船をこいで用いている。この天の川は現在の木津川で架橋箇所は、大和国と山背国とを結ぶ街道筋で現在の泉大橋の近傍であろう。

ひさかたの 天の川に 上つ瀬に 玉橋渡し 下つ瀬に 船^う浮けすゑ
雨降りて 風吹かずとも 風吹きて 雨降らずとも 裳濡らさず
止まず来ませと 玉橋渡す

日本書紀によると持統天皇は、在位 3 年目から 11 年目の間に、31 回の吉野宮(現、奈良県吉野郡吉野町宮瀧)行幸³²を行ったことが見える。柿本人麻呂(生没年未詳:660 頃-720 頃)³³は持統天皇(645-702:在位 687-697)の吉野宮行幸にお伴して、吉野川に架けられた舟橋を長歌に詠じている。柿本人麻呂は、天皇の吉野行幸に度々供奉して長歌・反歌を多数奉じ、万葉集「幸于吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作歌」〔巻第一 三十六〕に、吉野川の舟橋が詠われている。

やすみしし 吾が大君の 聞こしめす 天の下に 国はしも
さはにあらねど 山川の 清き河内と御心を 吉野の国の
花散らふ 秋津の野邊に 宮柱 太敷きませば
もゝしきの 大宮人は 船並めて 朝川渡り 舟競ひ 夕川わたる
此の川の絶ゆる事 此の山の 彌高しらす みなぎらふ
瀧のみやこは 見れどあかぬかも

「船並めて」は舟を横に並べることで、同様な「馬並めて」、「駒並めて」「楯並めて」などの用法が万葉集には見られる。この舟橋は、吉野川の秋津の河畔に渡されていたと推定され、その箇所は宮瀧とその対岸地域を指すといわれている。書紀には、持統天皇吉野行幸のさいの吉野川舟橋についての特別の記録は無いので、御幸での舟橋架橋は通例のことであり、特記するに値しなかったのであろうか。

右馬頭境部宿禰老麻呂(伝不詳)は、聖武天皇の天平 13 年(741)2 月に山背国三香原に建てられた新都久邇京を寿^{ことほ}ぎ、泉川(木津川)下流にかけられていた浮橋を万葉集 卷第十七〔3907〕に詠じている。

山背の久邇の都は 春されば花咲きををり 秋されば黄葉^{もみぢば}にほひ
帯^をばせる泉の河の上つ瀬に打橋渡し 淀瀬には浮橋渡し
在り通ひ仕え奉らむ 萬代までに

当時、泉河(現、木津川)の上流の川幅の狭い部分には、板を架けて橋とし水流の盛んな川幅の広い下流には、舟を浮かべて浮橋としていたことが、この歌からうかがい知ることができる。しかし、天平 12 年(740)甕原に造営された恭仁宮は、わずか 4 年で廃都となり難波宮に遷都(744)された。『続日本紀 聖武天皇』天平 13 年 10 月条には木橋が完成した記述があるが、この橋は洪水で流され平安期には浮橋が架けられていた。〔泉川浮橋については注 61 および本章 2-2 平安時代の浮橋を参照〕

高橋虫麻呂は万葉集の卷第十七の高橋連虫麻呂作の、河内の大橋を独人行く娘子を見し歌〔1742〕一首には、この衛我川(石川)とされる片足羽川³⁴の「河内大橋」が詠われている。河内大橋を虫麻呂は「片足羽川のさ丹塗り大橋」と歌っているが、この片足羽川は河内国大和川の支流石川とする説が多く、万葉集のこの歌の大部の解説に用いられているが、河内大橋がここに架けられていた根拠はこれまで何も示されていない。天保 10 年(1839)板の『国花万葉記 四 河内 交野郡』³⁵には「船橋川 古へは大橋有しが、山水の早水にてかけたまらざれば、何の頃よりか船橋になりけると也、片足羽川とは此事也」が記され、片足羽川は交野郡の天野川(舟橋川)であるこの説を支持したい。この大橋は残されている舟橋は川名および地名から、東高野街道の天野川舟橋であった判断される。〔第 4 章 日本近世の舟橋 第 5 節.地名および氏名に残された舟橋・船橋と浮橋を参照〕

『続日本紀』の天平 13 年(741)10 月条には、同年「冬十月癸巳(16 日)賀世山の東の川に橋を造る」がある。賀世山の東の川は木津川であり、この橋は泉橋と名付けられ賀世山西路が木津川を渡る地点、恭仁宮の正面に架けられていたとされるが、続日本紀の記述ではこの橋の種類については記されていない。古代日本の歴史叙述における舟橋・浮橋の、具体的な構築法・使用材料・規模など技術面における記録は、他の国の古い時代の浮橋に関する諸資料と同様に、なにも明確には示されていない。万葉集から古代浮橋実態の輪郭が、朦朧体でかそけくも浮かび上がり、おぼろげながらも古代浮橋史の理解のための一助となる。絵図や文献に舟橋の構造・材料・施工に関する、ある程度の内容を示す仕様の記述を見ることが出来るのは近世江戸時代の中期以降になる。

奈良県の北部笠置山に発し、現在大阪市住之江区と堺市の間で大阪湾にそそぐ大和川と衛我川(石川)³⁶は、古

墳時代以前から難波・河内地域と春日・奈良盆地地域を結ぶ主要な舟路であった。大和川の流れる河内国府一帯(現、大阪府藤井寺市・柏原市・羽曳野市)は難波と奈良盆地とをむすぶ古来交通の要所であり、縄文時代から鎌倉時代におよぶ多数の遺跡が存在し、其の中には船橋の地名を残す大和川と石川の交流箇所船橋遺跡³⁷も含まれている。この地域には、仲哀・応神・允恭・清寧・仁賢・安閑天皇などの伝承の陵、日本武尊陵、仲津媛皇后陵その他墓山・宮山・青山古墳など、縄文・弥生時代などを含む多数の、住居遺構や古墳が残されている。昭和53年(1978)4月、道明寺天満宮近くの三ツ塚古墳の周濠からは、長さ8.3mと2.8mの伽藍造営や土木工事に用いていた大型修羅が出土している。また、かつて難波への長尾街道は、大和川と石川の合流箇所を起点をとっていた。藤井寺市の古代王朝の石川と大和川の合流点にはいつしか舟橋が架けられ、かつての舟橋村は道明寺村字船橋となり、現在は藤井寺市船橋町となっている。

大和川と石川の合流地点の流域・地域には、舟橋廃寺・船橋遺跡・千船橋・船渡御など舟橋や舟渡ゆかりの地名が多く遺されている。藤井寺の地名の源となっている葛井寺は、百濟からの帰化民族葛井氏の氏寺であり、舟橋の保留索や修羅の牽引索に用いた蔓類は、すべてフジまたはカズラと呼ばれていた。また、中世・近世・現代の渇水期の舟渡し場では、手持ちの二、三の小舟を繋いで小規模の舟橋を作り村人を渡していた史実もある。筏浮橋に関する古代史料はほとんど存在していないが、筏流が常態化していた河川では渇水期には筏浮橋が架けられていた。木曾川水系の上流では明治に至るまで渡の手段として、依然として丸太筏の渡が依然として用いられていた。古代の簡易浮橋に関する具体的資料は、管見では未だに発見できていない。

万葉 卷第十四東歌 相聞〔3420〕に、現在では群馬県高崎市の上佐野町・下佐野町・佐野窪町一帯を流れる、烏川のほとりに架けられていた舟橋を詠んだ作者不詳の短歌がある。

上^{かみ}毛^け野^の 佐野の舟橋 とり放し 親は放^あくれど 吾は離^さるがえ

「親が舟橋を解き放つように、我々の間を裂こうとしているが、私は離れられようか」の意味である。この舟橋は、洪水時には舟橋の保全のために解き離していたことが理解される。『佐野の舟橋』の万葉かなは、『佐野及布尔波之』と記されており万葉時代にはこの舟橋はふなはしと発音³⁸され、中世でもふなばしと呼ばれることはなかった。舟橋はこの歌の場合には、とり放すの枕詞として用いられているが、増水のさいあるいは敵進入の防衛のため、舟橋を切り離して流失を防いでいたこの舟橋の属性の一つを当時から表わしている。

万葉の上野佐野の舟橋の歌はこの1首のみで、上野佐野の地名は東歌相聞歌〔3406〕をふくめ2首が存在し、上野佐野田を含めても3首のみである。なお、万葉集巻3雑歌〔265〕長忌寸奥麿に歌われている「神の崎佐野の渡りに家もあらなくに」の佐野の故地は、和歌山県新宮市三輪の崎の新宮港近傍あたりに存在し、定家の新古今和歌集「佐野の渡りの雪の夕暮れ」の本歌である。なお、佐野の地名は狭野に通じ全国に広く分布している。当初の自然地勢の佐野のみでなく、新植民地・開拓地などへ移動した佐野氏の居地・居城・領地から佐野の名が発生する場合もおおい。平安末期から中世にかけて関東地方、特に下野国では佐野氏の一族が優勢であった。

後世の歌人は「佐野の渡り」とともに上野国佐野の舟橋をおおく歌に採り上げ、「佐野の船橋」は歌枕となり平安王朝以降の歌人があこがれ愛用して詩歌に用い、多数の歌集に編纂され中世の謡曲にも謡われてきた。佐野の舟橋が架けられていた群馬県高崎市の烏川河畔の上佐野地域には、縄文・古墳時代の3箇所の遺跡が存在し、それらの古墳や竪穴住居跡からは各種土器や埴輪などが出土している。この地域には、大和朝廷の屯倉(三家)³⁹がおかれ、屯倉とのかかわりを示す碑文が彫られた天武10年(681)建立の「山上碑」⁴⁰と神龜3年(726)の「金井沢碑」⁴¹が残され、古くからの稲作文化の中心地で政治・交通の要所であったことを示している。これらの碑文によりこの舟橋の地名の遺されている場所は、古代(縄文・弥生・古墳時代)からの烏川の渡渉点であり、律令時代には官衙が設けられ両岸には集落跡や墳墓遺跡が存在している。現在、高崎市上佐野には船橋の字が残されている。〔第4章 日本近世の浮橋 第5節を参照〕。

中世の西行(1118-90)は、歌集『山家集』に「五月雨に 佐野の舟橋浮きぬれば のりてぞ人はさし渡るらむ」〔223〕を詠んでいるこの舟橋が真景であるとすれば、鎌倉時代初期の烏川には佐野の浮橋が存在し、この川は秋から冬の渇水期には人は徒渉を行っていたと判断してよいであろうが、平安末期から中世にかけて万葉後継の佐野の舟橋が架けられていた形跡はうかがえない。ほかの箇所、たとえば渡良瀬川水系の佐野の舟橋であった可能性は否定できない。

室町時代の二条派の歌人堯恵(1430-?)は、文明 17 年(1486)に佐野の舟橋を訪ね、あまりにも寂れた様相を『北国紀行』に歌を詠み記録している。江戸前期の儒学者・本草学者の貝原益軒(1630-1714)が、貞享 2 年(1685)に上野佐野村を訪れ舟橋古跡を村の古老に尋ねたときには、寒々とした風景の中には伝承で舟橋係留にとされてきた舟繋ぎの木はすでに一本も無かったことが『東路記』^{あづまじのき} 42 に記されている。また、江戸時代後期史料の年代不詳の高崎藩主従五位下松平右京亮^{うきやうのすけ} 43 に献上された『上毛野国名所聞書』^{あづまのくに} 44 佐野ノ舟橋」の項に、「佐野村内字三本木トイフ所ニ舟繋ノ榎アリ、同村西光寺ノ持ナリ、往古ハ三本之有ル由今朽枯テ一本ナリ、コノ所ヨリ寺尾村ヘ舟橋ヲ架ケシ由コノ榎木ノ下通一面ノ□(1 字解読不能、処・所カ)ニ字舟付久保トイフ所アリ」が見える。この史料は、佐野の舟橋の係留に具体的に立木の榎が用いられていたことを示唆する、最初の史料と考えられるが立木を杭に用いたその真偽は不明である。一本木・二本木・三本木或いは六本木などの立ち木の本数の地名は、現代まで残るありふれた地名である。

近世の上野国佐野村は、現在の群馬県高崎市上佐野町・下佐野町・佐野窪町に、寺尾村は同じく佐野窪町の西方に隣接する寺尾町に同定される。この未解読史料中の西光寺は、上佐野町 403 番地に高野山真言宗 神明山西光寺として旧佐野村に現存しているが、佐野村字三本木の現在地は不詳である。寺尾村は現在の高崎市寺尾町に比定され、現在烏川を跨いで存在する佐野窪町の西隣に位置している。舟付久保は現在の佐野窪町に同定される烏川河畔の低湿地で、古代の重要な川津または渡場であったと推定される。この舟橋遺跡とされる場所には、現在歌枕を示す古碑が建てられている。佐野の舟橋の史料・古文書から推測すると、現在の烏川の河道・川幅・河川敷幅は古代に比べ大きく変動していると判断される。

45 年間で 3 人の高崎藩主松平右京亮の時代 (1817-62)、この時代より約 150 年前の貞享 2 年(1685)には枯死していて、貝原益軒がすでに見ることはかなわなかった、佐野の舟橋旧跡に植えられていた舟留の三本榎は、一本のみが残っていた。この榎木がいつ植えられいつまで存在していたのかは不詳である。律令時代の「佐野の舟橋」の係留に榎の立木を用いていたとする伝承が、19 世紀の江戸時代に至るまで残されていたことになる。ただし、重要な舟橋・吊橋の係留杭に立木を用いてきた史実は日本には存在していない。江戸時代朝鮮通信使のため、江戸幕府は美濃路・東海道を豪華な舟橋を架けていたが、これら舟橋の係留に松並木を利用していたとする珍説が流布している。これは朝鮮通信使使行録中での係留杭の記録に、「植木」とあることをその理由にしている。しかし、本来「植木」は杭を建てる意味の用語であり明治帝国陸軍工兵の『架橋操典』でも、この熟語を杭打ち作業の意で用いている。〔信使御用舟橋の係留杭構法については、第 3 章 日本近世の舟橋 第 6 節 御用舟橋の構成技術論を参照〕。

関東の歌枕として定着していた万葉集の「佐野の舟橋」の架橋場所については、古来多くの論争が行われてきた。下野国佐野(栃木県佐野市)を流れる渡良瀬川の河畔であるとの説が、特に中世から現在まで唱えられてきたが、一般にはその根拠は薄いとされている。この上野国および下野国の 2 箇所の佐野の舟橋には、後世多くの歌人、文人、紀行家、文学者などが訪れている。後述するように、中世・近世の関東紀行には、下野佐野城(栃木県佐野市若松町)近くの渡良瀬川もしくはその支川に架けられた舟橋を、佐野の舟橋としている例が多く見受けられ、むしろこの舟橋が現代では本流であると理解される傾向にある。渡良瀬川水系に架けられた古代浮橋の具体的な古跡と史料もしくは中世紀紀行文学で述べる、下野国佐野の船橋遺構は単なる伝承に過ぎない。

平安中期以降中世にかけて歌枕の「佐野の舟橋」⁴⁵および「佐野の渡し」は、全国各所に見られるようになっていた。栃木県佐野市近郊は、古くは下野国ではなく上野国に所属していたとするものもいるが、その根拠となる史料は示されていない。その可能性は存在するが、万葉の『佐野の舟橋』の架橋場所の同定には関係していない。近世には佐野の舟橋は、烏川を挟んで現在の高崎市下佐野町と佐野窪町とを連絡する箇所に架けられていたとする説が定着している。文政 10 年(1827)に高崎新町^{あらいまち}の延養寺の住職良翁が建立した「佐野の舟橋歌碑」は、石碑に万葉かなで船橋の歌を刻んで由来の地に建てたものである。佐野および同義の狭野の地名は古代より全国各地に多数存在し、両地名は通じて呼ばれていた。

聖護院門跡道興准后が、文明 19 年(1487)3 月 2 日、東国の紀行『廻国雑記』⁴⁶に詠み込んだ「かよひけむ こひちを今の世語りに 聞くこそ渡れ さの舟橋」の佐野は、著書の道興准后の紀行行程に従うと現在の栃木県佐野市に、もしくはその近郊の渡瀬川水系の河畔に比定された、伝承としての歌枕を歌い込んだに過ぎず、この佐

野は万葉の上毛野の佐野ではない。平安時代以降、五畿内や東海道・東山道の関東各所にも各種の「佐野の舟橋・佐野船橋」、「佐野の渡」が存在し、歌に詠われて来た。また、大和郡山藩の林宗甫が延宝9年(1681)に著わした、『大和名所記』⁴⁷には、「佐野の舟橋」は上野国であるが、佐野渡は大和の国なりと記されている。しかし、すでに述べたように、現在では歌枕の佐野の渡しは紀伊新宮に比定されている。

渡良瀬川を佐野の舟橋の架橋場所と断定している田山花袋(1872-1930)は、その理由を紀行『古人之遊跡』⁴⁸に、現在の烏川と渡良瀬川の川流の様相から烏川はふさわしくない、ときわめて皮相な文学的考察に帰しているが、『廻国雑記』の記述にも影響されていると判断される。なお、葛飾北斎の版画「こうつけ佐野ふなはしの古づ」は、江戸時代に流布していた神通川の舟橋絵図を、万葉の舟橋に仮託して絵姿のみを模倣し江戸版画に甦らせたものであり、川の流れを逆に描くなど構造的にも在り得ない矛盾に満ちた、舟橋技術史的には全くの空想の産物で所謂絵空事の舟橋であり、近世以前の古代舟橋構法の参考にはならない。

(4) 古代浮橋の構法《未完：作業中》

奈良時代に至るまでの歴史時代の浮橋構法を示す史料および遺物・遺構は残されていない。個々の浮体の構造が舟であったのか、筏であったかも定かでないが畿内の浮橋には、丸木舟を用いるのが通常であったと判断される。

記紀に記述されている竹を割いて籠状に編んだ舟は、浮橋の浮体には剛性不足で用いられた可能性は低く、むしろ竹筏・木筏が用いられていたと推論される。

注 第2節 古代歴史時代の舟橋・浮橋

(1) 倭国・大和国の浮橋

- 1 『六国史』は、奈良・平安時代に勅令により政府が編纂した、編年体で漢文を用いて記述した次の6歴史書をいう。
『日本書紀』、『続日本紀』、『日本後記』、『続日本後記』、『日本文徳天皇実録』、『三代実録』
- 2 『続日本紀』は、文武天皇元年(697)より元明天皇・元正天皇・聖武天皇・孝謙天皇・淳仁天皇・称徳天皇・光仁天皇および桓武天皇延暦10年(791)までの9代94年間の飛鳥・天平時代の歴史書。藤原継縄・菅野真道等が桓武天皇の勅により延暦16年(797)に完成。全40巻。六史の2番目。なお、奈良時代(奈良朝)は、元明(710)より光仁(784)までの7代74年間を云う。
『続日本紀 1-4、藤原継縄〔ほか撰〕、青木和夫〔ほか校注〕：新日本文学大系 12-13』(岩波書店、1989年-95年)
『續日本紀、黒坂勝美編、國史大系 増補改訂第2巻』(吉川弘文館、2007年)
『続日本紀の世界、中村修也編著』(思文閣出版、1999年)
- 3 『日本後記』は、桓武天皇治世の途中の延暦11年(792)から平城・嵯峨・淳和天皇の治世天長10年(833)までの歴史
『日本後記、藤原冬嗣〔ほか編〕 続日本後記、藤原良房〔ほか編〕：新訂増補国史大系第3巻』(吉川弘文館、2000年)
『日本後記 上 中 下 全現代語訳、森田悌著』(講談社、2006年)
- 4 『日本紀略』は、平安時代末期に六国史を抜粋して編纂され、以後の後一条天皇長元9年(1036)までの歴史を加えて、漢文・編年体で記述した史書。編纂年代および編・選者不詳。
『日本紀略 前編 後編、黒坂勝美編：國史大系 新訂増補 第10巻、第11巻』(吉川弘文館、2007年)
- 5 『令義解』は、淳和天皇の勅命により右大臣清原夏野らが撰集した養老令の注釈書。従来の諸説の解釈を統一した。
『令義解、黒坂勝美編：國史大系 新訂増補 第22巻』(吉川弘文館、2000年)
- 6 『令集解』は、惟宗直本が養老令注釈の諸家の私記を、9世紀半ばに集大成したもの。
『令集解 前編 後編、黒坂勝美編：國史大系 新訂増補 第23巻、第24巻』(吉川弘文館、2000年)
- 7 『新撰姓氏録』は弘仁2年(815)に嵯峨天皇の命により編纂され、左京区・右京区および畿内に住む1182氏族姓の正当性検討のためにもちいられた。目録の抄記だけで本文は残されていないが、所々に本文らしきものの一部が残されている。氏族名は皇別・神別・諸蕃別(渡来人)に分類され、さらに漢・百濟・高麗・新羅・任那に細分類されている。
『新撰姓氏録の研究 本文編、佐伯有清著』(吉川弘文館、1962年)
『新撰姓氏録の研究、田中卓著作集 9』(国書刊行会、1996年)

- 8 『宋書 倭国伝』には、高祖永初二年(421)および太祖元嘉二年(425)倭国^{わのくに}の讚が使節を宋国におくり、順帝昇明二年(478)には武が使節を宋に送り安東大將軍・倭王に叙爵された。『宋書順帝紀 倭国伝』には「詔除武使持節、都督新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王」(477)が記録。倭王武が、紀のどの天皇に比定されるかは、現在不詳。中尾 著では雄略天皇に比定している。倭国の史書初出は『後漢書 安帝本紀』「永初元年(107)冬 10 月条」とされ、ついで『三 国志 魏書』「東夷伝倭人条」にその詳細が見える。
- 『宋書 1, 2 陳約新撰: 和刻本 正史』(汲古書院、1971 年)
- 『中国正史日本伝: 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝、石原道博編訳』(岩波書店、1985 年)
- 『倭国誕生、白石太一郎編: 日本の時代史 1』(吉川弘文館、年)
- 『倭国と東アジア、鈴木靖民編: 日本の時代史 2』(吉川弘文館、年)
- 『倭国から日本へ、森公章編: 日本の時代史 3』(吉川弘文館、年)
- 『日本の歴史 3 古代編 I、吉村武彦・吉岡眞之編』(新人物往来社、h5 年)
- 『日本の歴史 3 古代編 II、吉村武彦・吉岡眞之編』(新人物往来社、h5 年)
- 『「日本書紀」と考古学、中尾七平著』(海鳥社、1997 年)
- 9 『紀卷十七 継体天皇』には、大友金村大連らが男大迹王を越前国高向^{たかむこ}(現、福井県坂井市丸岡町付近)からむかえて、天皇の位に就けた。
- 10 和葉使主の祖は、欽明天皇の 23 年(562)ころ任那・百濟援助のため、大將軍として高句麗に派兵されていた大友挾手彦(生没年未詳)に従って入朝している。そのとき献上した 164 巻の書のうちの「明堂ノ図」は、堂と図の文字から建築・橋梁など建設に関連したの図書であるとも想像されるが、これを判断する資料は残されていない。明堂図は中国晋時代(280-420)の針灸図譜とするのが正解であろう。
- 11 建築の場合、崇峻天皇の元年(588)に百濟からの渡来工人の指導によって飛鳥寺が初めて本格的な寺院として建立され、現存する寺院としては法隆寺金堂、唐招提寺金堂などの建築様式が 8 世紀までに確立していた。伊東忠太(1867-1954)は、法隆寺金堂の様式が現存する建築のなかで最古であることを指摘し、古代日本建築史を成立させた。
- 『日本建築の研究 上・下、伊東忠太著: 伊東忠太著作集 1、2』(原書房、1982 年)
- 『東洋建築の研究 上・下、伊東忠太著: 伊東忠太著作集 3、4』(原書房、1982 年)』
- 『日本の建築 1 古代 I、伊藤延男・太田博太郎・関野克編集、文化庁監修』(第一法規、1979)
- 『日本の建築 2 古代 II・中世 I、伊藤延男・太田博太郎・関野克編集、文化庁監修』(第一法規、1979)
- 12 聖武天皇は、天平 12 年(740)9 月の太宰小式藤原広嗣(?-740)の乱を避ける為、10 月久邇宮(恭仁宮: 京都府木津川市加茂町)に行幸し都とした。
- 13 大宝律令は、651 年に制定された唐の『永徽律令』にならって作られ、大宝元年(701)に完成したた我国最初の律令。律は今日の刑法、令は民法・行政法に該当。律(刑法)と令(行政法)は唐・随時代に完成し、日本にも導入され律令制国家(中央集権国家)が成立した。この律令政府には二官(神祇官・太政官)がおかれ、太上官は八省(中務省・式部省・民部省・治部省・兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省)を事実上の長官、左大臣が統括した。駅伝制が五畿七道との連絡路として制度化され、駅路^{※1}と伝路^{※2}が西海道・南海道・山陽道・東海道・東山道・山陰道・北陸道・に整備されていた。
- 駅路設置は孝徳天皇大化 2 年(646)正月元旦の詔に始まる(日本書紀)。これらの道路網は 7 世紀後半から整備が進められてきたが、具体的な建設工法、建設費用および使役に関する史料は残されていない。現在各地で古代道路の遺構・遺跡調査が行われている。万葉集の防人の歌からは、当時の渡河方法は渡舟が主体であり、橋の建設は 8 世紀に入っても五畿内にはほぼ限定され、極めて少なかった。
- ※1 駅路は七道駅路と呼ばれ、中央政府の法令と行政の伝達・指示および地方政府からの行政・軍事情報と対応処理方法の伺いと指令願いなどの諸情報の連絡用に設けられた路線で、最短距離を直線上で連絡していた。その重要度から大路(西海道・山陽道)、中路(東海道・東山道)および小路(その他の街道)に分類され、駅家は郡ごとに、約 30 里(16km)おきに設置され各 20 匹、10 匹、5 匹の駅馬・伝馬が規模に応じて準備されていた。
- ※2 伝路は中央政府の使者を派遣する通路に用いられ、郡家を結んで建設された。郡ごとに伝馬が 5 匹常備された。
- 『令集解 前編・後編、黒坂勝美編: 国史大系新訂増補第 23 巻』(吉川弘文館、2000 年)

『日本史年表、歴史学研究会編』(岩波書店、2001年)

『律令国家と天平文化、佐藤信編：日本の時代史4』(吉川弘文館、2002年)

『日本律令制の展開、笹山晴生編』(吉川弘文館、2003年) GB161-H32

『日本古代史事典、阿部猛〔ほか〕編』(朝倉書店、2005年)

『日本史年表・地図、児玉幸多編』(吉川弘文館、2007年)

『大宝律令と平城遷都、林部均述、奈良県立橿原考古学研究所編：平城遷都 第28回公開研究会資料』(奈良県立橿原考古学研究所、2009年)

- 14 石母田正は『日本の古代国家』に「律令制国家を、大化前代の支配形態から区別する基本的な標識は、(一)支配階級が、機構」、すなわち整序された国家の諸機関または官職の体系という機構によって、人民＝公民を支配し統治すること、(二)この国家機構を占有する支配層が、官僚制という特殊な職務体統制によって編成されていること、(三)国家の構成と統治は、大宝令・養老令等の基本法およびそれに従属する格式などの「法」をつ通じておこなわれたという点であろう。」と述べている。具体的には①律令制官僚機構の官職の設置・定員・職掌などの内容を決定する権力は天皇にある。②太政官以下八省および同格省庁の権力中枢の官僚は勅任によった。③政府直属の近衛軍としての五衛府(衛門府・左右衛士府・左右兵衛府)指揮命令権を有した。地方軍団の発令は、太政官一兵部省一国司の系統で行われた。④天皇は律令を越えた刑罰権・恩赦の大権を有していた。⑤遣唐使の任命など外交権を有していた。⑥王位継承に関する権限を有していた。

『日本の古代国家、石母田正著』(岩波書店、1971)

- 15 美濃国醴泉は三重県桑名市多度町の多度山の温泉、前年の美濃行幸でも7泊8日滞在している。

- 16 藤原宇合は、神亀4年2月には、難波宮造宮に当たる雇役民の調・庸・雑徭を免じている(統紀巻第10)。

- 17 その後優婆塞(在俗の僧見習)は造宮の労務奉仕により、治部省から公陰(出家証書)を与えられて僧侶となることが可能になった。

- 18 聖武天皇が天平12年(740)12月に都を山背国の木津川右岸(現京都府木津川市加茂町例幣)の恭仁宮に遷し、泉川(木津川)に行基法師が船橋院とともに架けていた橋は、万葉集では恭仁宮新都を寿ぐ長歌に浮橋が歌われている。架橋箇所は平城京と平安京とを連絡する山背西道または山背古道(現在国道24号線およびJR奈良線が概略沿って走る)が木津川を横断する箇所、現在の泉大橋付近に比定される。泉橋は平安以降明治26年(1893)に至るまで約1000年間、架橋が成されず舟渡が行われていた。恭仁宮は4年間都として機能し、15年末には難波京に遷され、さらに天平16年3月平城京に遷都された。泉橋院(寺)は僧行基により天平12年(740)に泉河の泉大橋を守護・管理の目的で、現在の京都府木津川市山城町上狛西下の木津川の右岸に建立されたとされる。泉河(泉川)は現在の木津川であり、大山崎の対岸の八幡市で桂川および宇治川と合流し淀川となる。

当時、藤原京・平城京・恭仁京の建設や東大寺建立などの多くの社寺造営の為、多量の木材が消費された。泉川の渡し場、泉津(京都府木津川市木津)は、古代から奈良地方から京都地方へ通ずる交通の要津であり、木材の集散場所で栄えのち木津(京都府木津川市木津)と呼ばれるようになった。当時の木材の主な内陸河川における運搬方法は、河川の流れを利用し、管流し(木材を単材のまま川に流す方法)と筏に組んだ流し、および舟で運搬する3種の方法が主に用いられていた。古今集の藤原定家の歌に『みかのほら わきて流るるいづみ川 いつ見きとてか恋しかるらん』がある。みかのほら(瓶原・甕原)は、木津町の対岸にある現在の京都府木津川市加茂町であり、この地に元明天皇(在位：707-715)が離宮を設け、聖武天皇(在位：724-729)が滞在した恭仁京があった。木津川の水量が枯渇し夏場の水深は小型和船の底をこする現状にある。

※『法隆寺を支えた木、西岡常一、小原二郎著』(NHKブックス、1978年)

- 19 伊勢街道は東海道日永宿(愛知県四日市市)から分岐して南下し伊勢の小俣(尾島)に至る街道。距離約70km。

『伊勢街道、三重県教育委員会編：三重県歴史の道調査報告書』(三重県教育委員会、1987年)

『伊勢街道、建設省中部地方建設局三重工事事務所企画・編集』(中部建設境界三重支所、1997年)

『伊勢詣でと江戸の旅、金森敦子著』(文藝春秋社、2004年)

『道、白洲正子著』(新潮社、2007年)

- 20 『大神宮諸雑事記一、荒木田徳雄、荒木田興忠など著』【国立国会図書館蔵】

『太神宮諸雜事記、胡麻鶴醇之、西島一郎校注、神道大系編纂會編：神道大系神宮編 1』(神道大系編纂會、1979年)

21 和氣清麻呂(733-799)は、称徳天皇の時代、道鏡の皇位就任をはばむ宇佐神宮の神託を受け天皇に奏上し、天皇の不興をかい大隅国に流された。光仁天皇の親任をうけさらに桓武天皇の重用をうけ、従三位・民部卿に昇進。

22 宮川は『倭訓栞』には「伊勢風土記に、^{わたらひ}度會と云う」とあり、『神風行囊抄一』には「宮川一名豊宮川、一名度會川、尾畑ノ町ノ出口にあり、船渡ナリ、」と記されている。度會川の名は、万葉集・夫木集・延喜式に見える。

『古事類苑 地部 第三冊』(吉川弘文館、平成2年)

「地部 四十七 河、大川、伊勢国宮川」

23 『伊勢雨宮曼荼羅』【伊勢市神宮徴古館農業館収蔵】

24 『伊勢参宮曼荼羅図』【三井記念館収蔵】

25 『伊勢参宮名所図会、薊開月編：版本地誌大系 16』(臨川書店、1998年)【寛政九年刊の複製】

26 伊勢神宮外宮の式年祭の時に架けられていた宮川(会川)舟橋史料は、絵図史料のみであり文書史料は和氣清麻呂が渡った舟橋のみである。

(2) 注

27 万葉集の歌は巻第一から巻第二十の 20 巻の、総数約 4540 首の和歌から構成される、日本最古の和歌集。雑歌・相聞・挽歌の 3 種に大別され、そのほかに巻三・七に譬喩歌、巻十四に東歌が見える。編纂には大伴家持が関わったとされる。万葉集はその内容から第一期の壬申の乱以前、第二期の平城遷都以前、第三期の 733 年まで、第四期の 795 年までの 4 期に分類されている。万葉集の編纂は、文武天皇の時代といわれる。

『萬葉集注釋 卷第 1 一卷第 20、澤瀉久孝著』(中央公論社、1984年)

『万葉集 1-4、佐竹昭広 [ほか校注] :新日本古典文学大系 1-4』(岩波書店、1999-2003年)

参考書

『万葉集の構造と成立 上・下、伊東博貯著』(塙書店、1974)

28 万葉集 卷九雑歌 七夕の歌一首并短歌 [1764-65] の左注に「中衛藤原北卿の宅にて作りしものなり」。藤原北卿(房前：681-737)は、不比等の次男で藤原北家の始祖。この舟橋の歌の読み人、架橋箇所、時期は不明。

万葉集卷十二の秋の雑歌 七夕の歌 97 首[1996~2093]のうち、舟渡に関連する歌は、[1996、1998、2000、2004、2009、2015、2018、2020、2022、2029、2040、2042、2043、2044、2045、2046、2047、2048、2049、2052、2053、2054、2055、2058、2059、2061、2067、2068、2070、2072、2075、2077、2082、2083、2086、2087、2088、2089]の計 38 首であり、うち中国伝説とは逆の彦星が織女のもとへ通う和歌は 31 首を占めている。天の川に橋を架けるのは彦星が打橋を渡す歌[2056]と織女が架ける打橋 2 首および棚橋の 1 首[2056、2062、2081]の計 4 首のみである。万葉の歌人が想定した天の川横断の通り路は通り慣れた舟渡であり、地上の川には一般交通用の橋が架けられることはきわめてまれであったことの証である。渡しの引舟渡の歌が 3 首詠まれているので、引舟渡は大河や急流で用いられていたと判断される。棚橋は打橋とともに板を渡した橋。

29 牽牛星・織女星にかかわる中国七夕伝説は、古くは『詩経』に記述され、『史記』^{*1}の天官書には「牽牛為犠牲」、「織女、夫婦也」と記されている。『文選』^{*2}の「古詩十九首」には牽牛と織女の二人が天漢の兩岸に離れて住み、話をすることが出来ない」また「曹植九詠注」には牽牛と織女は夫婦であり、それぞれ天漢の両側に住まい 1 年に一度 7 月 7 日に逢うことが出来るとある。唐時代には七夕の夜にカササギが天漢に橋を渡し、織女が牽牛のもとへ通ったとする伝承が一般に広まり、平安時代に日本に伝わっていた。古代中国の宮廷行事の乞巧奠^{きつこうでん}は、七夕の夜に織女星をまつり祭壇に針などを供えて技芸の上達を願った。

※1 『史記八書、司馬遷著』には、牽牛星・婺女星の下の地域は揚州の地としている。

※2 『文選』は、中国六朝時代(439-589)の梁国の昭明太子により編纂された春秋戦国時代から隋・唐時代、梁時代の賦・詩・文章 800 あまりを、全 30 巻に編纂した。文選は科挙の詩文試験の規範とされてきた。奈良町時代には貴族階級の教養書として重んじられ、『万葉集』、平安時代の『枕草子』、鎌倉時代の『徒然草』影響を与え、また引用されている。

『文選 詩編上・下、内田泉之助・網裕次著：新釈漢文大系 第 14 巻、第 15 巻』(明治書院、1963)

- 30 七夕の歌〔1764〕の作者・川名・橋名は不詳。
- 31 船浮居は、船を係留固定して舟橋を架けている意。
- 32 『日本書紀 持統天皇』によると、天皇は持統3年(689)から11年(697)の間に31回吉野行幸を行っている。
- 33 柿本人麻呂(生没年未詳)。持統天皇・文武天皇につかえた宮廷歌人で、万葉集に多数の歌が収録されている。
- 34 片足羽川は、河内大橋が架けられていた川で大和川か、これに合流する石川とされるが証拠はなくあくまでも推論である。「河内大橋」の架橋地点は、現在特定されていない。大和川の支流石川とする説が多い。『大日本地名辞書、吉田東伍著』(富山房、1900-07年)では、架橋地点を現在の和歌山と石川の合流地点付近とし、橋は舟橋であったとしている。
- 35 『国花万葉集 1-4、菊本賀保著、朝倉治彦監修』(すみや書房、1968-70年)【国立国会図書館蔵本の複製】
- 36 現在の石川は古代には衛我川もしくは恵我川と呼ばれ、その左岸の羽曳野台地から国府台地に4世紀から5世紀半にかけての、前方後円墳の巨大古墳6基をふくむ123基の古墳群が形成されている。
- 37 舟橋・船橋跡は地名の字名および遺跡・古跡名として現代まで残されていることが多い。縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代の舟橋・船橋遺跡は、滋賀県高島市今津町今津舟橋・大阪府藤井寺市船橋・福井県福井市舟橋町および舟橋新町・群馬県高崎市上佐野町船橋・新潟県新潟市北区自勢町上舟橋・福島県伊達市梁川町北舟橋・秋田県湯子市昭和豊川船橋・青森県下北郡大間町奥戸船橋と上北郡野辺地町船橋に、舟橋・船橋をつけた地名が残されている。さらに、大阪府柏原市大正1丁目(ほか)、大阪府枚方市牧野町、石川県白山市北安田南出、宮城県大崎市三本木などにも舟橋・船橋遺跡が残され、古代舟橋架橋との関連が必要となる。また、青森県西津軽郡鮎ヶ沢町小屋敷町字浮橋には、浮橋遺跡および浮橋貝塚がある。〔現存する舟橋・船橋および浮橋の地域別地名の詳細については、第四章 近世舟橋・浮橋を参照〕
- 38 舟橋・船橋の発音が「ふなはし」か「ふなばし」であったのか。古代では万葉集かなに示されるように橋は清音の「はし」を用い、現在でも京都・五畿内およびその近隣の地名・遺跡名ではこの伝承は守られている。「ふなばし」の濁音は武家階級の勃興と中世の鎌倉幕府政権確立とともに用いられるようになる。東海道・東山道・山陽道地域の舟橋・船橋の地名および舟橋・船橋遺跡の橋の発音は、通常濁音の「ばし」が用いられている。富山県舟橋村と千葉県船橋市はその典型例である。
- 39 屯倉は、大和朝廷の直轄領の稲米を貯蔵する倉庫・管理用屋棟、またはこれから転じて直轄領をいう。三宅・屯宅・官家・屯家とも称する。『日本書紀』「安閑2年(535)5月条」に、全国26箇所の屯倉の所在が記録されている。
- 40 山ノ上碑は金井沢碑とともに国特別史跡に指定された高崎市山名町字神谷に存在する碑。銘文は「辛巳歳集月三日記 佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自、此新川臣兒多々弥足尼孫大兒臣娶生兒、長利僧母為記定文也 放光寺僧」と記され、681年(辛巳歳)10(集)月3日に建てられた。内容は、佐野三家の設定関係者の健守命その孫の黒壳刀自の子孫放光寺の僧長利が、母のためにこの碑文を定めた。碑のすぐ東側には、7世紀後半の円墳「山ノ上古墳」(墳丘径約10.8m)がある。
- 『群馬県史 資料編3 原始・古代3 古墳、群馬県立文書館編』(群馬県、1979年)
『群馬県史 資料編4 原始・古代4 文献、群馬県立文書館編』(群馬県、1985年)
- 参考文献
『出土資料の古代史、佐藤信著』(東大出版会、2002年)
- 41 金井沢碑は山上碑の近隣地区高崎市山名町字金井沢にある、山上碑と同じ系列内容を有する碑で石文に神龜三年丙寅(726)二月廿九日の銘がある。内容は、上野国群馬郡下賛郷高田里に住む三家の子孫が、先祖の供養のため建てた。北方角の山ノ上碑との直線距離は、約1.4km。史料および参考文献は、注83に同じ。
- 42 貝原益軒(1630-1714)は、福岡藩士。京で本草学、朱子学を学ぶ。藩命による京・江戸への用務の旅を『東路記』に「東海道、美濃路」・「播州高砂より室までの道吏」・「江戸より美濃まで東山道の記」・「江戸より日光へ行道の記」・日光より上州倉賀野迄の路」などの紀行を記している。
- 『東路記、貝原益軒著、板坂耀子校注：新日本古典文学大系所収』(岩波書店、1991年)
- 43 大河内松平家の高崎藩主は、初代輝貞から5代輝延までの官位は従四位下右京大夫を名乗り、従五位下松平右京亮を名乗る高崎藩主は、6代輝承(1817-39)、7代輝徳(1820-40)、8代輝充(1822-62)の三者が該当し、『上毛野国名所

聞書』の作成時代は1817年から62年の間に比定される。

44『上毛野国名所聞書：佐藤次郎家文書』（群馬県立文書館資料 H9-1-4 近世）

45 古代狭野は佐野の同義として、万葉集・紀紀に用いられ現代でも地名に用いられている。狭野は狭い野の意味であるが、佐野の語源に関する記述は地名辞典・文学事典・姓氏辞典類には、管見では存在していない。

46『廻国雑記』は、左大臣近衛房嗣の子、京都聖護院門跡の道興准后(1430-1527)の北陸・東海・関東・東北地方を廻る旅の記録を、漢詩・和歌で綴った紀行。応仁の乱(1467-77)後の文明18年(1486)6月、57歳の時に京を出発し、約10月間の紀行。近江国・若狭国・越前国・加賀国・能登国・越中国・越後国をへ、薙刀坂^{※1}を越え上野国の烏川^{※2}を経由して上総国・安房国・相模国をへて下野国(日光・宇都宮・鬼怒川)・常陸国・下総国・武蔵国(岩槻・浅草・鳥越・芝浦)から再度相模国(鎌倉・扇谷・藤沢・大磯・小田原)から霞の関を越えてまた武蔵国恋が窪(東京都国分寺市恋ヶ窪)・入間川・河越(川越)・野火どめのつか(新座市野火止)・所沢をへ、浜崎(朝霞市浜崎)から甲斐国(猿橋・塩山・笛吹川・七覚山・吉田)へ入っている。さらに「三月二日、とね川、青柳(館林市青柳)、さぬきの庄(佐貫庄)、館林^{※3}、ちづか(館林市千塚町)、うえのの宿(佐野市植野町)などうち過ぎ、佐野にてよめる〔古への跡をばとほくへだてきて 霞かかれるさのの舟橋〕」が記されている。道興准後の旅は、さらに陸奥にまでおよんでいる。とくに関東諸国における旅程は目まぐるしいほどで、応仁の乱後の関東の世情をよく反映している。

※1 近世の三国街道をたどっている。中山道の高崎から北陸街道寺泊を結ぶ街道。吹路宿

※2 この烏川は、万葉の佐野の舟橋が架けられていた烏川に比定。

※3 中世の館林は佐貫庄に含まれていた。

『廻国雑記、道興著、埴保己一編、続群書類従完成会校：羣書類従 第18輯』（続群書類従完成会、1959年）

参考文献『廻国雑記の研究、高橋良雄著』（武蔵野書院、1987年）

47『大和名所記、林宗甫著：和州日跡幽考 第十三卷/井蛙抄』（臨川書店、1990年）

48 館林出身の田山花袋(1872-1930)は、かつて佐野の舟橋が架けられていた烏川の箇所は、当時ほとんど水が涸れて浮橋の面影は見られず、これに対し花袋の生地館林を流れる佐野城近くの渡良瀬川は蕩蕩とした流れを有していて、佐野の舟橋にふさわしいと判断した。ただし、渡良瀬川は第4節 中世の舟橋・浮橋に示す西行の和歌の「佐野の舟橋」には全くふさわしくない。〔第5章 日本近代の舟橋・浮橋 第5節 近・現代文学と舟橋・浮橋を参照〕

『古人の遊跡、田山録弥著、田山花袋全集刊行会編：定本花袋全集 第28巻所収』（臨川書店、1995年）

『古人の遊跡、田山花袋著』（博文館、1927年）

第3節 平安時代の浮橋

(1) 平安時代の浮橋概論

1) 浮橋史における平安時代の区分

平安時代は、延暦13年(794)桓武天皇の平安遷都から源頼朝の建久3年(1184)鎌倉幕府成立までの約390年間とされ、一般には、初期(醍醐・村上天皇の治世まで：794—967)、中期(摂関期：10世紀半ばから11世紀中ごろ)および後期(院政期および平氏政権期)の3期に区分している。中世の公家政治にかかわる院政治代の浮橋の記述は、一部鎌倉時代の浮橋に関連してこの節で採り上げる。文化史区分の藤原時代は藤原氏が政権を掌握していた時代、即ち平安中期の摂関時代と平安後期の院政・平氏の時代をいう。

2) 律令平安時代の浮橋 ——架橋と警護・維持・保守管理——

律令制度下の平安初期および中期の半頃までの官道の橋の架橋には、令外官の臨時職の「造橋使」(位階従五位下または正六位上)¹が橋の新設にさいし担当官として補任され、畿内および地方に赴き担当の架橋工事を行っていた。地方の架橋費用には後述するように国司が管理する正倉の正税稲が、渡舟の購入および管理一般費用に用いられていたと判断される。『雍州府志』²では桓武天皇は長岡京造営のため延暦3年(784)7月、淀川の山崎津に山崎橋を造ることを命じている。しかし、平安時代初期の史書にはすでに「造橋使」の派遣が記録されることはすくなく、『日本紀略』³の宇多天皇「寛平四年七月十四日」条には「廢造橋所」の記録が見られ、892年には「造橋使」は廃止されていた。

平安初期、律令時代には浮橋は天皇の洛内・洛外における狩りや遊芸の御幸の目的で多くかけられ、中期の摂関時代には石清水八幡宮・賀茂神社・高野山の社寺や熊野離宮への御幸が急増している。諸国の農民が災害や諸税の徴収に疲弊し、国司に橋の建設費用や諸道の管理維持を負担する能力が失われていった事による。

史書『日本後記』⁴・『日本紀略』・『日本三代実録』⁵・『扶桑略記』⁶に記録する造橋使を以下に列記する。

『日本後記 五桓武』延暦15年(796)8月戊申条：造佐比川橋7使(従五位下)

『日本紀略 桓武』延暦16年(797)5月癸巳条：造宇治橋使(彈正弼、正五位下相当)

『日本後記 二十二嵯峨』弘仁3年(812)6月己丑条：造摂津國長柄橋使(官位不明)

『日本三代実録 十八清和』貞観12年(870)5月14日条：造山崎橋使(散位正六位)

『扶桑略記 二十四裏書醍醐』延長5年(927)6月4日条：造山崎橋使(内匠充、正七位下・従七位上相当官)

この弘仁3年(812)に摂津国に架けられた長柄橋は、架橋40年後の仁寿3年(853)にはすでに断絶し、2艘の渡舟の配置願(『文徳天皇実録』仁寿3年10月条)が出されている。

京における律令における造橋は、民部省の管轄である左・右京職⁸が担当し地方では国司⁹の担当とされ、工費は正税および没官¹⁰の資財を充当していた。平安初期以降になると律令制が衰退し、内裏に伺候する参議以上の公卿(上卿)が行幸などの行事運営を行うことになった。『日本紀略 宇多天皇』「寛平四年(892)七月十九日条」には橋造は廃止され、その後の職能は民部省令下官の穀倉院¹¹に帰属するようになった。9世紀後半からの国司・受領などの擗取・横領による行政の混乱と中央政府の財政窮迫¹²とともに相次ぐ山崎橋・長柄橋・瀬田橋・濱名橋等の洪水による流出および事故・付火による焼失橋の再架資材の調達および架橋の諸職人・労務者の調達が、造橋使の権限では不可能となり使^{つがい}の存在が無用となったことによると判断される。

藤原時代の浮橋は、御幸の度ごとに架けられる天皇専用の橋が主たるものであり、これら浮橋は令外官臨時職の官位従五位下の「橋渡使」¹³が任ぜられて架橋を担当し、御幸の都度に浮橋の架橋作業が行われていた。実際の架橋作業は、通常の橋の場合と同様に国司が正税を用いて行っていた。後述するように一般常設浮橋は承和二年(835)の太政官符¹⁴「応造浮橋布施屋并置渡船事」に駿河国富士河および相模国鮎河(相模川)の二箇所に浮橋の記録があり、購読師¹⁵と国司の両者が架橋工事を監理・監督(檢校)し、正税を建設費および修繕費に充当していた。さらに、大河には、庸運搬作業のために臨時に浮橋を架けていたが、一般交通の用途ではなかった。この庸のための臨時浮橋は多くの街道の渡しに架設されていたと想定されるが、貢租を用いた浮橋記録は一つの史料以外には管見では発見できず、この種の臨時浮橋をどの機関が担当して行ったのかをふくめ詳細は不明である。

しかし、橋渡使の記録は平安中期になり史料には現れなくなる。高野山を始め石清水八幡宮・賀茂神社・熊野

神社など洛内・外の社寺御幸が急増するとともに、財政逼迫により御幸浮橋の建造は橋渡使の権限と能力では対応できなくなったと判断される。平安中期以降の実際の御幸浮橋の監理と架橋実務は、後述する御幸行事所のもとで検非違使の権限業務に移行していくことになる。律令制下の平安時代の御幸の費用の財源は、京庫の庸調物・地方正税や不動産¹⁶などから、10世紀後半には受領¹⁷が政府の行事所¹⁸に進上する召物¹⁹に移行していった。

3) 検非違使と御幸浮橋 ——行幸浮橋建設機能の変遷——

史書による検非違使²⁰の初見は、弘仁七年(816)に左衛門大尉吉田書主に検非違使を兼行させたとする、『日本文徳天皇実録』²¹「嘉承3年(850)11月巳卯条」にある。『日本三代実録 陽成』の天慶2年(818)2月条には、検非違使の給与を「国司の公廩を割き、一分の例に准いて検非違使の俸料となさむ」の記録がある。この時代の公廩は国司など官人の得分(給与)に用いる公廩稻・銭を意味し、一分とは律令制の書記官(史生)の異称であり、公廩稻の一分を国府の役人に支払うときの給料が一分であった事による。

天皇の直轄機関であった検非違使は、承和元年(834)には左右検非違使を総括する別当²²などから構成される、令外官の検非違使庁が『公郷補任』²³に記述されている。検非違使の本来の業務は平安京・畿内の治安確保の警察・行刑であったが、令制下の弾正台・刑部省・左右京職などの職務を傘下に収め、10世紀半ば頃には左右検非違使庁を左右衛門府と統合して使庁とし、権力とその組織を拡大していった²⁴。大内裏および行幸のさいの警護と雑用を勤めていた左右兵衛府は縮小され、その機能は漸次検非違使に吸収された。また仁明天皇の『続日本後記』「卷6 承和6年(839)6月乙卯勅」には、弾正台が捕らえた犯人を逃がしたことは違法であり、弾正台は犯人逮捕の任に堪えず「不堪追捕」として、以後台使は合いはかり今後の犯人追捕には検非違使を使わず事を命じている。

国別一人の検非違使配置の原則では、地方各地に頻発する郡司をふくめた浮浪人、農民を主体とする争乱に対応できなくなっていった。9世紀中半以降の藤原氏の専政体制(摂関体制)が確立すると受領は在地農民からの収奪を強化し、特に関東以北の地方治安は悪化した。『日本三代実録 清和天皇』「貞観3年(861)11月16日」条には、凶猾な群盜対策として武蔵国の郡毎に検非違使を置き、さらに貞観11年(869)3月条には下総国の検非違使に「帯剣把笏」を許している。しかし、地方検非違使は郡司や武力を持つ在地土豪層から任命されることが多く、このことにより武士階層の萌芽はさらに強化促進されていった。

このように検非違使はその役目柄、配下の末端では放免とも称する河原者・坂者²⁵を使い、御幸のさいには行事所の上卿・弁官の指示により本来の御幸警護とともに、大工職・木工事に関する中務省被管の内匠寮²⁶・宮内省被管の木工寮²⁷と共同で独自の体制で橋梁架橋もしくは修復作業を行っていたと判断される。犯罪捜査・逮捕の行刑から道路・橋梁・港湾など交通の一般行政へと拡大した検非違使の任務は、御幸に関しては当然の魁・護衛から事前の御幸行程の視察・点検・確認作業および浮橋の架設と洪水などによる緊急時の橋梁補修などを行うようになった。検非違使は御幸渡河点の管理のみならず、御幸通路全般の修築と安全を確保することにあつた。御幸行事所での検非違使に関するこの浮橋業務に関する記述は、後述する『小右記』、『中右記』などの公郷日記に記録されている。御幸の上卿をつとめ賢人右府とよばれた藤原実資(950-1048)の日記『小右記』²⁷「長和3年(1014)4月21日条」には、「別当年齒極若、又無才知」(長官は若僧で無能者)と当時の検非違使別当を酷評している。『中右記』「永久二年(1114)二月四日条」に、検非違使資清(中原右衛門少志か)が著者の中御門右大臣藤原宗忠の元を訪れ、白河院から御幸の京中の道の作成は保検非違使が担当して行うことを命じられたの報告が記録されている。

検非違使別当は公郷の兼帯の名誉職であり、直接の検非違使への指揮権を有していないが、検非違使宣は勅宣に準じた論旨の権能を有し違反者は違勅の重罪に問われた。実質的な使庁の専任責任者である定員2名の検非違使佐(次官)の職は、11世紀後半からほぼ特定の家柄で占められるようになった。鳥羽院(天皇在位：1107-23、院政：1129-56)は、「検非違使別当は、重代(譜代)・才幹・成敗(器量)・容儀・近臣(近習)・富有(富貴)でることが肝要である」と述べたことが『古事談』²⁹に記され、さらに『続古事談』には8編の検非違使関連の説話が載せられている。これらの検非違使が行った、平安時代御幸の舟橋架橋に関する浮体舟種類と数、構成部材の調達方法、係留方法などの具体的内容を記す関する史料は未見である。古代の川舟に関する近世・現代の優れた研究³⁰は行

われたが、それら資料に新しい知見を追加する史料は何ら発見されていない。

公卿日記から判断すると藤原時代中期以降の検非違使の権限・機能と業務内容の概括は、江戸時代の目付と勘定奉行の1名ずつが兼帯していた道中奉行と同種の権限と機能を有していたのであろうと判断される。しかし中世にはいと検非違使の権限は縮小され有名無実となり、次節で述べる『吾妻鏡』によると初代京都守護北条氏政(1138-1215)は、文治2年(1186)2月に捕らえた盗賊18人を検非違使庁に届けることなく、独自の判断で六条河原で首をはねている。なお中世に、京の守護を行った六波羅探題は1319年から1322年頃に成立している。検非違使の武力は、当初は畿内河内・摂津の有力農民であったが、11世紀後半からはこれらを統括する北面の武士が任じられた。京の行政単位である保³¹毎におかれた保検非違使の初見は、永久2年(1114)である。

『令義解』「職員」³²によると、京の道および橋造りは民部省の左京職・右京職および摂津職³³が担当し、京内大橋および宮城前橋(12橋)の修営は木工寮が畿内の雑庸人夫用いて行っていた。なお、橋の修理(当界修理)は緊急時をのぞいて毎年9月の農閑期・渴水期に開始し10月に終了した。

(2) 平安前期の浮橋 ——律令制下の浮橋と狩獵御幸の浮橋——

1) 平安前期律令制度下の浮橋

『日本紀略 桓武』延暦20年(801)5月甲戌条には、街道の河川は渡舟に乏しく或いは橋が無いことにより、諸国の庸の運搬に支障がある場合には、渡津にはその都度舟運の便をもけるか浮橋を架けることを、長く恒例とするようを諸国に命じている。しかしこれらの浮橋は用務が終わればすぐさま解体・撤去され、一般の通行には用いられていなかったと判断される。平安後期にはこの桓武天皇の勅は有名無実となり、官位授与の報奨で地方有力者が庸・調の運搬請負を行うようになった。

仁明天皇(833-850)の承和2年(835)の『太政官符』³⁴は、東海道・東山道の両道の川津³⁵に浮橋を造り、渡し施設を増強し、さらに布施屋³⁶を設置することを命じている。これが史書における浮橋の初見である。この官符は『類従三代格』³⁷に「浮橋二処、駿河国富士河 相模国鮎川 右二河、流水迅速、渡船多難、往還人馬、損没不小、仍造件橋」と記録されており、渡舟事故の多い急流の富士川・鮎川(相模川)に浮橋を架けることを命じている。さらに墨俣川(尾張・美濃国境)、草津渡³⁸(尾張国)、飽海川³⁹・矢作川(参河国)、安倍川(駿河国)、大井川(駿河・遠江国境)、太日川⁴⁰(下総国)、石瀬川⁴¹(武蔵国)、隅田川(武蔵・下総国境)には、渡舟の増設または新設を命じている。新造した渡船は全国9箇所の河川に計16艘、布施屋の設置は墨俣川の両岸2箇所である。

さらにこの『太政官符』には、浮橋2箇所、布施屋2箇所の設営および渡船の増設16艘は、従2位行権大納言藤原朝臣三守が勅を奉じての施行が記録されている。これら諸工事の監督(検校)は購読師⁴²の大安寺僧忠一と国司の両者が行き、渡舟の購入と修理費には正税⁴³を充て、浮橋ならびに布施屋の建造と修理は救急稲⁴⁴を充当していた。『續日本後紀卷4 仁明天皇』「承和2年(835)6月」の条には「勅。如聞。東海。東山両道。河津之処。或橋梁不備。由是。貢調擔夫来集河邊。累日経旬。不得利涉。宣每河加増渡舟二艘。其價直者。須用正税。又造浮橋。令得通行。及建布施屋。備橋造作料者用救急稲。」と官符と同様な記述がある。橋梁・渡船不備による街道の輸送渋滞解消のため、9世紀前半には御幸や軍事用以外の一般用の舟橋が、東海道・東山道の要路に架けられ始めていた。なお、卷10の承和8年(841)3月条「恵賀河構借橋」の借橋は、大和川の舟橋であったとする吉田東伍の説⁴⁵がある。一般通行用の浮橋の架設は、平安中期以降の公地公民制の崩壊により行われなかったと判断される。

律令制下の京および五畿内に架けられた御幸浮橋の浮体には、鵜飼舟⁴⁶を用いていた可能性がたかい。しかし、古代から鎌倉時代に至る鵜飼舟を含む、平安時代の浮橋に用いられていた舟の形態・構造を示す史料は、残されていない。鎌倉時代の正安元年(1299)8月に完成した『一遍上人絵伝』⁴⁷「卷六 断簡 片瀬の浜に集い来る人々」に描かれた小型の海舟および「巻七 近江の関寺で行法を行う」に描かれた鵜飼舟などが、和船の形態・構法を示す最初の史料と判断される。古代史料には、浮橋構造に関する資料は何も記録されていないが、御幸浮橋のように秋から冬にかけて架けられていた浮橋の浮体には、同じ船種の同型舟が一時に多量に徴発するのがもっとも合理的であったと推論する。律令制での贄の貢納は宮内省大膳職に所属する雑共戸⁴⁸が担当し、浮橋浮体舟に用いる海・湖・川の漁獵人の鵜飼・江人・網引の獵船の徴発は容易であったと判断される。このことは、江戸時代

の安永度將軍日光社參の房川舟橋の建造に、数百艘の利根川平田舟を徴發した例からも推定できる。

2) 平安前期の狩獵御幸の浮橋

古代から内外の帝国・王国権力者の狩獵は、侵略・戦闘行為がほぼ終了し統治のための権力を誇示し、さらに戦闘集団の威力保持の目的で行われてきた。日本書紀・続日本紀・古事記・万葉集・風土記に記載される奈良時代の天皇の狩獵の主目的は、軍事教練、示威目的か雅らかな天平の遊興のためであったのかは判然としない。鎌倉幕府の創始者源頼朝(1147-1199)は建久3年(1192)の將軍家政所開設の翌年には、富士の裾野で2ヶ月間にわたる大巻き狩りを行っている。徳川家康を始めとする江戸幕府將軍は關東平野で「御鹿狩」を行い、8代將軍吉宗は勢子などを含め20数万人以上を動員した鹿狩りを4回行い、荒川・利根川・江戸川には浮橋を架けている。

『続日本紀』での諸天皇の狩りは多数が記録されているが、史書での狩獵行幸の頻度は桓武天皇(937-806、在位:781-806)が特出している。すでに述べたように権力闘争に明け暮れた奈良時代の行幸は、遷都と狩り以外の目的にはほとんど行われていない。桓武天皇は天応元年(781)45歳で即位し、狩りを主にした御幸を歴代天皇の中ではもっとも多く行っている。天皇即位後の最初の狩りは長岡京遷都の前年の延暦2年(783)10月14日から5日間片野で行い、さらに平安京建設の始まる前年の792年には、正月20日の登勒野から10月14日の大原野などに計8回の狩獵の御幸が『続日本紀』49巻第37に記録されている。『日本後記』50には、桓武天皇(781-805)の治世の延暦11年(792)から20年(801)までの10年間だけでも、栗前(栗隈)野・大原野・登勒野・水生野・葛野・片野(交野)・栗栖野・北野・的野等の草原を主な禁野・標野(狩獵地)⁵¹として、狩りを目的とした行幸は95回記録されている。桓武天皇は25年間の在位中に平均年10回程度の(約200回以上)の狩獵の行幸を行っており、奈良時代と縁を切った桓武天皇親政の権力を見ることが出来る。

桓武天皇を始め平安中期までの歴代天皇が、これらの狩獵行幸の道程で渡った畿内の桂川・鴨川・淀川・宇治川・木津川・天野川などの渡河手段に、主として浮橋を用いていたことは此までに述べた諸史料によりほぼ確実である。しかし、『日本書紀』以降の国史『続日本紀』(697-791)・『日本後記』(792-832)・『続日本後記』⁵²(833-850)『日本文徳天皇実録』⁵³(850-858)・『日本三代実録』⁵⁴(858-887)の史書には、御幸の際に架けられた浮橋は記録されていない。平安中期撰録時代以降の公卿日記によりはじめて、御幸行事所による浮橋の架橋史実と若干の関連資料を得ることが出来る。

(3) 撰録時代の御幸の浮橋 ——社寺參詣御幸の浮橋と公家日記の浮橋——

撰録時代は、藤原氏の摂政・関白・内覧が世襲され藤原氏が政権を主導し独占した時代で、藤原北家の良房(804-872)⁵⁵が天安2年(858)に太政大臣兼任の摂政となり、9歳で即位した清和天皇(850-881、在位858-876)の後見となったのを嚆矢とする。以後藤原氏は天皇の外戚を重ね排他氏により政権の中枢を維持し、藤原道長(966-1027)の時代には、榮華を極めることとなったが院政時代には衰えていった。

平穏な時代の事故のない御幸における浮橋架橋の具体的な記述は、史書では主要項目ではないが、行幸浮橋の損傷・流出および方違えなどによる御幸の行程の急な変更が生ずれば大問題となる。造橋所は宇多天皇寛平4年(892)すでに廃止され、また律令制度下におけるこれら平安中期以降の御幸浮橋に関する橋渡使は史料に記録されることなく、撰録政権にはこの太政官による緊急時の行幸浮橋の架橋・修復の権力と能力は衰退していた。また、この御幸舟橋架橋の「橋渡使」の業務の具体的な機能の推移に関しては、六国史の記録や平安時代の行幸に供奉していた公卿の記録には存在せず、具体的な存在を史料から発見することは出来ない。数多く行われた平安期の御幸浮橋の架橋は、江戸時代の勘定奉行兼帯の道中奉行のような治安・検察・交通・建設行政の権力把握していた検非違使の出番であり、これゆえに公家日記などの記録に検非違使の活躍がおおく特記されたのであろう。畿内以外の橋の建設は國司・受領の担当であったが、平安以降の大橋の架設や灌漑池の構築は僧侶の勧進で多く行われ行われる、平安中期にはすでに講師が架橋に関与することはなかった。

『日本三代実録』「清和天皇：卷一～二十九」貞観7年(865)12月条に、尾張国に許可した尾張・美濃両国間を流れる広野川の河口開削工事をめぐって、貞観8年7月歴代の軋轢から武力紛争が生じ、8月には土砂で河口をふさぎ射殺事件が多発した。政府は朝使を派遣し両国司に乱の収集と実状の言上を求めたが、收拾つかず朝廷は

工事の停止を命じた。再開に関しての記録は存在しないが、この種の紛争・事件は畿内各地で多発していた。『日本三代実録』の清和天皇時代(858-876)の橋梁の記録は、「貞観 11 年(869)12 月 4 日勢多橋焼く」、「貞観 12 年 5 月造山崎橋使を任ず」、「貞観 13 年(871)4 月勢多橋焼く」、「貞観 18 年(876)3 月泉橋寺に浪人 56 を配し寺家と舟橋とを監督せしむ」57 がある。このような多発する橋梁の焼失事件で政府は神経をとがらし、橋守の配置および強化を行い、燈火を持つての通行を厳しく制限していた。

清和天皇貞観十八年(876)三月の洛外への御幸などの浮橋の構法詳細は、記録が不十分でありほとんど想定することは不能である。『日本紀略』「宇多天皇寛平四年(892)七月十九日条」に造橋使を廃止する記録があり、これ以降の御幸の浮橋造りの役目はすでに検非違使が担当したと判断され、同時に御幸の浮橋の架橋を担当していた橋渡使も機能を失っていた。平安中期における御幸の舟橋架橋の担当に触れる史料はない。仁和 2 年(886)12 月 14 日、光孝天皇の芹川野御幸の野口で鷹・鶴 58 を放ち、同月 25 日神泉苑および北野御幸で鷹・隼をはなつて水禽を獲ているが、これらの時代のいずれの御幸でも渡河方法の記録はない。

『三代実録』の清和天皇(在位：858-876)貞観 18 年(876)3 月泉橋寺に関する記録、『類従三代格 卷十六』「道路事 船瀬并浮橋布施屋事」貞観 18 年 3 月条の太政官符には、木津川の泉橋の維持管理を行っていた相楽郡の舟橋寺(院)が、舟橋の修理費用を政府に願い出てその許可の官裁は、中納言従三位兼行春宮大夫南淵朝臣年名(808-877)により宣下を山城国宛に令している。『延喜式』59 によると、9 世紀淀川の山城の地(現、京都府乙訓郡大山崎町)には、木橋の「山崎橋」が架けられていた。同じく「陽成天皇：卷三十～卷四十四」の卷三十五元慶 3 年(879)4 月によると、清和上皇は院を鴨川東の栗田院に遷し同年 10 月上皇は大和国に幸しているが、これらの際の鴨川・木津川などの渡河は、記録は無いが浮橋を用いていたと推測される。清和天皇(858-876)、陽成天皇(876-883)、光孝天皇(884-886)三代の歴史『日本三代実録』には具体的な御幸の浮橋は、渡河方法を含め記録されていない。

奈良時代から平安時代にかけて約 15 回派遣され、12 回が使命を果たしていた遣唐使 60・遣唐僧 61 や留学生たちは、国交の使命・唐政治形態導入のための学習と書籍の購入・仏教の学習と教典の購入など以外に都城・橋梁の建設技術、農業技術、繊維産業技術の学修と導入を行っていた。唐時代最盛期の中国架橋技術は世界最高峰の水準に達しており、浮橋係留技術は参考となっていたと考えられるが、当時の日本で係留用の碇や鎖に鉄製品を用いることはあり得なかった。都城建設に関しては藤原宮・平城宮の造営では条里制を、平安京では条坊制を唐の都長安にならって造った。しかし、当時世界最高の技術を持っていた中国浮橋技術が、どのような形で日本に導入されたかは明らかでない。ただ、浮橋を含めた架橋技術が仏僧・学修僧達によって、その大部が導入されたであろう事は、仏僧の渡航記や橋梁寄進記によっても否定できないであろう。しかし、円仁(慈覚大師：794-864)著の『入唐求法巡礼行記』および成尋(善慧大師：1011-1081)著の『参天臺五臺山記』の中に記録された唐・宋の浮橋技術の詳細が、当時の平安貴族階級の興味を引くことはなかったであろう。『入唐求法巡礼行記』および『参天臺五臺山記』などの記録の中国浮橋については、第 6 章 中国の浮橋 第 2 節 随・唐時代の舟橋・浮橋 を参照のこと。

平安時代中期以降、特に摂関期の天皇・上皇(院・法皇)および皇太子・皇后・女院などの岩清水八幡宮・春日大社・松尾神社・大原野神社・熊野などへの行幸や行啓に際し、桂川・鴨川・淀川・木津川や大和川など畿内の河川に舟橋を臨時に架設した記述は、史書および『御堂関白記』・『小右記』・『中右記』などの公家日記のほか『古事苑』62 に多くの抄録が記載されている。『花鳥余情』63 には、醍醐天皇(897-930)の延長 6 年(928)12 月 5 日の大原野御幸のとき、天皇は御輿に乗り朱雀門を出て五条大路を西に折れ、桂川に架けられた浮橋を渡っている記述が見える。供奉の廷臣たちは乗馬して浮橋を渡っている。大原野は京都市西京区西部の地域で、藤原氏の氏神で朝廷の尊崇が厚かった大原野神社がある。

『日本紀略 朱雀天皇』によると、天慶 2 年(939)12 月「下総国豊田郡の武夫、平将門並びに武蔵権守従五位下興世王等を奉じて謀反し、東国を虜掠す。」とある。『将門記(まさかどき)』64 に、平将門が上野国府を占拠したときの記述に「王城ヲ下総ノ亭南ニ建ツベシ。兼ネテ檣橋65ヲ持テ、号ケテ京ノ山崎トナシ、相馬ノ郡大井ノ津ヲ持テ、号ケテ京ノ大津トナサム」がみえる。将門は、京の朱雀天皇(在位 930-46)に対抗して新皇の名乗りを上げ、その際に王城の体面として浮橋が必要と考えていた判断される。この浮橋の架橋地点には諸説があり、将

門が王城を建てたとされる下総国猿島郡石井の南方とするが強い。将門は在京時代に見聞きしたと想像される、天皇が御幸の度に舟橋を架けさせていたことが、権力の象徴として強く印象に残っていたのであろう。

将門の反乱とほぼ同時期の天慶3年末(940)の藤原純友の反乱に関する『大鏡』66巻4の道隆条に、純友が反乱の拠点として西國の海に無数の大筏を連結し、その上に土を盛って木を植え、さらに田を作り居住していたとする伝承が記述されている。なお、12世紀前半成立の『今昔物語』67「二十五 平将門發謀反被肘語第一」に、「いまは昔、朱雀院の御時に平将門というさむらいがいた。(中略)王城を下総国の南の高台に建てる事を図った。磯津に舟橋を架けてこれを京の山崎の橋とみなし、相馬郡の大井津を大津とし、東都を建設することを会議で定めた」ことが記されている。

10世紀半ばから摂関時代以降の公卿日記たとえば御幸の上卿を長くつとめた藤原実資(権大納言・右近衛大将、後の右大臣、957-1046)の日記『小右記』寛弘5年(1008)10月16日の記録には、一条天皇(在位：986-1011)が鳳輿に乗り鴨川を渡って清水寺に行幸の際、輿に乗って天皇に扈從した著者は、鴨川の渡河に用いた舟橋の構法を含めそれらの詳細については他の行幸の記録と同様になんら記述していない。天皇および扈從が舟橋を用いて川を渡るのは行幸行事に伴う平常的な事項であり、また上卿としての身分であった著者にとっては当然の行為であり、舟橋については格別の事故のこともない限り、日記や説話などに特記する必要はあまりなかった。太政官内におかれた上卿管轄の御幸行事所⁶⁸が、行幸行事に伴う一切の行事の立案と実施を行っている。特に行事所が御幸行事の一環として終始行事の安全遂行を目的とした評定・宣旨の下付は、御幸宮廷費用、浮橋を含む建設諸資材・費用・役務の徴発および多額の費用を要する特定社寺における安全祈願の祭祀と読経などを主催している記述がおおく見られる。天皇が任命した御幸行事所の上郷は、檢非違使の担当官に命じて御幸経路の安全確認、浮橋架設、さらには洪水などの緊急事態の浮橋破損や渡河時の安全対策などを行い、律令制の橋渡使は平安期半ばにはその機能を失っていた。

天皇自らが初めて神社に行幸して社頭で祈念したのは、将門・純友の反乱平定を祝し朱雀天皇(930-945)が天慶5年(942)におこなった賀茂社行幸と云われている。石清水八幡社への行幸⁶⁹は円融天皇(969-983)の天元2年(979)3月が最初であり、その翌年行った賀茂社御幸と併せて両社行幸と呼ばれた。その後円融天皇は平野社行幸も行っている。一条天皇(在位：986-1011)は、春日社・大原野社・松尾社・北野社にも行幸を行い、諸社行幸⁷⁰の先例を作った。藤原道長の『御堂関白紀』⁷¹には、社寺行幸を始め多くの行幸が記録されている。寛弘元年(1004)9月26日の日記には、一条天皇が道長に松尾・平野・北野三社への行幸の勅命が記録されている。行幸の行事担当は、右衛門督⁷²(三位中将源憲定)・大蔵卿⁷³(藤原正光)・権左中弁⁷⁴(源道方)・左大史(美努伊遠)・左右衛門志(豊原為時)とし、そのた檢非違使が任命された。行事日時を勘申⁷⁵させたところ10月14日に松尾社、21日に平野社・北野社に決まった。直ちに宮内省に行事所を定め業務を始めさせた。源憲定が行事所上卿である。当然、御堂記には御幸往還での桂川浮橋の記録はなされていない。藤原氏が天皇外戚として政治権力を把握していた時代⁷⁶の記録には、天皇行幸のさいの浮橋についての具体的記述は、ほとんど存在せず渡橋の事実のみが記録されている。

摂関記から院政期までのほとんどの御幸を占める社寺御幸の始まりは、すでに述べた天慶5年(881)4月に将門・純友の乱の平定を祝して、朱雀天皇(在位 930-945)が行った賀茂神社⁷⁷行幸と云われる。朱雀天皇の賀茂社御幸および円融天皇(在位 969-984)が天元2年(979)3月に初めて石清水八幡宮に御幸のときの鴨川、桂川と淀川とには、浮橋を渡っているのは確実と判断されるが、これら三箇所の川の渡河方法は記されていない。翌年の天元3年の石清水御幸のさいの淀川渡河にも浮橋の記録はない。石清水と賀茂との2社の行幸が慣例化し以後平野神社・春日社・大原野社・松尾社・北野社など院政期の10社行幸へとつながっていった。これらの御幸には、鴨川・桂川・淀川の渡には特別の場合を除いて、檢非違使が担当した浮橋を渡っている。天皇が行った社寺御幸のうち藤原家の氏神である奈良春日社への御幸は、寛和2年(986)6月に7歳で即位した一条天皇(在位 986-1011)の外祖父である摂政藤原兼家⁷⁸の画策とされる、永祚元年(989)天皇10歳の時の春日社御幸⁷⁹を嚆矢とする。その後春日社の祭神を分祀した大原野神社(京都市西京区大原野)も御幸の対象となった。

『日本紀略』長徳元年(995)10月21日条に、一条天皇の岩清水行幸の時にはすでに山崎橋は流出しており、数百艘の舟で淀川に舟橋を架けて渡っている記述がある。この時代、山崎橋は洪水の度に破損・流出を繰り返して

いた。ただし、この御幸には桂川の浮橋の記録は存在していない。

後一条天皇(在位 1016-1035)は、寛仁元年(1017)に両社御幸の宣命を下し、11月の石清水社および賀茂社行幸行事の上卿には、右大将藤原実資⁰が任命されその行事の詳細は『小右記』の寛仁元年(1017)11月25日条に後一条天皇の賀茂行幸・石清水御幸の詳細が記されている。

(4) 平安時代後期の浮橋 ——院政時代御幸の浮橋——

この項で対象とする藤原後期の院政時代⁸⁰は、白川上皇の応徳3年(1086)に始まり、武家が政権を完全に掌握した鎌倉時代初期の後鳥羽上皇の承久の乱(1221)を終わりとしている。摂関にかわり親政を行った後三条天皇⁸¹の後を延久4年(1072)に継いだ白川天皇⁸²は、応徳2年(1085)に堀河天皇に譲位した上皇(白川院)は、堀河天皇が嘉承2年(1107)に死去すると堀川の5歳の王子を鳥羽天皇として即位させ、慣例に従わず外戚でない関白忠実を摂政にしている。

天皇の御成りは行幸・御行・幸を、法皇・上皇・皇后・女院には御幸をそれぞれに用い、これらの帰路には還幸の用語を用いていた。一般に行幸は律令制下で御行は摂関時代以降に用いられている。行幸・御行は単なる天皇の移動ではなく、天皇制下における大権の移動であった。その象徴である行幸の臨時浮橋は、摂関時代以降には天皇および天皇大権を有する法皇・上皇の専用橋であったが、藤原摂関期・院政期には皇后・女院の御幸にさいしても架けられるようになり、中世期には武士階級専用の渡河手段となっていく。徳川幕府の御用舟橋も此を見習った同類の浮橋である。また、行啓の用語は太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・太子妃にそれぞれに用いられ、渡河における皇后・女院の処遇は法皇・上皇に准じて浮橋が架けられていた。

原則として天皇・上皇・法皇の行幸の橋のない河川の渡りには、争乱の蒙塵の時か財政困窮などを除いて舟橋が架けられていたと判断される。徳川幕府の日光社参および朝鮮通信使来聘の中止は、多額の出費を強いる豪華にして不経済きわまる、美濃路・東海道の御用舟橋がかけられなくなった財政上の理由が最大の要因であると判断する。院政時代の天皇・上皇・法皇の御幸には、加茂川・淀川・木津川など恒例の寺社行幸の浮橋のほか、高野山⁸³・熊野行幸⁸⁴にさいしても、橋の架けられていない河川の横断に際しては、すでに述べたように検非違使が行幸の臨時的舟橋を架け、さらには流失・破損した橋の復旧・修復を行うのが通例となっていた。

『中右記』⁸⁵の永長2年(1097)3月の条には、白川上皇(白河院)²¹の春日社御幸のとき、淀川に浮橋を架けたことが記されている。永久2年(1114)4月16日条には、「早旦自院被仰下云、去夜今朝雨脚殊甚之間、鴨川浮橋等定流損歟、齋院渡給之間、有其恐、早差献檢非違使等、可令固件橋者、仍仰行重經則等了」と記録され、増水による齋院⁸⁶の鴨川渡河の浮橋の損壊を防ぐために検非違使尉二人(行重と經則)が派遣され、任務を完了している。又同年(1114)7月18日の記録には、著者の藤原宗忠(1062-1141)が白河法皇のもとに参院していたとき、岩清水八幡社(現、京都府八幡市)での放生会^{ほうじょうえ}に赴く白河院御幸のため、宇治川・木津川の浮橋架橋の伝令が急に出され、また嘉徳2年(1095)にも同じ例があったことが記されている。

承久元年(1219)成立の編者未詳の説話集『続古事談』⁸⁷には、天永元年(1110)に白河院が鳳輦に乗り法相勝寺御幸を行った時に、加茂川に架けられていた舟橋が大水のために流され、後陣を勤めていた検非違使左衛門尉森重(藤原氏良門流：委細不詳)は沓を脱ぎ衣を高く上げて御車の先導を行い、浅瀬を探して御車を無事渡して世間の賞賛をあびたとある。三条(八条)太政大臣藤原實行(1080-1162)が記した、白河院の天治元年(1124)10月の高野山参詣記録『高野御幸記』⁸⁸には、一行は雨で破損され修理された堀川橋を渡り、鴨川尻近くの桂川を21日に浮橋で渡り、23日に淀川は「組船」に乗って渡っている。淀川は増水のため舟橋が架けられず、複数の舟を組み合わせた組船で渡ったのであろう。大和川の橋は中央部が2丈ばかり増水で流出し、検非違使の修理を待つて渡っている。藤原頼親(藤原満仲四男、生没年不詳)の『長秋記』⁸⁹の天承元年(1131)3月19日条には、白河院が伏見稻荷社と祇園八坂神社への行幸の際、加茂川に渡された浮橋を往復で利用していることが記されている。

中山(藤原)忠親(1132-1195)の日記『山槐記』⁹⁰には、平安末期の上皇・天皇の岩清水八幡・高野山・熊野参詣の御幸についての記録が残されている。保元元年(1156)3月10日条の鳥羽法皇⁹¹の岩清水八幡宮御幸には、桂川および淀川に浮橋を架けている。保元3年(1158)の二条天皇⁹²の岩清水御幸での記録には、浮橋の記録は見えないが、応保2年(1162)3月16日条の行幸では淀川を浮橋で渡ったことが見え、その際供奉するものは皆騎馬で浮

橋を渡っている。後鳥羽上皇(天皇在位 1183—98、院政 1198—1221) ⁹³ の第 4 回熊野御幸に供奉した藤原定家(1180-1239)の『後鳥羽院熊野御幸記』 ⁹⁴ には、後鳥羽院の御幸は木津で乗船して淀川を下り、現在の大阪市天満橋近くに上陸し陸路で熊野と那智参詣を行い、帰路は長柄で乗船して京に還幸している。往路の木津までの行程で浮橋を用いたのかは不詳であるが、この熊野御幸には院は淀川に浮橋を架ける余裕は全くなく、多大の経費を要しない川道を多く用いていた。文王元年(1260)8 月、御深草院の石清水行幸のさいには、檢非違使の奉行により鳥羽北川外池尻および鴨川尻に架けられた浮橋を渡っている。

皇后・女院の行啓に浮橋を架けた例は、平滋子 ⁹⁵ が嘉応元年(1169)に後白河上皇から女院(建春門院)に宣下された、後の女院行啓の舟橋が初見である。また、仁安 3 年(1168)12 月皇太后宮(平滋子)の行啓に浮橋を架けたことが、『日吉社雑事』に記され(『古事類苑 地部三十八 橋上』)、また『兵範記』 ⁹⁶ には皇太后が、仁安 3 年 12 月 19 日、日吉神社(滋賀県大津市坂本本町)に行啓したときに、京・山城国・近江国の河川に舟橋がかけられた記録がある。律令・平安時代の天皇・上皇・法皇の行幸以外にかけられた舟橋の珍しい例であるが、摂関政治の帰属権力がほぼ武家階級に移行していた証明でもある。一条天皇(在位 986—1011) のとき国母皇太后藤原詮子(962—1022)は、東三条院の宣旨を受け、後一条天皇(在位 1016—36)の国母皇太后藤原彰子(988—1074)は伯母・義母の東三条院にならって、1026 年には女院となっているが、この両女院の行啓に舟橋が架けられていたかは管見では不詳であるが、おそらく行啓に浮橋を架けた例は無いであろう。武家階級による宮廷行事の慣習儀礼の前例無視は、平清盛 ⁹⁷(1118—81)によって始まった。

天皇・上皇・法皇の公式行事の行幸・御幸の度に、橋の無い川には舟橋をかけて渡っていたが、舟橋架橋の実態に関する史料は、公家日記史料をのぞいてはほとんど見当たらない。既に述べたように、御幸に供奉していた公卿階級が著した日記・記録や説話には、架橋に伴う逸話などエピソードの類が比較的多くが記録されている。

平安時代には、天皇・院の方違御幸にも舟橋が架けられていた。方違とは、平安から鎌倉時代にかけて広く行われていた、陰陽道が唱える呪術の一つで、目的地の方角がその年の座位であるか、天一神でふさがれている場合、その方角を避けるために前夜に神社・仏閣か知人の家に泊まり、目的地を恵方(吉方)にしてから目的地へ赴く事を言う。天皇・法王の方違の行幸は、大仕事であった。もし大雨で浮橋が流されたとき、増水のために再架橋が困難の場合は、日にちを遅えぬためにそのたびに行幸の警備を担当する近衛府の司、檢非違使の職員たちは不眠不休の作業を行っていた。

藤原(徳大寺)実定(1139—91)の日記『庭槐抄』 ⁹⁸ には、治承 2 年(1178)4 月 29 日の夜、高倉天皇(在位：1168—80)が方違行幸に出かけた際、増水で浮橋が流され御輿が進まず、七条河原の手前で立ち往生し大騒ぎとなった次第が記されている。平安時代たびたび行われていた方違行幸のために、不必要な浮橋を急ぎ架けねばならない場合が多く生じていたと推測される。なお、後の鎌倉時代の寛元年間(1243—1247)、後堀川院 ⁹⁹ の方違行幸の際に架けられた浮橋の記録も残されている。『古事類苑』によると後白川院 ¹⁰⁰ の仁安 2 年(1167)8 月 21 日条の熊野参詣、3 年 1 月 11 日熊野参詣、4 年 3 月 31 日高野山参詣、嘉応元年(1169)11 月 15 日の熊野参詣のたびに、淀川には舟橋が架けられた。建久年度(1190—1199)の高野山御幸の場合には、淀川は増水で浮橋がかけられずに、やむなく舟渡しを行っている。

後鳥羽天皇(1180-1239)編著の有職故実書『世俗浅深秘抄』 ¹⁰¹ には、かつての御幸の時には侍従の群臣(公卿・近衛次将)が、淀川・桂川の浮橋を渡る際には定めを通り必ず下馬して渡ったが、近頃では公卿や將軍以外の者も乗馬して渡っているのは、嘆かわしく不謹慎であると批難している。「行幸時、淀河、桂河浮橋渡御時、公卿并近衛次将下馬、是定例也、而近代非将公卿不下馬、於公卿将者必可下馬也、但於桂河或不下馬不同也、非参議同之、(下略)」。桂川の浮橋の通行は、参議以上の官位を有するものは、場合によっては騎馬通行が許されていた。平安時代の御幸の浮橋は武者多数が乗馬して渡れるほどの、構造強度を有していたことがこの史料から判断される。

鎌倉時代の藤原長兼(生没年不明)の『三長記』 ¹⁰² 建久 9 年(1198)2 月 14 日条に、後鳥羽上皇が岩清水御幸のさいに、桂川を浮橋で渡っているが淀川は舟で渡っている。平安末期以降の御幸の際の淀川には、舟橋が架けられることは少なくなり、車馬・輿は組船で渡す例が多くなっていた。淀川に舟橋架橋が行われなくなった理由としては、武家政権の確立により朝廷・貴族階級の地位・権力が低下したと共に、中世期には淀川水運が盛んになってきたことにも依ると判断される。

平安時代の諸史料・記録には、摂政・関白・太政大臣などの高級貴族階級が川を渡るために、舟橋を渡した事例は残されていない。浮橋は天皇および是に準ずる上皇・法皇の幸のみに架けられるのが原則であった。天皇供奉以外の公家階級の渡河は、安全のため組舟(双胴舟・三胴舟)¹⁰⁸を用いていた。平安時代の洛中・洛外での河川を渡るための舟橋は、天皇と院の御幸のとき以外には史書や公家日記・物語には登場してこない。大型の艦舟(高瀬舟)を組合せた組舟は、舟橋が事故・事変等で架けられない場合には、天皇の渡河に用いられていたが、平安貴族は旅行の渡河には通常、組舟を用いて車・輿などの輸送を行っていた。ただし、後述する平安時代の物語文学には、御幸の情景以外にも邸内での遊興のため泉水に架け渡した舟橋が幾つか描写され、実際には大臣・公家たちは邸内の池に舟橋を架けて宴会に興を添えていたと推定される。淀川の渡河の際に浮橋の流出や架橋が間に合わない場合には、御幸の渡河には竜頭舟、鶴首舟もしくは組船を用いていた。

天皇・上皇・法皇や公家たちが渡河や大饗の宴で用いた2艘の組船(双胴船)は、竜頭船・鶴首船¹⁰⁴と呼ばれていた。左大臣藤原頼長(1120-1156)の日記『台記』¹⁰⁵には、仁平2年(1152)の東三条殿¹⁰⁶での大饗のとき苑の池に浮かべた、竜頭・鶴首船の組舟に楽人を乗せて奏楽させていた記録がある。このときの組舟は桂川の鶴舟¹⁰⁷4艘を借りて、2組の竜頭鶴首船を組み立てている。また院政時代の組舟は、淀川に浮橋が架けられない時には、行幸の渡河に際して用いられ、貴族たちの淀川などの河川を横断する手段にも用いられていた。古代末期から中世初期の御幸の際に、舟橋を架けられない場合には非常手段として、2ないし3艘の組舟で川を渡っていた。後鳥羽院の熊野御幸の川旅の御船に組船を用いたのか、さらには竜頭・鶴首船であったのかは不明であるが、淀川横断の行幸渡河の時に竜頭・鶴首船にのせた楽人が演奏を行っていた。

藤原時代後期(院政・平氏時代)には、奥州藤原氏の勃興など武士階級の実力者が荘園・諸国の実質支配者となっていた。奥州の豪族で陸奥・出羽に覇権を確立し平泉藤原3代の基を築いた藤原清衡(?-1128)は、北上川の河畔(現、岩手県江刺市岩谷堂)に豊田館^{とよたのたか}を構えた。相原友直(1703-82)が著わした、藤原3代の史書『平泉実記』¹⁰⁸「巻之五」に、豊田館近くの北上川^{ふなほし}には浮梁が架けられていた。『封内風土記』¹⁰⁹には、舟橋「豊田古城の邊にあり 長二間半 横一間余 小橋なり 伝に云う 故事ある橋なり」と記されている。また、江刺郡の『風土記御用書出』¹¹⁰には、豊田館があったとされる餅田村の五つの旧跡の一つとして「船橋之路」が記されている。藤原秀衡(?-1187)は、北上川の河畔(現、岩手県奥州市前沢区)^{むいかいりたち}に六日入館^{むいかいりたち}を築いたが、この近郊^{しらやま}の白山に舟橋の字が残されている。この舟橋架橋の場所は特定されていない。

(5) 平安文学の舟橋・浮橋

1) 枕草子における橋と浮橋の実存と虚構

清少納言の『枕草子』¹¹¹六十四段に、「橋は、朝津の橋。長柄の橋。天彦の橋。浜名の橋。一つ橋。転寝の橋。佐野の舟橋。堀江の橋。^{かささぎ} 鶴の橋。^{やますげ} 山菅の橋。小津の浮橋。一筋わたしたる^{おづ} 棚橋。心せばけれど、名をきくにをかきなり。」と主として畿内を中心として東国の橋におよぶ^{ひと} 12の趣のある橋を列挙し、その最後の棚橋には短い感慨を書き添えている。

「朝津の橋」は、あさむつ、あさむづ、あさんづなどの名称で呼ばれていた。越前国丹生郡^{あそうず} 浅水(現、福井市^{あさ} 浅水)の地に、架けられていた橋としてひろく理解されている。古くから越前福井の人たちは、この橋を「朝六つ橋」と称した所以の記念碑をたて、枕草子の記述や西行法師が朝六つ時にこの橋の袂で歌を詠んだという故事を大切にしてきた。芭蕉の句に「朝六つや月見の旅の明けはなれ」があるがこの場所も越前浅水とされる。現在の浅水川は、明治末期から大正にかけての河川改修により、福井市ではなく鯖江市を流れている。橋南谿^{あそ} ¹¹²はこの「朝六つ橋」は、飛騨の国の山川にかけ渡した石橋であると『東遊記巻之二』¹¹³で越前説に対して異を述べ飛騨所在説を主張している。飛騨街道の朝六つ橋は、^{あさむつげし} 小坂町村(現、岐阜県下呂市^{あさかまち} 小坂町^{あさかまち} 小坂町)を流れる飛騨川の支川小坂川に架けられていた橋で、どんな闇夜でもこの橋上に至れば朝六つころの明るさがあるとの言い伝えで、古来歌枕として文人墨客に親しまれてきた。この橋の構造は、板橋と棧道(ここでは跳橋のこと)の記録はあるが、南谿のとなえる石橋が架けられていたことはなさそうである。この橋の架けられていた街道は、大宝元年(701)の『大宝律令』により設置された東山道の支路の、位山道(飛騨街道：現、県道宮一萩原線)と言われている。

『飛州志』¹¹⁴では、この朝六つ橋の長さは13丈2尺余り(約40m)幅1丈4尺(約4m)とし、『飛騨国中案内』

115の長さ21間(約38m)、幅1丈4尺(約4m)と橋の規模はほぼ同じ大きさを示しており、古来幾たびも架け替えられたことが記されている。また『飛州志』には「名所、旧ノアサムツノ橋跡同郡上呂郷尾崎村ニアリ」と記され、作者の第7代飛驒郡代の長谷川忠崇(1694—1777)は、享保13年(1728)に飛驒四名所の一つとして、「終古あさんづの橋所」と刻んだ石碑を、現在の浅水大橋のやや上流の地点に建立している。『飛州志』・『飛田国中案内』については、第4章 日本近世の舟橋——舟橋・浮橋と江戸文化—— 第4節(2) 飛驒のと越中五箇山の籠橋・藤橋・吊橋および舟橋を参照のこと。

「長柄の橋」116は、摂津国西成郡(現在、大阪府の一部)の長柄川に架けられていた橋で、古今集にこの橋が詠われている。古くなったものの比喩として、歌枕に用いられてきた橋である。『行基年譜』117の天平13年(741)記には、長柄橋の名が行基の架橋した6橋の中に見える。また、『日本後記』の嵯峨天皇弘仁3年(812)6月条には、嵯峨天皇に命ぜられた「橋造使」が難波長柄豊崎宮の箇所の淀川に長柄橋を架けている。長柄川は現在の新淀川(旧中津川)と大川(旧淀川)との分岐点近くを、流れていたらしいが詳細は不明である。

「天彦の橋」は、奈良県吉野町にある桜木神社の前を流れる吉野川支流の象の小川(喜佐谷川)、喜佐谷の流れに架けられていた、屋根橋をいうとする説があるが真偽は定かでない。『摂津名所図会 第1巻、第2巻』118には、天彦の橋・転寝の橋・堀江の橋・子津の浮橋が、摂津の名勝として採用・掲載されているので、著者の秋島離鳥は天彦の橋が摂津国(現、大阪府一部と兵庫県の一部)に属していたと承知していた。

「濱名の橋」は、浜名湖の入口に架かっていた橋で、古くから架けられていたが度々洪水や高波により流出し、舟渡が行われまた時には舟橋も架けられていた記録が残されている。平安時代の浜名橋の文献は、大同年間(806—809)国費による架橋、天長10年(833)猪鼻駅家記録(磨橋)、承和10年(843)猪鼻駅家復興の詔勅、貞観4年(862)より元慶8年(880)までの18年間の浜名橋の復興である。浜名橋が架けられていた猪鼻駅は、平安時代から相継ぐ地震でその箇所は不明であるが、現在の静岡県湖西市新居町に位置していたとされる。鎌倉時代の浜名橋は、長さ56丈(約170m)、幅1丈3尺(約4m)、高さ1丈6尺(約4.8m)で、小松茶屋と橋本宿間に架けられていた。

11世紀半ばに菅原孝標の女が著わした『更科日記』119には、「浜名の橋下りし時は黒木を渡したりし、この度は跡だに見えねば舟にて渡る。入り江に渡したる橋なり。」と記されている。また、鎌倉初期歌学者の源親行(生没年不詳)が、仁治3年(1242)に著わした『東関紀行』120には、「湖(浜名湖)に渡せる橋を濱名と名づく」とある。この箇所は、明応7年(1498)8月の太平洋側地域(南海・東南海地方)を襲った広域大地震(震度8.2—8.4)121による大津波と翌年の台風により、海を隔てていた砂嘴が破壊され浜名湖と太平洋とが直結した。この海上約1里(4km)の水路は今切渡とよばれ、明治初期に舟橋・桁橋が架橋されるまでは舟渡が行われてきた。室町末期の連歌師里村紹巴(1524頃—1602)は、『富士見道記』122の記述に濱名の橋跡に立ち寄り、今切の渡りを舟で渡っている。

「一つ橋」は歌枕として用いられていた摂津国難波浦の橋で、丸木橋(独木橋)ともいわれるがその詳細は不明である。おそらく固有の橋名ではなく棧と同様に、普通名詞としてこの橋を清少納言はあげていたのであろう。『和漢三才図会』「卷第三十四橋・船具」は、「^{ひとつはし}樅は俗に一つ橋で^{なげわたし}投渡橋ともいい、^{まるきばし}釣のことでありとしている。独木梁・^{いっぼんはし}ひとつ橋・抛渡橋・丸木橋などの名で呼ばれてきた。室町時代の享祿から天文初年に、山崎宗鑑(?—1540頃)により編集された連歌『犬筑波集』123の世界では、「婿入りの夕べにわたる一つ橋 あぶなくもありめでたくもあり」となる。清少納言は一つ橋を剽げたおもしろみのある橋の代表として採用したのであろう。

「転寝の橋」は、清少納言と同時代の藤原実方(?—998)の私家集『実方集』124の歌にこの橋の名が見える。うたしめの橋ともいわれ、大和国の歌枕とされている。また、天彦橋と同じく吉野桜木神社の入口に架けられていた屋根付き橋をいうとする説があり、記念碑が建てられているが所以は詳らかではない。

「佐野の舟橋」は、すでに述べたように古来歌枕125で名高い上野国群馬郡佐野(現、群馬県高崎市上・下佐野)の舟橋とされ、『万葉集』卷十四(3420番)には、この舟橋を詠み込んだ歌が掲載されている。平安時代以降には、近江の国の佐野に架けられていた舟橋が、宮廷では身近の歌枕として用いられていた。この時代の佐野舟橋の地名は、和歌山県新宮市にある歌枕の場合が多い。『後選和歌集』126に、^{みなもとのひとし}源等(880—951)作の「東路の佐野の舟橋かけてのみ 思いわたるを知る人のなき」があるが、この佐野は現在の静岡県伊豆市佐野を指し、狩野川に架けられていた舟橋を詠んだ、あるいは箱根山の麓の舟橋を指すとも言われている。古代・中世の「佐野の舟橋」

は、各所に見られ歌に詠まれてきたが、当時は歌枕としての元祖・本家の主張はなされていなかった。泉佐野市と上野の佐野市とが自治体名に残されているが、近世までの地名の佐野および佐野村は、おそらく数百を超えていたと想像され、現在でも 200 近くの佐野の字名が残されている。なお、名字としての佐野の順位は、全氏名の 90 位を占めている。

関白近衛房嗣の第 3 子で京都聖護院の門跡であった道興准后(准三宮：？－1501)は、文明 18 年(1484)から 19 年にかけて東海・関東・奥州・北陸の紀行記録の歌文集『廻国雑記』¹²⁷に著わし「かよひけむこいちを今の世語り」に聞こそ渡れさのの舟橋」の歌を詠んだが、上野佐野の歌枕にも立ち寄り次の歌を詠んでいるが、これは渡良瀬川の佐野の舟橋の古跡を誤解して詠んでいる。第 2 章 日本古代の舟橋・浮橋 第 2 節 日本古代歴史時代の舟橋・浮橋を参照。

世阿弥¹²⁸の能楽『古名佐野船橋』は、万葉佐野の舟橋の故事にならい、「東路の佐野の舟橋鳥は無し 鐘こそ響け夕暮れの空」がよまれ、取り離しが鳥は無しに変換され、鳥が鳴かないために遺体が浮き上がらず成仏できない男女の悲劇を演じたものである。この謡曲では、舟橋をカササギが羽を連ねてかけた橋として次のように表現している。「橋を隔てて 起ち来る波の 寄り羽の橋か 鶴の 行き合いの間近く なり行くままに 放せる板間を 踏み外し かつぱと落ちて 沈みけり」。『大蔵家伝書』¹²⁹では、この佐野の渡りの地は大和国三輪(現、奈良県桜井市三輪)の名所を、同名の上野の佐野にとりなしている。

「堀江の橋」は、津の国(摂津国)の橋であるといわれるが、そのいわれは詳らかでない。

「鶴の橋」は、『第 2 章 古代より中世にいたる日本の浮橋 2-2 古代の浮橋の神話・伝説の舟橋・浮橋』で述べたように、牽牛と織女の逢瀬のために、カササギが天の河に架けたといわれる橋である。鶴の橋を詠んだ歌の代表には、新古今集・冬歌に大伴家持の「鶴の渡せる橋に置く霜の白さを見れば夜ぞふけにける」がある。このカササギの橋を皇居の階とする説があるが、この項ではやはり伝承の鶴橋として採りたい。

「山菅の橋」は山菅の蛇橋とも云われ伝不詳とされるが、8 世紀後半に日光の大谷川に架けられていた橋(現在の神橋)とする説が有力である。天平神護 2 年(766)に日光開山の祖とされる勝道上人(735－817)が、大谷川の「山菅の蛇橋」を渡ったとされている。勝道上人の大谷川の渡河を助けるために、仏が 2 匹の蛇をおろして川に渡し、その上に菅が生え橋となった由縁が伝えられている。大同 3 年(808)に、下野国司の橋利遠がこの橋を創架したとも伝えられ、以後 16 年目ごとに架替られていたとされる。初期の構造は、跳橋形式であったと伝えられている。永正六年(1509)、宗長が著した『東路の津登』¹³⁰には「落ち合ふ所岩のさきより橋あり。長さ四十丈にも餘たらん。中をそらして柱もたてず見えたり。」と記され、当時の山菅の橋は川中に橋脚を有しない、芻橋の反橋形式で架けられていた。寛永 13 年(1636)の東照宮の大造営にともない、朱塗アーチ形式の木橋に架け替えられいらい神橋と呼ばれている。

「小津の浮き橋」の「をづ」は、「おつ」、「をづ」などともいわれ、この地名は近江国野洲郡(現、滋賀県野洲市)に、存在していた当時の小津村または小津神社を指すといわれる。どのような浮橋であったか、その詳細はなにも伝えられていない。

「棚橋」は水の流れに渡した橋ではなく、溪谷の崖淵に沿って架け渡した棧・棧道をいう。また一説には清少納言は、橋柱を持たない浮橋の連想としてこの橋を採り上げたとの説もある。中世では、跳橋を棧とも称した、中国語では棧のことを長梯とも称している。

その他、異本には轟の橋、を川の橋、ゆきあい(行合)の橋、瀬田の橋、木曾路の橋の追加記載がみられる。清少納言の時代(平安中期)、都を中心とした地域や遠く吾妻路には、舟橋・浮橋が架けられ、当時の歌人・文人たちは、その興趣に心打たれ関心を高め、多くの詩歌に詠んでいた。しかし、実際に平安時代の才女たちの幾人が、実際の浮橋を体験していたのかは疑問である。鎌倉時代の 13 世紀のおわりごろ京から鎌倉に下った阿仏は、十六夜日記には墨俣の舟橋を怖々と渡っているが、これが女性初めての舟橋体験記ともいえよう。

清少納言が枕草子に記述している 12 の橋の、選択基準およびその序列の理由は定かでない。もっとも稚拙な、橋ともいえない棚橋、即ち山岳地帯の巍巍たる溪谷の岩壁に沿って架かる、渡るには最も危険な棧(棧道)を、もっとも「をかしき橋」として、橋の最後に置いたのは理解できる。清少納言は、利発で夢多くして冒険をも愛していた少女時代を過ごしたのであろうか。

枕草子の橋のなかで浮橋は鵲の橋をふくめて、佐野の舟橋、小津の浮き橋の3橋が取り上げられている。清少納言は、歌枕に詠われている「これやこの空にはあらぬ天の川交野へゆけば渡る舟橋」の交野の舟橋に連想して、この鵲橋を実存の舟橋として枕草子にとりあげたとして良いであろう。

このように、平安中期(1000年頃)に書かれた清少納言の『枕草子』61段には、佐野の舟橋、子津の浮き橋および鵲の橋の3浮橋が挙げられている。鵲の橋は、現実には交野の浮橋と考えてよいであろう。清少納言がこのように趣があるとして3つの浮橋を含む虚構と実存の12の橋を取り上げている。当時の浮橋は数少なく珍しかったので、伝聞で聴いた人々の印象にも深く刻まれていたのである。清少納言は、歌枕として名高い実存していた、北河内の「交野の浮橋」の名を直接挙げるのをさげ、あえて「鵲の橋」と伝説・神話の橋に仮託してその思いを述べたと判断する。

なお、清少納言は六十七段「草の花は」に、「そうびはちかくて、枝のさきなどはむつかしけれどおかし、雨などはれ行きたる水のつら、くろぎの橋などのつらにみだれさきたる夕ばえ、(後略)」の記述があり、薔薇の引き立てに黒木橋くろぎのはしを用いている。黒木橋は皮をむかない丸太を用いていた一つ橋で、古くは黒櫟橋、箕子橋とも記されまた本居宣長が寛政元年(1789)に完成させた『古事記傳』¹³¹では、「櫟の字は巢と同じければ、箕の意に借りれるなり」と解釈している。

河内と摂津の国境の船橋川、河内の国交野郡(現、大阪府交野市)の天野川には、舟橋が幾たびもの熊野・高野への行幸のたびに架けられていた。江戸時代中期の長崎の遊女浮橋は、枕草子の愛読者であったのか「梶の葉に」と題して「鵲に我やかわらん天の川」を残している。「起きて見つ寝て見つ蚊帳の広さ哉」も同人の作である。句集の俳句以外にこの浮橋の人柄を知るよすがはないが、学と文才に恵まれた遊女であった。蚊帳の句を、江戸時代の『続崎人伝』¹³²では作者を加賀千代と誤認して賞賛している。

2) 宇津保物語および平安文芸・旅行日記の舟橋・浮橋

10世紀後半、平安時代中期の我が国最初の長編物語、『宇津保物語』¹³³「20巻 祭りの使」の巻で、登場人物の藤原正頼が6月頃に、7人の婿とその北方である姫君たちを客として接待する段に次の描写がある。

「水の上に枝さし入れなどしたる中嶋に、片はしは水にのぞみ片はしは嶋にかけて、いかめしき釣殿¹³⁴造られて、をかしき舟などおろし、浮橋わたし、暑き日盛りには、人々涼みなどし給う。」。さらに同巻に、「御車どもして舟をあみてすえて渡り給ひぬ。髻髪、下使等はさしつづき浮橋よりわたる。」がある。7人の姫君たちは、車に乗って特別に設えられた舟橋を渡り釣殿に移動し、少女や成年の召使たちは徒歩で車に続いて舟橋を渡っている。この浮橋、車(おそらくは人が牽いた車)を渡す舟橋は、仮設の橋とは言え相当の規模であり、またそれに似合う池、釣殿もまた豪華であったといえる。貴族階級が公的行事で川に舟橋を架けさせていた史料は見ないが、私邸内では舟橋を池に浮かべていたことが、うつほ物語の描写から伺い知ることが出来る。

清少納言と令名・文名が拮抗していた紫式部(生没年未詳)の『源氏物語』¹³⁵「御幸の巻」の、冷泉帝の大原野への行幸のときの描写に、「桂川のもとまで物見車ひまなし」、「浮橋のもとなどにも、好ましく立ちさまよふ、よき車多かりき」がある。谷崎潤一郎は、「桂川のほとり迄、物見車でぎっしりと詰まっています」、「桂川の浮橋の詰などにも、様子ありげにあちこちしている洒落た女車が多いのでした」と訳している。また、同物語の宇治十帖の一、「雲の浮橋の巻き」での浮橋は、本文には浮橋の実像としては描かれていない。この巻は、八の宮の息女さすらいの浮舟と、源氏の息、薫大将との悲恋の象徴として、『河海抄』¹³⁶中の出典未詳の古歌「世の中は夢の渡りの浮き橋のうちわたりつつものをこそ思え」に基づくとされる。

清少納言や紫式部と同時代の歌人和泉式部(生没年不明)は、近江の和泉(大阪府泉佐野市)にも佐野の地名があることを知らされて、次の歌を詠んだ(和泉式部続集：350)。

いつみてか つげずは知らん東路と 聞きこそ渡れ 佐野の舟橋

式部と同じく泉佐野の舟橋を詠んだ藤原頭輔(1090-1155)の歌¹³⁷「よもの海 波も音せぬ君が代と よろこびわたる 佐野の舟橋」は、橋の基本的属性の渡るを掛けている。かける、わたる、の縁語として舟橋を用いている。舟橋は、「能因歌枕」にも採用され、平安時代には多数の和歌に歌いこまれ、文人たちに親しまれていた。

保延4年(1138)、鳥羽院北面の兵衛尉から出家した西行(俗名佐藤義清：1118-90)の私家集『山家集』¹³⁸に、

佐野の舟橋の実景を詠んだとされる歌につぎの 2 首がある。「五月雨に佐野の舟橋 浮きぬれば 乗りてそ人はさし渡るらん(夏 0229)」と「川ばたの淀みにとまる 流れ木の浮橋渡す五月雨の頃(夏 0228)」とである。西行が詠んでいた佐野の舟橋が実景で有るとすれば、五月雨の増水季節に架けられ渇水期には架けられていなかったことが想像される。西行の詠んだこの佐野の舟橋は、常に水量の豊富な渡良瀬川に架けられていた佐野の舟橋である可能性が高い。

平安時代中期以降になると、かけるのほか舟橋の重要な属性のひとつである‘つなぐ・はなつ’の縁語の意味はほとんど失われて‘わたる・かよう’など、もっぱら通う恋路や、懸ける・ゆだねるなどが主要なものとなって、西行が詠んだ具象的な舟橋の歌は影を潜め、象徴的・抽象的な‘うきはし’が詠いこまれるようになった。なかには、‘うきはしるらむ’など単なる語呂合わせもおおく用いられている。『国歌大観』¹³⁹中に、うきはしを詠み込んだ歌は多数あるが、実態の‘浮橋・ふなはし’に関する歌は少ない。氏名のなかには浮橋は殆ど存在していないが、日本古代の和歌の中では、浮橋が舟橋を圧倒して優勢していた。『新古今集』¹⁴⁰には、鎌倉時代初期の歌人藤原定家(1162-1241)の「春の夜の 夢の浮き橋とだえして 嶺に分るる横雲の空」がある。平安時代の終焉を象徴する優れた歌である。なお、夫木抄に詠まれた「けぶりたつ里のしるべを目にかけて まだほどとをしさのゝ舟橋」は、鎌倉時代の建長 5 年(1253)に藤原為家(1198-1275)が東下りの際、足柄山のふもとの佐野でよんだ歌である。

(6) 平安時代浮橋の構造と架橋費用

古代から生産技術および政治経済の基盤である度・量・衡の単位を、ある程度正確に現代のメートル法および尺貫法¹⁴¹に正確に換算することは現代における諸研究でも相当に困難である。古代から租税の基盤は田租からなり、律令制下の政府は租税の規準となる田の検地を行うとともに、稲作の指導を行っていた。しかし、田積単位¹⁴²は中世・近世に至っても、地域・時代によりまた為政者の恣意により様々に定められていた。田積の最小単位である「歩」は、1 反の 360 分の 1(1/360)であるが、『養老律令』¹⁴³の注釈書『令義解』¹⁴⁴の「田令 第九」¹⁴⁵によると、田の面積の「一段」は長さ 30 歩、広さ(幅)12 歩の 360 歩とし、「一步」は 5 尺四方(25 平方尺)を基準とすることが定められていた。しかし、律令で用いられていた古代の長さ規準単位の尺には、時代・地域・用途により各種系列¹⁴⁶が存在している。

7~8 世紀の尺度には、高麗尺(約 35cm)と唐尺(約 30cm)の 2 種類が用いられていた。律令下の七官道(東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道)の大宝律令下における里程は、『養老令』「雑令」¹⁴⁷では「凡そ地を度らんには五尺を歩と為す(度地五尺為歩)。三百歩を里と為す。」とあり、この令における尺には令大尺(高麗尺)に規定する長さ約 35.3cm を用いていたので、1 歩は 176.5cm、1 里は 529m、駅間の 30 里は 15.885(約 16)km に換算される。又、尺は用途によって大小を用い、土地の測量と銀・銅・穀類を量るときにはみな大尺を、これ以外の官私ことごとくには小尺を用いることが定められていた。律令期・平安中期以降に一般に用いられていた長さ単位の小尺(唐尺)は、現存する規尺の平均長さから約 30.3cm とされている。

古代の租税の基本量である米穀の容積規準は、長さ・面積に比較してさらに複雑な様相を呈している。古代の穀物・酒・油などの容積制度は 1 斛(平安期からは 1 石)は 10 斗、1 斗は 10 升、1 升は 1 合からなる、唐制に基づく 10 進法から構成されていた。沢田吾一¹⁴⁸の研究『奈良朝時代民政経済の数的研究』によれば、奈良時代の斛法は「一數にて表せんには二八〇〇寸を以てす可きなり。」とし、古代史料の調査・解析検討の結果から和銅時代の 1 升は、今量の約 4 合(4.06 合)であると結論している。ここで、古代の度量衡にこだわるのは、古代の建設費は正税の額¹⁴⁹の束・把の単位で支出されていたので、これらを規準とした初量・春米量の、正確な尺貫法およびメートル法での正確な把握は、古代建設費の解析・検討に必要とされるからである。米は古代政府の諸経費は、役人の出張旅費・経費に至るまで、塩・布の支払いをのぞいて、額稲の束・把の数量単位で支払いされていた。『天平九年 但馬国税帳』¹⁵⁰によると、新任国司守從五位下大津連船人の食料は、日別 2 束 8 把、年間(360 日)1008 束(1008 斛)で公廩田 2 町からの穫稲から充当され、この量は近世の米換算で約 40 石に相当している。江戸幕府勘定所の標準的代官の年俸にほぼ匹敵している。寛治年間 1087 年以降の平安後期院政時代に入ると、中央政府の威令はさらに衰えて、計量制度は乱れ狩谷椽斎¹⁵¹の云う「官量ハ遂ニ絶テ各莊園ノ私量ヲノ

ミ用ヒ、一定ノ公量ハ無キ」状態となっていた。

奈良時代および平安時代の行幸の舟橋の床は、橋の両脇に通す橋桁の上に渡す横使いで、通常橋板長さは橋幅となっていた。大鋸のない時代の宮殿・社寺建築の板材は、大木を縦割りにして一枚ずつつ 鉦(手斧)で板状に荒削りし、^{やりがんな} 鋸(槍鉋)で表面仕上げを行っていた。板材は厚く製材されまたその価も高価格あったので、板橋や舟橋の価格は高額となり、また橋の保守管理は重要な役目となっていた。奈良時代・平安時代の史料には、道路・橋梁の建設および補修の費用が記録されることは極めて少ない。『日本三代実録卷四十六』の光孝天皇元慶8年(834)9月朔日条には、遠江国の濱名橋改作を勅する貴重な資料が記録されている。この橋改作の勅は、遠江国の正税稻12,640束を橋の建設費に与えるものであり、橋は長さ五十六丈、幅一丈三尺、高さ一丈六尺が記録され、当時の1尺を30.3cmに換算して計算すると、長・幅・高さはそれぞれ約170m、約4m、約4.8mの寸法で架けられていた。高さは水面から橋桁下面までの高さに推定される。貞観4年(862)の修造から改修まで廿余年が経緯したこの橋はすでに損壊していた。穎稻一束から稻穀(粳)1斗、すなわち春米5升分が得られるので、濱名橋の改作費用穎稻12,640束¹⁵¹は春米6320斛、江戸時代の量換算では250石に、通貨換算では金250両に相当していたと判断される。古代の穎稻12,640束が現代の価値換算でいくらの評価をされるかは不詳である。なお、『扶桑略記二十二 光孝』天慶8年9月条には、この『日本三代実録』濱名橋改作の同文が記述されている。天平8年(736)の「春米運京」の記録¹⁵²に、尾張・越前・紀伊・但馬の4国がそれぞれ741斛、513斛、371斛4斗、300斛の春米を京庫に納めており、この量は各国衙における総支出のかなり高い数値であることが云われている。

奈良・平安時代の浮橋構築における構成要素については、最重要な構成部材である浮体舟を始め、梁桁材・板材、係留索、碇・重石等に関する史料は極めて少ないが、『三代実録 卷四十六』の元慶8年(884)9月16日の記録に、近江・丹波の二国の各に高瀬舟¹⁵³3艘を造らせている記述がある。計6艘の内の2艘は長さ三丈一尺(9.4m)、幅五尺(1.5m)、2艘は長さ二丈一尺(6.3m)、幅五尺(1.5m)、残り2艘は長さ二丈(6m)、幅三尺(0.9m)とされ、神泉苑に浮かべられたと記録されている。この大きさは長さ9m以上、幅1.5mをしめす高瀬舟の構造は、平安中期に盛んに用いられていた鴨飼舟¹⁵⁴のような単一素材の丸木舟ではあり得ない。古代の行幸浮橋の浮体には、当時としては舟数の少なかった比較的大型の高瀬舟形式の三板船を用いていた蓋然性はほとんど認められず、通常では徴発の容易な河川・湖沼などの刳舟(丸木舟)の獵舟を用いていたことは、ほぼ間違いない事実であると判断される。これについては、今後の出土資料による正確な製造年代の精密調査および考古学的研究が必要であろう。

古代川舟の種類と構法を示す史料は存在していないが、中世前期の絵図・絵巻の記録から想定すると、浮橋に用いられていた舟はおそらくこの程度の規模の箱形構造・三板構造の川舟、あるいは丸木舟と推定される規模・構造不明の桂川の鴨舟などの狩獵舟が、御幸浮橋の浮体に用いられていたと判断せざるを得ない。『日本後記』以降の正史に、御幸浮橋の舟・楽演奏なおどの宮廷行事・貴族の川遊びに用いられていた舟に關しの具体的な船種と寸法は、上記の6艘の渡舟をのぞいては史料は存在していない。

『中右記』長承4年(1135)2月27日の鳥羽院春日行幸の記録「泉ノ生津¹⁵⁵、今度ハ假橋アリ」の假橋は、行幸の仮設橋に木橋を架けていた例は無いので、浮橋であった可能性が高い。なお、浮橋が架けられていない場合の行幸の渡御座舟には竜頭舟や鶴首船に高瀬舟、鴨舟を徴発して、組船として渡舟に用いられていた。

橋床に用いられていた橋板に関する史料は、浮体舟と同様にほとんど見受けられない。『延喜式 五十 雜』に、諸国からの橋床板材の貢納が記録されている。山城国宇治橋の敷板として長さ3丈(約9m)、幅1尺2寸(約36cm)、厚8寸(約2.4cm)の板を近江国が10枚、丹波国が8枚を貢納し、山崎橋用として長さ3丈4尺(約10m)、幅1尺3寸(39cm)、厚8寸(約2.4cm)の板材を、摂津国・伊賀国が各6枚、播磨国・安芸国・阿波国などが各10枚ずつをそれぞれ、毎年山城国へ送ることを命じている。『続日本紀 三十八 桓武』「延暦3年(785)7月4日条に記録する「仰阿波、讃岐、伊予三国。令進造山崎橋料材」の料材は橋用の板材である可能性がたかいが、板材が杉材、松材、檜材もしくはその他の材種であったかは記録されていないが、加工性に優れた杉材であったことは確実であろう。橋柱にはヒノキ・ケヤキが古代から用いられていた。

正中年間(1324~26)に作成されたとされる『石山寺縁起』¹⁵⁶の「卷五第三段」の絵巻に、宇治橋および山崎橋の構法を示す画が描かれている。橋板はすべて橋桁の上に横に敷き詰められているので、この宇治橋の幅は橋板

長の9m、山崎橋の場合で10mと判断しても良いであろう。宇治橋の長さを160mとすれば、所用の板数は445枚(1142m²)となり、進造の場合『延喜式』で示す年間18枚の納入では、25年を要することになる。山崎橋の長さを200mに仮定すれば橋板の所用枚数は513枚(2000m²)、年間42枚が貢納されているので、13年間で山崎橋新造の橋床板を満たすことが出来る。この両橋の年間の差は、山崎橋の重要性が軍事・政治・経済性と地政学の上で宇治橋よりも遙かに高かったことの証拠となるであろう。なお、宇治橋床板材の容積は27.4m³に算定され石(1尺平方×10尺)では約100石となり、山崎橋の場合の容積は40m³、石では144に換算される。

室町年間に大鋸が導入されるまでは大型の厚板の加工手間は相当に高額であり、橋が焼失・流失した場合の橋の再建は困難であった。古代、大木から板材を作ることは中世初期においても、目通り直径60cm程度以上の大木を奥山で伐採して平野部へ引き下ろし、くさびで割った面を手斧で荒削りして鑢鉋で平滑に仕上げる板製造の工程は、多数の人工を要する作業であった。古代から社寺・住宅の建築に用いられていた板の製法工程は、『春日権現記絵巻』・『石山寺縁起』・『大山寺縁起絵巻』などの主として鎌倉時代に画かれた絵巻¹⁵⁷に詳細に描かれている。このため、古代からの要衝の渡・津に架けられていた山崎橋・宇治橋の床板材を短期間で、貢納させることはなかなか困難であった。橋板の貢納は命ぜられたが、納入実績の記録は遺されていない。

古代浮橋の係留索にかんする史料は存在していないので、想像の域を脱していないが中世および近世の浮橋資料を参考にすれば、行幸浮橋の係留索には、三本子撚りの苧綱が用いられていた可能性はあり、主体としては竹索や各種の葛類も用いられていたであろう。今後の文献史料による研究が待たれる。

古代の木橋および浮橋の架橋は政府の財政負担が大きく、又失火や付け火による橋の焼損が相次ぎさらに車馬の往来や暴徒・一揆による被害が生じ、洪水による流出とともに橋の寿命は非常に短かった。橋の保守管理は中央政府にとっては大きな課題であり、これまでに述べたように橋の管理を厳重にする『太政官符』の命令は、『六代史』で繰り返し行われていた事が記録されている。律令下における橋守・橋番¹⁵⁸は、京においては左右京職が任命し、諸国においては国司がその任に当たっていた。奈良時代後期から平安時代になると実際の橋の警護・保守管理には武芸を持つ浪人を雇う例が多く認められるようになっていった。

律令時代の浪人(浮浪)は、持統4年(690)に制定された「庚寅戸籍」¹⁵⁹の台帳に記載されない、または戸籍を離れ租庸調を忌避した農民層からおもに構成されたとされているが、やがて下級官僚層・職人層などからの逸脱者が加わり集団化し武力を有し、反乱・暴動・一揆などの主役となっていった。その鎮圧と取り扱いは奈良・平安時代を通じて常に政治問題化していた。奈良時代後期になると浪人は主家をもたない武士態の者をも云うようになり、職をはぐれた武力・知識を有する下位官人の徒弟、諸国官衙からはみ出し階級が加わり、浮浪人は「武を武で請負う」時代のさきがけで下位基盤階層の構成員に成長していた。後述する泉橋院に泉大橋の警護に雇用された二人の浪人の出自は不明であるが、当然武芸に堪能であり後述する平安前期の北面の武士の採用試験にも見られるように、武芸だけではなく官人関係者の推薦は必要であったと推論され、ここに武士の萌芽の一部を想像することが出来る。

すでに述べた『類従三代格 卷十六』「道路橋事 船瀬并浮橋布施屋事」の「清和天皇貞観18年(876)3月1日 条太政官符」〔應依舊宛浪人二人令護泉橋寺并渡船假橋等事〕¹⁶⁰に、請願に応じて浮橋寺(院)に浪人2名の給を与えて橋の警護並びに浮橋の管理¹⁶¹を命じている。745年に架けられた泉浮橋が、130年後の876年には存在していたことになる。

中国からの建築技術の導入に関する研究著作は数多く刊行されているが、史料は、禅僧道照、孝徳天皇の白雉4年(654)3月記。遣唐使第一船で唐に渡り。俗称船連(もと船使)で同族の津連(もと津使)。宋史日本伝「孝徳天皇白雉四年律師道照求法至中国、従三蔵僧玄奘、受経律論、当此唐永徽四年也」が記録され、さらに「路の傍らに井を穿ち、諸の津濟の処に、船を儲け橋を造りぬ。乃ち山背国宇治橋は、和尚の創造りしものなり。」と記されている。

注 第3節 平安時代の浮橋

(1) 平安時代浮橋概論

1 造橋使は律令制度の架橋臨時職の一つで、長大橋の架設に際し橋ごとに個別に任命されていた。相当官位は従五位

下から正六位、配下には造橋使判官^{じょうきょう}1名と造橋使主典^{しゅてん}2名が任命。その役目は次第に強力な職権を持つようになった、同じく令外官の檢非違使の役目になっていた。

2『雍州府志』は江戸時代刊行の漢文による山城国の総合地誌。

『訓読雍州府志、立川美彦編』（臨川書店、1997年）

3『日本紀略』は平安時代に六国史の抜粋と以後の後一条天皇長元9年(1036)までの漢文で記述した34巻の編年体歴史書。編者不詳で、編纂時期も不明。『日本紀略』は、神武以降、後一条天皇までの歴史を、編年史。宇田天皇以下の史実は、

4『日本後紀』は『続日本紀』に続く第3の勅撰史書で承和7年に完成。延暦11年(792)から天長10年(833)にいたる42年間の史書。全40巻の内10巻が現存。

『日本後紀、続日本紀、日本文徳天皇実録、藤原基経ほか編：新訂増補国史大系 第3巻』（吉川弘文館、2007年）

5『日本三代実録』は六国史の第6で901年に成立。清和天皇・陽成天皇・光孝天皇の三代、天安2年(858)から仁和3年(887)までの30年間の歴史。

『日本三代実録、藤原時平〔ほか撰〕、黒坂勝美編輯：新訂増補国史大系 第4巻』（吉川弘文館、2000年）

6『扶桑略記』は、堀川天皇(1087-1107)代の1094年以降に、比叡山僧皇円により編纂された六国史の抄本。全30巻で現存するのは巻2～6、巻20～30と巻1および巻7～巻14の抄記。

7佐比川は、平安京道祖大路(京都市佐井通)に従って北は一条から九条に流れていた川または堀。平城京が環境汚染で都市機能を失ったので、桓武天皇が平安京の建設に際し、左京に東堀川含む8本、右京に佐比川を含む4本、計12本の水路が造られた。現在は消滅しているがその原因は洪水または都市計画上の問題で水路の移動もしくは廃棄させられたのであろう。佐井通りに西院(さい)、四条佐井、八条佐井などの地名が残されている。

『検証 風土・歴史・文化を読む、京都地名研究会編』（勉誠出版、2005年）

8京職は、律令制における都の行政機関。京を東西に区分しそれぞれ左京職・右京職と称されていた。職掌は都の行政・治安・司法に関する統括機関で、その管轄下に各条ごとの坊令、各坊ごとに坊長がおかれた。平安中期以降にはこの業務は檢非違使が担当した。

9律令制度化の国司は四等官(守：長官、介：次官、掾：判官、目：主典)から構成され、官長・佐職、受領・任用に区別されている。調庸の未進が国内に普遍化すると、延暦14年(795)には国司の連帯責任で補填されるようになり、やがて9世紀の半ば頃から国司の権限が受領(官長)に集中し、国務の執行が専断化されるようになり、10世紀末には納入される庸調の品質が悪化し期限は遅滞し、未進も顕著となった。この対策のため10世紀半ば頃から宮廷は下級官吏の給与切り捨て・諸司の財源の独立をはかり内定費用・頻発する御幸費用・儀礼経費の捻出をはかる財政改革をおこなった。地方農民は受領の専断・過酷な圧政と庸調の収奪と贈収賄により、塗炭の苦しみを負うことになった。

10没官は、犯罪者およびその係累者から財産を官が没収すること。またはその資財。

11穀倉院は、民部省所属の令外官の役所で、別当は三位の公卿が任命され、実務は穀倉院預・藏人が担当。院の場所は二条の南、朱雀の西。畿内諸国の調銭と諸国の無主の位田・没官田などの産物・あがりを含め、年中内廷行事の膳仕度・供応の食事などや学問寮の経費を支弁した。

12律令制度を維持する財政基盤の班田制に基づき、一般農民から徴収する租庸調の税収入が激減し、さらに地方政府の専権・腐敗が横行したため農民層が課税・出挙・兵役・雑役負担に耐えられず、流浪せざるを得なくなり律令制度が崩壊した。正倉穀・不動倉穀の蓄積も底をつきはじめ寛平期(889-898)にはその機能を失っていた。注9を参照。

13橋渡使は令外官で律令奈良時代の御幸の架橋を担当した。橋渡使はなし崩しに消滅したと考えられるが、その経緯は不詳である。

14『太政官符』は、太政官が、所轄の官司に下す文書で、略称官符とも言う。太政官は律令制において、八省および諸を総管し国政を総括する最高機関で、太政大臣・左大臣・右大臣・大納言で構成され、のちには中納言・参議・内大臣が参画した。

15購読師は奈良・平安期の僧侶の位または機能を示す称号と判断されるが、この太政官符以外には未見である。ただし、講師^{こうじ}と読師は奈良・平安時代の史書に独立した僧の官位として頻出しているので、購読師は講師の誤りであると判断する。

16不動穀は、和銅元年の太政官符により律令国に置かれた不動倉に貯蔵されていた稲穀。国衙の正倉に満たされた稲穀は封印され不動穀と呼ばれ、倉庫は不動倉と呼ばれた。不動穀は、飢餓や災害時に太政官の許可を得て開封され用いられ

た。

17 受領は、平安時代以降の任地に赴任した国司の最高責任者。前任者から文書記録や事務引き継ぎの受領からの称号。10世紀初頭には徴税を始め国衛の全資財の管理責任を有し、裁判権および下級官・雑色人の任命権を持ち、受領以外の国司は有名無実の存在となった。平安時代後半には常時在府せず太政官の監理外となり、正規の徴収物のほか多くの加徴を行い、中央との関係を保ちながら在地に一大勢力を築いた。受領は、撰関家・院の権力につながる人間が任命された(院司受領)。

『平安京、吉川真司編：日本の時代史 5』「I 受領の成立、佐藤泰弘著」(吉川弘文館、2002年)

18 行事所は9世紀中頃に設けられ、大嘗祭や御幸行事などの執行を司る役目。行事の計画・立案・執行を始め必要な資材・人員の調達を行った。所には事業ごとに上卿1名と複数の弁官・史から構成。上卿は太政官機構に属せず撰関の直接指示下で、宮中行事の評定を行う陣定を取り仕切る責任者で行事所の長官としての業務を執行した。行事所および上卿の具体的な業務内容については、『小右記』および『中右記』を参照。

19 召物は平安中期以降、中央政府が臨時に諸国から必要な物資を徴集する制度。御幸などの大行事の費用に支弁された。

20 検非違使は、平安初期に律令制度再編成の過程で、朝廷が設けた令外官であり、京の治安を担当していた「非違を陰見」する官庁。「嘉承3年(850)11月巳卯条」の長官の別当、次官の佐(すけ)、判官の大尉(だいじょう)・少尉、主典の大小志(さかん)により左右の庁が構成され、別当は中納言・参議の兼帯職とされ左右衛門督もしくは左・右兵衛から、一人が宣旨によって補任された。後の院政時代には、別の軍事組織である「北面の武士」に取って代わられた行幸の舟橋の架設・警護には検非違使が関与していた史料が見受けられる。橋や舟橋流出など緊急事態には、検非違使の出番であったが、この検非違使の機能は言うなれば江戸幕府の道中奉行(大目付・勘定奉行)に匹敵する物であったろう。諸公卿の御幸随行日記によると撰関時代には、京・畿内での検非違使の権限が拡大され、本来の任務に加えて道・川・津・渡などの管理・支配権、橋梁・道路工事のさいの労働力と材木などの徴収権を有していた。

『撰関政治と王朝文化、加藤友康編：日本の時代史 6』(吉川弘文館、)

『日本古代史事典、江上波男・上田正昭・佐伯有清監修』(大和書房、1993年)

『増補版 日本史年表、歴史学会編』(岩波書店、1995年)

『日本歴史辞典、藤野保〔ほか〕編』(朝倉書店、2001年)

『王朝歴史物語の生成と方法、加藤静子著』(風間書房、2003年)

『日本史年表・地図、児玉幸多編』(吉川弘文館、2007年)

『検非違使 中世のけがれと権力、丹生谷哲一著』(平凡社、2008年)

21 『日本文徳天皇実録』は、日本六国史の第五書。文徳天皇の代の嘉祥3年(850)から天安2年(858)までの8年間を記す。879年に成立。

『日本文徳天皇実録、藤原基経ほか編：新訂増補国史大系第3巻』(吉川弘文館、2007年)

22 別当は、律令官制に正官を持つ官人が、本来の職務とは「別」に特定官司の総括監理に「当」るときに補任された職名。9世紀以降、寺院・令外官・および家政機関統括者の称として一般化した。

23 『公郷補任』には、左右検非違使を総括する別当がおかれ、別当・佐・大少尉・大小志・府生・監督長・案主・放免の構成が述べられている。左右検非違使の構成は、左右衛門府官人が「使宣旨」を受けて兼任し、左右の佐が各1名、尉・志・府生が数名ずつの15名が定員とされていた。その下に火長がおかれ決杖や追捕にあたる監督長・書類の整理担当の案主・官人従者がその下の実務を担当し、火長の配下の放免(下部)が前科者の捜査・逮捕を行った。

『公郷補任 第1篇～第5篇、黒板勝美編：国史大系 第53巻-57巻』(吉川弘文館、2007年)

24 検非違使権限の拡大は、武家階級の勃興と勢力の増大をもたらし、律令制の衰微と廃止と貴族政治および院政の原因となった。

25 川原者・坂者は中世被差別民の呼称。日葡辞典では「かわらのもの」とされている。律令体制下の隷属民、流亡化した農民が集団として住み着いたもの。京の河原や近郊河川敷に小屋掛し、死体の荼毘埋葬・不淨物の処理・屠蓄・皮革加工・密偵・掃除・造園・歌舞演芸などや種々の賤業・雑業に従事。清目とも呼ばれていた。

参考文献 『中世民衆の生活文化 下、横井清著』(講談社学術文庫、2008年)

26 内匠寮は、中務省に属する神亀5年(728)設置の令外官。頭・助・大允・小允・大属・小属の四等官とその下に史

- 生・史部と各種匠手からなる。職種が木工寮および修理職とかさなり形骸化した。
- 27 木工寮は、宮内省被管の宮司。頭・助・判官の大允・小允・大属・小属。下に工部 20 人と飛弾匠などの駆使丁をおいた。小規模の造営と木材の調達が主務で、宮殿・仏閣の造営には対応できなかった。
- 28 『小右記』は、藤原実資(957-1046)が著した長大な日記で野府記ともよばれる。実資は、関白忠平の子である摂政実頼の孫で祖父の養子となり、右大臣を 25 年間務めた。その日記は、実資が小野宮に邸宅を構えていたので『小野宮右大臣日記』、略して『小右記』と後世呼ばれた。性質は剛直で、当時の権力者藤原道長・頼道の権勢にも屈しなかった。この日記は、当時の政治、宮廷の儀式・行事を克明に記した有力な資料である。なお、律令制の右大臣は、太政官で左大臣の次に位する政務を統括する官の名称で、場合によっては其の上に名誉職の太政大臣が任命された。三位以上の公卿は輿に乗り、四位・五位の官人は馬に乗り、天皇の行幸に供奉していたことが小右記に見える。摂政は、君主に代わって政務を代行する官を言い、かつては、皇族が勤めたが藤原時代からは、藤原一族が江戸末まで任命された。関白は、平安以降は天皇を補佐して政務を執行する官で、一切の奏文を天皇の御覧以前に点検し意見を述べる権力を有していた。通常、関白は、摂政を経て任ぜられた。
- 29 『古事談』は、従 3 位刑部卿の地位で出家した、村上源氏頭房流の後裔源頼兼(1160-1215)の編した説話の抄録集。『古事談』は建暦 2 年(1212)から建保 3 年(1215)に成立。著者不明の『続古事談』6 卷は承久元年(1219)に成立。
『続古事談、埴保己一編、続群書類従完成会 [校]：羣書類従 第 27 輯 雑部 [第 3]』(続群書類従完成会、1960 年)
『古事談 続古事談、川端義明・荒木浩校注：新日本古典文学大系 41』(岩波書店、2005 年)
- 30 『図説和船史話、石井謙治著：図説日本海事史話叢書 1』(至誠堂、1983 年)
『和船 1、石井謙治著』(法政大学出版局、1995 年)
『日本の船 和船編、安達裕之著、日本海事科学振興財団船の科学館編』(日本海事科学振興財団船の科学館、1998 年)
- 31 保は、古代から中世にかけての地域行政単位で平安京の条坊制における場合、四面を大路で囲われた 180 丈平方の一面を坊とし、各坊は東西・南北をそれぞれ三條の小路により 16 の小区画(町)に分割され、このうちの 4 町をあわせて保塗と呼んだ。
- 32 『令義解』は、淳和天皇の命により天長 10 年(833)に、右大臣清原夏野以下によって選集された令の解説書。
『律、令義解/清原夏野 [ほか撰]：国史大系 新訂増補 第 22 卷』(吉川弘文館、2007 年)
- 33 摂津職は、特別行政区の摂津国の行政の担当官。官位は従四位下で左右京職と同じ。延暦 12 年(793)廃止。

注 (2) 平安時代前期の舟橋・浮橋

- 34 太政官符は、太政官が発給する施行文書様式の一つ。符は所管の司が被官の司に対して「だす」行政文書。太政官の弁官が作成し発給する施行文書。なお、無印の官宣旨が詔・勅と同じ効力で、御幸行事に於いて所の上卿の権限に於いて発給された。
- 35 日本語の川津は舟津ともいい、河岸に設けられた渡しおよび舟着場を指す言葉である。津の原義はわたる意で、こちらの岸から向こう岸へわたる原義から渡し・渡し場の更には川港・海港の意となった。渡河に関する基本的な手段・手法は、千年経過した江戸末期においても全く同じであった。
- 36 布施屋は、奈良・平安時代に調・庸の運搬者や移動・移住者のために、駅路に官が設けた宿泊設備。
- 37 『類聚三代格』は、平安時代中期にまとめられた弘仁(810-823)・貞観(859-876)・延喜(901-922)の 3 代の格。格は律令を部分的に改めるために、臨時に発せられた詔勅・官符をいう。承和 2 年(835)6 月 29 日の官符『類聚三代格』「卷第 16 船橋并浮橋布施屋事」には、「應造浮橋布施屋并置渡船。浮橋 二處。駿河国富士河。相模国鮎河。右二河流水甚速。渡船多難。往還人馬損没不少。仍件橋。」と記されている。当時の技術では、大河に橋脚をもつ木橋の建設は困難であり、舟渡しは危険で人馬の損害が多であった。
- 38 草津渡(萱津渡)は、伊勢から東海道の馬津駅(現津島市)と新溝駅(現名古屋市)を結ぶ街道の五条川と庄内川の合流点の渡。
- 39 鮎海川は、愛知県豊橋市を流れる豊川。
- 40 下総国の太日川の太日は大日の転訛で、この川に太葦が茂っていたことによるとされる。
- 41 石瀬川は、埼玉県羽生市を流れる利根川。かつての会ノ川。
- 42 この太政官符の「購読師」は、他の史料には不出。講師と読師の誤りかあるいは合成語。講師は論議法要・講讀法要な

どの仏教儀式における僧侶の役名。読師は講師と一対の下位の役名。律令制の講師はもとは国師と呼ばれ、大宝2年(702)に諸国に置かれ、国司とともに管内の僧尼・寺院の監理をおこなった。国師は延暦14年(795)講師に改称。弘仁3年(812)国司とともに国分寺・国分尼寺を檢校した。しかし、この太政官符における購読師の役目は諸国の交通行政にも国司とともに檢校している。

- 43 正税は、律令時代に田租として徴集し、諸国の正倉に収納・出挙した国衙の諸経費に当てられた稲(官稲)の一部。春米として京に進納するほか、出挙してその利息を国衙の臨時費に充当した。

『日本古代の財政制度、早川庄八著』(名著刊行会、2000)

- 44 救急のために設置した一定の救急田を農民に貸与し、その地子稲を救急稲という。

- 45 日本書紀 雄略巻による餌香(恵我川・衛我川)は、餌香市の辺を流れる川。衛我川の橋は万葉集には河内大橋は片足羽川に架けられていた。『大日本地名辞典第2巻 上方』には「道明寺村大字船橋あり。大和川・石川の会合所にして、その兩岸に当たる。日本書紀 餌香市の橋又万葉集の河内大橋と云は此なるべし。『続日本後紀』「承和8年 志紀郡孝子衣縫氏女、恵我川に梁^{*}を架すもこれに同じ」がある。なお、梁は舟橋のことである。

『大日本地名辞典第2巻 上方、吉田東吾著』(富山房、1899年)

- 46 律令制での鵜飼いは、宮内省大膳職に所属する雑供戸が行い、平安期では内膳司の御厨子所の管轄となった。桂川とその上流の保津川および宇治川の鵜飼いは、供御人として御厨子所に所属し鮎などの川魚を貢進して、その見返りとして京内での鮎の販売権を得ていた。桂供御人は桂川の水榑権を得ていた。古代の鵜舟は丸木舟を用いていたと判断されるが、古代漁鮎の形態を示す史料は存在せず、中世の『一遍上人絵図』ではじめて絵巻に見ることが出来る。

- 47 『一遍上人絵伝、小松茂美編：日本の絵巻20』(中央公論社、1997年)

- 48 律令制下の雑戸は、品部^{*}として大膳職に属する雑供戸で贅戸ともいわれる江人・鵜飼・網引。本来は朝鮮半島からの渡来民を組織した職業部民で、京畿内・伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃などに居住し、公民・品部とは別に雑戸籍によって把握され、准選民の扱いを受けていた。大仏造営の始まった天平16年(744)2月に雑戸人・馬飼を放免して平民とした。令制下では品部として大膳職に属す。

※品部(ともべ)は、大化改新前は朝廷に直属する使役の部民。律令制下においては各官司に配属されて器具・資材の生産に従事した職業人。主要技芸は渡来人が職業とした。

- 49 『続日本紀』は、2-1の注56参照。

- 50 『日本後記』は、承和7年(840)に完成した続日本紀に続く六国書の第三史書。延暦11年(792)から天長10年(833)の42年間を記す。全40巻の内10巻が現存。

『日本後記、藤原冬嗣ほか編：増補改訂国史大系 第3巻』(吉川弘文館、2000)

『日本後記 全現代語訳 上中下、森田悌訳』(講談社、2006、07)

- 51 禁野は、天皇家の猟場として一般の所領を禁した野。禽獣・薬草保護の為のものが、為政者の狩猟場の目的で標を張り巡らし困い込んだので標野とし、獵物や薬草を独占した。7世紀以降9世紀後半には畿内・近国、美濃・備前などに数多く設置され専任の管理監を置いた。

- 52 『続日本後記』は、平安時代初期の仁明天皇1代18年間(833-850)の編年史。貞観11年(869)に完成した六国史の4番目で40巻よりなる。略称『続後紀』

- 53 『日本文徳天皇実録』は、元慶3年(879)に完成した文徳天皇の治世(850-858)8年間を記録する六国史の第5の史書。『増補改訂国史大系 第3巻』(吉川弘文館、2000)所収。

- 54 『日本三代実録』は、清和天皇・陽成天皇・光孝天皇の三代、天安2年(858)をから仁和3年(887)の30年間を記録する六国史の第6書。

『日本三代実録、黒板勝美編輯：増補改訂国史大系 第4巻』(吉川弘文館、2000)

注 (3) 撰関時代の行幸の浮橋

- 55 藤原良房は、藤原北家の地位を確立した藤原冬嗣の次男。斎衛4年(857)太政大臣に任命。養子(甥)基経とともに宮廷における権力を確立し、清和天皇の摂政となる。文徳天皇・清和天皇・陽成天皇の即位をはかった。

『日本律令制の展開、笹山晴生編』(吉川弘文館、2003)

- 56 浪人は、律令制で戸籍に記載されている本貫の地を離れ庸調の負担から逃れた者。各地に群居して悪事を行ったため律令政府は対策に苦慮していた。
- 57 奈良時代から橋の交通と保守管理は、橋守・橋番をおき厳重に行ってきた。『日本書紀 二十八 天武』の天武元年(672)5月条には、守橋者を置くことを命じている。『類從三代格 十六』の天安元年(857)4月条には、山崎橋の南北の両端に橋守を置き近隣の有勢者(有力者)とともに、洪水などの返事に備えていた。そのた、多数の橋吏・橋守に関する史料が存在している。
- 58 古代天皇の鷹狩りには、鷹・隼・^{はいたか}鷲を用いていた。鷹はタカ目タカ科のオオタカ、クマタカを指すと考えられる。隼は、タカ目ハヤブサ科ハヤブサ属、冬期は温帯・熱帯域で越冬。ハイタカはタカ目タカ科オオタカ属で隼よりは小型、本州以北に留鳥。
- 59 『延喜式』は、弘仁式・貞観式の後を受けて醍醐天皇(在位 897—930)の命により編集。貞観 11 年(869)から延喜 7 年(907)にいたる詔勅・官符をまとめたもの。905 年に着手し 927 年に完成した 50 巻の格式。
- 刊行本
『延喜式 1,2,3,4、藤原時平〔ほか編〕：復刻日本古典全集』(現代新思潮社、2006 年)
- 60 平安時代最後の遣唐使は、藤原常嗣を入唐大使とし小野篁を副使とする遣唐使一行が承和 3 年(836)5 月、4 隻の船に分乗して難波を出港している。同年、遣唐使の乗船した船(第 1 船および 4 船)が、遭難し肥前および壱岐島に漂着し、翌年 4 年 7 月大宰府を出発した一行は再度遭難し、壱岐島・値俣島に漂着した。3 回目の入唐に際し篁は、大使常嗣を忌避し病と称して任務を放棄した。宮廷は、同年 12 月、死罪とすべきところを免じて、隱岐島に配流した。篁は、承和年(840)7 月に召還され後、参議として活躍した。
- 61 延暦 23 年(804)遣唐使船に便乗していた僧円仁(慈覚大師)は、中国五山から唐の都長安(西安)へ向かう途上、黄河に架けられていた蒲津橋を渡り詳細な記録を行なっている(第 x 章中国の舟橋参照)。
- 62 『古事類苑』は、明治 12 年(1879)文部省・神宮司庁が編纂し始め、明治 29 年—大正年(1896—1914)に刊行された、我国で最初の大百科史料辞典。六国史以下慶応 3 年(1867)にいたる 30 部門各項の起源・内容・変遷に関する史料を網羅した基本的な史料・文献から、天・歳時・地・神祇など 30 項目に分類した、本文 1 千巻(洋装 51 冊)からなるわが国最大の百科資料事典。1896 年—1914 年に刊行された。浮橋および舟橋は、「地部 三十八 橋上」のそれぞれの項に文献名をあげ、原文による引用・説明を行っている。
- 浮橋に関しては「地部 38 橋上・39 橋下」に分類記載されている。「地部三十八橋上 浮橋」には平安時代に関する『花鳥余情』、『世俗浅深秘抄』、『空徳物語』、『源氏物語』、『続古事談』、『中右記』、『長秋記』、『山槐記』、『庭槐抄』などに記述されている、平安時代の天皇・法王が御幸に用いた浮橋に関するを抄録している。
- 原本を収録する『群書類従』は、江戸後期の国学者・総検校の塙保己一(1746—1821)が、わが国の主として未刊の文献 1270 を、集輯・合刻した叢書。正編 530 巻、目録 1 巻の 667 冊からなる。安永 8 年(1779)から刊行をはじめ文政 2 年(1819)に正編が完了。後、続編・続々編が出版された。現在、全文が CD に収録されている。
- 『古事類苑：神宮司蔵版 地部 3』(吉川弘文館、1995 年：大正 2 年刊の複製)
- 63 『花鳥余情』は応仁の乱当時の文明 4 年(1472)に一条兼良(1402—1481)により成立した『源氏物語』の注釈書
刊行本『花鳥余情、一条兼良筆：坂本龍門文庫複製叢刊』(龍門文庫、1977)
- 64 『将門記、塙保己一編：羣書類従 第 20 輯』(群書類従完成会、1959 年)
『将門記 1・2、梶原正昭訳注』(平凡社、1975・76 年)
- 65 『将門記』では浮橋を機橋と表記している。
- 66 『大鏡』は、平安後期白河院時代に成立した作者不詳の紀伝体の歴史物語。文徳天皇から後一条天皇の万寿 2 年(1025)までの 14 代 176 年間を綴る。
- 『大鏡、松村博司校注：日本古典文学大系』(岩波書店、1992 年)
- 67 『今昔物語集』は、平安末期に成立したインド(天竺部)、中国(震旦部)、本朝(日本)仏法部および本朝世俗部からなる、約 1 千からなる説話集。
- 『今昔物語集 4、小峰和明校注、新日本古典文学大系 36』(岩波書店、1994 年)
『今昔物語集、古典文学全集 第 10』(筑摩書房、1959 年)

『今昔物語集の人々 平安京編、中村修也著』(思文閣出版、2004年)

68 御幸行事所は、天皇・皇王・法皇行幸のために設置された行事所。注17参照。

『小右記 注釈、黒板伸夫監修、三橋正編』(八木書院、2006年)

69 『石清水八幡宮史 全9巻、石清水八幡宮編』(石清水八幡宮、1932-39)

70 『道長と宮廷社会、大津透著：日本の歴史06』(講談社、2009年)

71 『御堂関白紀』は、摂政太政大臣の藤原道長(0)が政権を獲得した長徳元年(998)から治安元年(1921)までの断続した日記。

『御堂関白記全注釈 寛弘3年-8年、長和4-5年、長徳4年、藤原道長著、山中裕編』(思文閣出版、2005-2009年)

『御堂関白記 上中下、藤原道長著、倉本一宏訳』(講談社、2009年)

72 右衛門督は、宮城の諸門の警護・開閉を司る令制下の官司の長官。日本国語大辞典では右衛門督は、正五位相当官としているが、御堂関白記の寛弘元年10月12日記の右衛門督は春宮大夫・右衛門督・三位中将と記されている。

73 大蔵卿は大蔵省の長官。

74 弁官は、律令制における、太政官に属する官職の一つ。弁は左右とも大弁・中弁・少弁の三官の定員各一名よりなり、大弁の相当職は従四位上。左弁官は中務・式部・治部・民部の4省を、右弁官は兵部・刑部・大蔵・宮内の4省を管轄下に置く。ここで作成される代表的な行政文書は、諸官庁宛の太政官符および弁官下文(官宣旨)とよばれる。平安撰関期以降の行幸行事の采配は、上卿のもとで弁官が取り仕切った。

75 勘申は、平安以降の宮廷儀式などで必要な先例や典古を調べまたは行事や日時・方角の吉兆を占い定めること。御堂記にはこの勘申の文字が多数記されている。

76 『天皇たちの孤独 玉座から見た王朝時代、繁田信一著』(角川学芸出版、2006)

77 賀茂神社は、京都市にある上賀茂神社(賀茂別雷神社：京都市北区上加茂本山)と下鴨神社(賀茂御祖神社：京都市左京区下鴨泉川町)の2社をいう。古代の賀茂氏の氏神を祭る神社。

78 藤原兼家(929-990)は、道隆・道兼・道長などの父。晩年の49歳(978)で従二位右大臣、986年摂政・氏長者となる。娘 詮子を内入させ後の一条天皇となる懐任親王を儲けた。円融上皇の意向を押し込み若齢の天皇を影響下に置き専政を行い、藤原撰関政治の基盤を築いた。これらのいきさつは『小右記』に詳しい。

79 春日社は、奈良春日の三笠山に藤原氏の氏神である鹿島神を祭神とした神社。創祀は平城京への遷都の年の和銅3年(710)とされている。

注 (4) 平安時代後期の浮橋 ——院政時代行幸の浮橋——

80 院政は上皇が次期天皇の指名権を有し、藤原中期から成長してきた源氏・平氏などの武士団を直接配下に置き、上皇の居所の院を政治の中核においたことを院政という。

参考書

『院政 もうひとつの天皇制、美川圭著』(中央公論社、2006)

『武士の成長と院政、下向井龍彦著：日本の歴史07』(講談社、2009)

81 後三条天皇(1034-1073)は、後朱雀天皇(在位：1036-1045)の第2皇子で宇多天皇(在位：887-897)以来170年ぶりに藤原氏を外戚としない天皇。治歴4年(1068)即位、延久4年(1072)12月に白河天皇に譲位、翌5年には出家する。6年間の在位中積極的に親政を行い撰関政治の打破を目指したが、せっきょう的に

82 白河天皇(1053-1129)は後三条天皇の第1皇子。1072年、後三条天皇から譲位され即位し1087年堀河天皇に譲位。後は上皇・法王となり大治4年(1129)まで院政をしく。

83 『高野御幸記、三条実行著、塙保己一編、羣書類従 第3輯 帝王部/統群書類従完成会 [校]』(統群書類従完成会、1960年)

84 熊野神社は、熊野三山と呼ばれ熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社の総称。『日本書紀 神代記』に熊野の名が現れ、『日本三代実録』から正式に熊野の地名が記録される。院政期には歴代の上皇が盛んに行われ、「承久の乱(1211)」にさいし後鳥羽上皇側に荷担した結果、その後の上皇・公家の参詣は途絶えた。

- 85 『中右記』は、摂政藤原道長の次男頼宗の曾孫の宗忠（1062－1141）が著した日記である。武官(近衛将)から文官(弁官)に転じ、右大臣を務めた。其の活動期間は白河・鳥羽の両院政時代である。実資と同様に剛直な性格で、その日記には公事、特に白河上皇の行動を詳しく記述している。中右記の由縁は、宗忠が中御門右大臣と呼ばれていたことによる。
- 86 齋院は両賀茂社に奉仕した齋王。この齋院は第26代齋王(1108-1123)の白河天皇第5皇女官子内親王。
- 87 『続古事談』は『古事段』(1212-1215)を範として健保7年(1219)に編纂された説話集。内容は『中右記』、『長秋記』などの公郷日記を引用する教訓性を持つ仮名文の185話が収録されている。
- 『古事談・続古事談、川端善明、荒木浩校注、佐竹昭広ほか編：新日本古典文学大系41』（岩波書店、2005年）
- 88 『寛治2年(1088)白河上皇高野御幸記、藤原通俊著、竹内理三編：続史料大成第18巻』（臨川書店、1979年）
- 89 『長秋記、藤原長兼著、増補史料大成刊行会編：増補史料大成16・17巻』（臨川書店、1981年）
- 90 『山槐記、中山忠親著、増補史料大成刊行会編：増補史料大成26－28巻』（臨川書店、1989年）
- 91 鳥羽法皇は嘉承2年(1107)堀川天皇の没後即位。大治4年(1129)法王となり院政をしく。保元元年(1156)7月没。
- 92 二条天皇は、保元3年(1159年)に後白河天皇(在位：1155－58、法王在位：1159－79)の後を継ぎ即位。永元元年(1165)没。この間後白河法王が院政を敷く。
- 93 後鳥羽上皇(1180-1239)は、平安末期から鎌倉初期の天皇(在位：1183－98)・上皇(在位：1198-1221)。承久の乱後に隠岐島に流され延応元年(1239)60歳で同島で没。
- 94 『後鳥羽院熊野御幸記、藤原定家著、塙保己一編、続群書類従完成会〔校〕：羣書類従第18輯 日記部・紀行部』（続群書類従完成会、1959年）
- 95 平滋子(1142－76)は後白河天皇の女御で高倉天皇の生母であり、桓武平氏(堂上平氏)の生まれで、平清盛正室の時子(従二位：1126-1185)は異母姉。応保元年(1126)院御所に入御、高倉天皇(1161－81、在位1168－80)の生母。1169年に女院(建春門院)の宣旨をうけ女院、さらに皇太后となる。後白河院の寵愛を受けていたが34歳で病没している。後白河は滋子を伴ってしばしば(4回以上)熊野参詣を行った。権大納言平時忠(1130-1189)は異母兄。
- 96 『兵範記』は関白忠通の官司の平信範(1112－87)が、天承2年(1132)から承安1年(1171)までの天皇家・摂関家の権力争いを叙述した日記。保元の乱およびその後の後白河院をめぐる平氏の画策と源氏の策謀を詳細に記録している。
- 『兵範記1－5/平信範著/増補史料大成刊行会編；増補史料大成 第18巻－第22巻』（臨川書店、1981年）
- 『兵範記1－3/平信範著/上横手雅敬編集・解説』（思文閣出版、1988－90年）
- 97 平清盛(1118-81)は、伊勢平氏の頭領平忠盛の嫡子で父の死(1153)後に平氏の頭領を嗣ぐ。以後辣腕をふるい平氏政権を確立したが、各地に反乱が生じ源氏との闘争が激突していた養和元年(1181)2月64歳で没している。
- 98 『庭槐抄、徳大寺実定著、塙保己一編、続群書類従完成会〔校〕：羣書類従第3輯』（続群書類従完成会、1960年）
- 99 後堀河天皇(1211-34)は、高倉天皇の孫。鎌倉幕府の力により承久3年(1221)即位。この時代、承久の乱により皇位は乱れている。貞永元年(1232年)10月2歳の四条天皇に譲位し院政開始2年後に23歳で没。
- 100 後白河法皇(1127－92)は天皇在位1155－58、二条天皇に譲位後に5代の天皇在位に亘り、中断はあるが1192年まで院政をしく。
- 101 『世俗浅深秘抄』は後鳥羽天皇が1211－1213年頃に著した、朝儀および宮廷作法に関する有職故実書。上下2巻285条からなる。
- 『世俗浅深秘抄、後醍醐天皇著、塙保己一編、続群書類従完成会〔校〕：群書類従第26輯 雑部』（続群書類従完成会、1960）
- 102 『三長記』は、九条家の家司をつとめた権中納言藤原長兼(生没年不詳)が平安末期(1195)から鎌倉時代初め(1211)にかけて記した日記。
- 『三長記、藤原長兼著、増補史料大成刊行会編：増補史料大成 第31巻』（臨川書店、1986年）
- 103 二艘以上の舟を横に組合せ、積載量と安定性を増した複合船を組舟と称している。組舟の節数を増やして川に渡したものが舟橋である。旧帝国陸軍では、数舟2・3艘で構成した組舟を門橋と称し、戦車・重砲などの渡河・輸送に用いていた。現代の陸上自衛隊でもこの門橋の呼称を踏襲している。平安時代の組舟については、石井謙治『図説和船史話』（至誠堂、1983年）を参照。

104 竜頭船は船首に竜頭の飾りを取り付けた舟。鶴首船は白い鶴に似た空想の鳥の首を船首に付けた舟で、貴人の御座船や舞人・伶人(楽人)を乗せ、奏楽および舞を行う舞台船とされた。10人以上の伶人や舞人を乗せるため、舟の安定と定員の確保のため2艘の舟を組合せた組船(双胴船)が多く用いられていた。舟には高瀬舟(注16)を使用していたと考えられる。

竜頭・鶴首船に関する参考書

『図説和船史話、石井謙治著』(至誠堂、1983年)

105 『台記、藤原頼長著、増補史料大成刊行会編：増補史料大成 第24巻』(臨川書店、1989年)

106 東三条殿の跡地は中京区押小路通釜座西北角とされ、御殿は寝殿造の原型とされる。寝殿造については、注26を参照。代々藤原氏摂関家の邸宅として用いられまた一族出身の女院・皇妃・皇太后の居住する御殿であった。皇居が焼失の際はしばしば里内裏(仮御所)とされ、藤原摂関家の大饗にも用いられていた。敷地は約1万坪と推定されている。左大臣頼長の内覧宣旨の大饗は、当時鳥羽法皇の皇后で姉の高陽院(藤原勲子後の泰子：1095-1156)の邸宅であった東三条殿で仁平2年(1152)正月に行われたとされる。吉田兼好(1283-1350)は『徒然草』第156段に「大臣の大饗は、さるべき所を申し請けて行ふ、常の事なり。宇治左大臣は、東三条殿にて行はる。内裏にてありけるを、申されけるにより、他所へ行幸ありけり。させる事の寄なけれども女院の御所など借り申す、故実なりとぞ。」と述べているので、頼長は近衛天皇の里内裏として用いられていた東三条殿で大饗を行い、その間天皇はよそへ行幸していた。しかし頼長はその直後の兄関白忠通の異心上奏により鳥羽法皇から疑われ、崇徳上皇と組み後白河天皇と忠通との権力闘争に挑み、約3年半後の保元の乱(1156)に破れ矢にあたり死亡した。

107 鶴舟は鶴飼舟。

108 『平泉実記』は、相原友直(1703-1782)が江戸中期の寛永・安永年間にあらわした全5巻の平泉三部作の一つ。

109 『封内風土記、田辺希文奉君命撰』(宝文堂出版販売、1975年)

110 『風土記御用書出、宮城県史編集委員会編：宮城県史第28資料編 第6』(宮城県史刊行会、1961年)

注 (5) 平安文学の舟橋・浮橋

111 清少納言は、平安中期の宮廷に使えた女房で、本名、生・没年ともに不明である。『枕草子』には異本が多い。校註・評釈・翻訳本は、北村季吟(1624-1705)の『枕草子春曙抄』をはじめ、これまでに多数が出版されている。本項には、次に示す書籍を主に参考とした。

枕草子参考および関連資料

金子元臣『枕草子評釈』	明治書院	1929年
池田亀鑑校訂『枕草子春曙抄上、中、下』	岩波文庫	1962-63年
古典日本文学全集 第11	筑摩書房	1965年
田中重太郎編：塚本	笠間書店	1973年
萩原朴校注 新潮日本古典文学集成	新潮社	1978年
松尾聡、永井和子校注・訳 新編日本古典文学全集 18	小学館	1984年
渡辺実校注 新日本古典文学大系 25巻	岩波書店	1991年
上坂信男・神佐光一全訳注 上、中	談社学術文庫	1999年、2001年
枕草子研究会『枕草子大辞典』	勉誠会	2001年

112 橘南谿(1753-1805)は、江戸後期の医者。天明2年(1782)春から翌春夏にかけて西国・鹿児島に旅し、天明4年信濃に、5年秋から翌5年夏には北陸・奥羽地方と富山に旅し、その間の度の見聞を『西遊記』および『東遊記』を寛政7年(1795)の3月と8月それぞれ出版。

113 『東西遊記 1.2、橘南谿著、宗政五十緒校注』(平凡社、1974)

114 『飛州志』作者長谷川忠崇(?-1776)は、享保13年(1728)第七代飛騨国代官に任ぜられ、高山陣屋に赴任し17年間代官を務めた優れた治世者で、学識に富み公務の傍ら飛騨の歴史・地誌『飛州志』を編纂した。延享12年(1745)職を辞した。

『飛州志、長谷川忠崇著、岡村利平編・解説』(岐阜新聞社、2001)

- 115 『飛弾国中案内』は、高山陣屋地役人の上村木曾右衛門が、延享3年(1746)に著した地誌。
『飛弾国中案内、上村木曾右衛門著』(住伊書店、1917)
- 116 正史における長柄川橋の初見は、『日本後記』の嵯峨天皇の弘仁3年(812)6月の条。
- 117 『行基年譜』は平安末期の安元元年(1175)に、泉高父宿禰が編集した行基(668—749)の業績伝記。架橋6、直道1、池15、堀4、溝7、樋3、船息(ふなすえ：船着場)2、布施屋9が49の寺院とともに挙げられている。
参考書 『行基事典、井上薫編』(国書刊行会、1997年)
- 118 『摂津名所図会 第1巻 第2巻、秋島離島著』(臨川書店、1980年)
- 119 『校注更級日記、菅原考標女著、池田利夫編』(武蔵野書院、1963年)
『更科日記、菅原考標女著、堀内秀晃校注』(明治書院、1966年)
- 120 『東関紀行、源親行著、塙保己一編、羣書類従完成会〔校〕：群書類従第18輯』(群書類従完成会(酣灯社内)、1954年)
『東関紀行、源親行著、岸上質軒編校訂：続帝国文庫 第37編 続々紀行文集』(博文社、1901年)
- 121 この地震規模の記録は、『理科年表、国立天文台編』(丸善、2007年)による。
- 122 『富士見道記、里村紹巴著、岸上質軒編校訂、続紀行文集：続帝国文庫 第24編』(博文社、1900年)
『富士見道記、里村紹巴著、塙保己一編、羣書類従完成会〔校〕：群書類従第18輯』(群書類従完成会(酣灯社内)、1954年)
- 123 『犬つくば集、山崎宗鑑編、鈴木道三校註』(角川書店、1965年)
- 124 『実方集、犬養廉〔ほか〕校注：新日本古典文学大系 28 私家集』(岩波書店、1994年)
『実方集注釈、竹鼻績校註・訳』(貴重本刊行会、1993年)
- 125 『新撰歌枕名寄 上・下、黒田彰子編』(古典文庫、1989年)
- 126 『後撰和歌集(後撰集)』は、勅撰和歌集で古今集に取り残された秀歌を、天曆5年(951)に全20巻が撰進された。
『後撰集：尊経閣叢書』(育徳財団、1936年複製)
- 127 『廻国雑記、道興著、塙保己一編、群書類従第18輯羣書類従完成会〔校〕』(群書類従完成会(酣灯社内)、1954年)
- 128 世阿弥(1363?—1443?)は、室町時代の能役者・能作者で観世流の祖観阿弥(1333—84)の長男。足利義満、義持の庇護を受け、世阿弥十六部集を創成。
- 129 『大藏家伝之書、大藏弥太郎著：古本能狂言第5巻』(臨川書店、1976年)
- 130 『東路の津登※、宗長著、塙保己一編/羣書類従完成会〔校〕：群書類従第18輯』(群書類従完成会(酣灯社内)、1954年)
※ 津登は、苞・苞苴でわらづと・旅のみやげ・土産をいう。
- 131 『古事記伝』は、江戸時代本居宣長が明和元年(1764)から寛政10年(1798)にかけて行った、『古事記』に関する44巻の注釈書。刊行は1790年から1822年に行われた。
『古事記伝1〜4、本居宣長撰、倉野憲司校訂』(岩波書店、1940-44年)
- 132 『近世畸人伝』は寛政2年(1790)、『続近世畸人伝』は寛政10年(1798)年に伴藁蹊が、三熊花顔の描く人物、中野藤樹に始まる聖人・学者、孝子・義士、篤農者・開拓技術者、僧侶・神官、文人・俳人の伝記・業績の評価集を刊行している。
『近世畸人伝・続近世畸人伝、伴藁蹊著、三熊花顔画、伴高蹊補、宗正五十緒校註』(平凡社、1972年)
- 133 『宇津保物語』は、源氏物語に先行する我が国最初の長編物語。うつほの題名は、主人公の藤原仲忠が、幼時北山の杉の空洞(うつほ、うつを)の中で猿に育てられたという首巻の俊蔭による。藤原の君の巻きには、7月7日の七夕に大宮を始め皇族の姫君たちは、加茂の川原に集い髪を洗い清める風習が記されている。貴族階級は川原に棧敷を設け歌会を催し、また、節句の宴会をこの棧敷で行っていた。飛騨の吉城郡(現、岐阜県飛騨市)に打保村の地名があるが、由来は大木の空洞の説と往古独木舟を渡に用いていたとする説がある。
『宇津保物語 第1—第3、河野多麻校注：日本文学古典大系 第10—第12』(岩波書店、1959-1962年)
- 134 釣殿は、平安時代貴族の邸宅形式の寝殿造り様式に於いて、母屋の寝殿の南に位置する池に面して東西に建てられている建屋。寝殿造りは、平安後期に完成した上層貴族の邸宅形式で、南面する寝殿を中心に東・西・北に 対(対屋)

を配置し、対や釣殿を^{わたどの}渡殿(渡廊下)または透渡殿(壁のない渡廊下)で連絡した左右対称の配置形式となっていた。また、釣殿は、池に浮かべ管弦の演奏、歌合などの遊びに用いられていた舟の発着の場所に用いられ、壁のない連絡通路(透廊・透渡殿)で母屋に繋がっていた。寝殿が儀式や行事などの目的のハレ(晴)の場所であるのに対し、対は日常生活の施設であるケ(褻)の場所であり、釣殿は遊興のための拠点であった。釣殿は、魚釣りに由来する名称とも言われている。『うつほ物語』の「祭りの使」には、姫君たちは「御前の池に網おろし、^{おろ}鵜下して、鯉、鮒取らせ」と投網と鵜飼の漁を楽しみ、また池に大きな鬼蓮の実・楊桃^{やまもも}・姫桃・胡桃などの果実を池に浮かべ、果物のひろい遊びを満喫していた。その他の文章からは、この釣殿の位置は寝殿の南東方角の位置に、泉水に面して建てられていたと推定される。

初期対称配置の寝殿造りは、終期には^{ひがし}東対の機能が大きくなり、釣殿は池の西側にのみ設けられる非対称形式に化していった。室町時代の『とわずがたり』巻3の「釣殿より御舟に召さる」の文章から、室町時代でも釣殿は平安時代中・後期と同様な機能を有していたことが判断される。通常の場合、寝殿造り邸宅の敷地面積は、方1丁が標準となっていた。丁は町とも言い60間(約109m)の長さで、方1丁は60間四方(3600坪、約12,000m²)に当たる。注31の東三条殿は寝殿造りの原型とされ、その敷地の広さは11,000坪(36,000m²)、一般貴族邸宅の約3倍の広さである。

135 『源氏物語古注釈、中野幸一編：叢刊 第2巻』(武蔵野書院、1978年)

136 『河海抄、四辻善成著、源氏物語古注釈大成 第6巻：日本文学古注釈大成』(日本図書センター、1978年)

137 藤原頭輔(1090-1155)は、藤原時代後期の公家・歌人で正三位左京太夫。白河上皇の近臣で歌を良くした。この歌は『左京太夫頭輔卿集』112に収録されている。

138 山家集は、西行法師の作約1500首からなる歌集。

『新古今和歌集・山家集・金碓和歌集、有吉保・松野陽一・片野達郎編：鑑賞日本古典文学 第17巻』(角川書店、1977年)

139 『国歌大観』は、万葉集・21代集・新葉集・および歴史書・日記・物語・随筆などから蒐集された和歌集。松下大三郎・渡部文雄編集で明治34-36年(1901-03)に刊行。

140 『新古今集』は、鎌倉時代の初期元久2年(1205)に、藤原定家ら6人の選者により編纂された第8番目の勅撰和歌集。20巻1580首。

『中世和歌集、井上宗雄校註訳：新編日本古典文学全集 49』(小学館、2000年)

『北村季吟古注釈集成 37, 38, 39』(新典社、1980年)

注(6) 平安時代浮橋の構造と架橋費用

141 近代度量衡法は、度量衡取締条例(明治8年8月5日太政官達第135号)により尺貫法が用いられ、明治24年に度量が制定された。計量法(1951年公布)により、メートル条約に基づくMKS単位系使用されていた。1991年から国際単位系(SI: Le Système International d'Unités)のSIの使用が規定されている。に代わり

142 古代田租の規準となる律令制下の田積単位は、大宝令により歩・段・町で構成され、1段は360歩、10段で1町と定められてきた。しかし、律令以前の単位を含め中世にいたる田積単位は、各種存在し全国的や地域的に実用的に用いられてきた。これらの単位を以下に示す。

段：古代の段は大宝令により制定されたと考えられている。1段は50代、すなわち稲50束を産出する田積。養老令では長さ30歩、広さ12歩の360歩と定めた。

代^{たい}：律令以前に用いられていた稲1束を得る田積単位、代制では高麗尺の6尺四方と定めたが、令制下では町・段・歩制は廃止された。令制の360歩1段では、代は7.2に換算される。平安時代以降は50代を1反とする全国的な単位として用いられ、中世では、「たい(代)」と呼ばれた。

大・半・小：古代末期から中世にかけての田積単位。大は1段の3分の1、半は2分の1、小は3分の1で、それぞれ240歩・180歩・120歩を示す。

蒔^{まき}：古代末期・中世における耕地の面積単位。斗蒔・升蒔のように田畑に蒔く種子の量によって面積を定めた。

杖^{つえ}：中世九州など地域的に用いられた田積単位。1杖は1反の5分の1で72歩とされる。

町・反・畝・歩(坪)：明治6年(1873)の地租改正により定められた近代の田積単位。曲尺6尺四方を1歩(1坪)、30歩を1畝、10畝を1反、10反を1町とする制度で、91年の度量衡改正まで用いられた。

- 143 『養老律令』は、『大宝律令』をもとにして作成され天平宝字元年(757)に公布施行された律令。その全貌は『令義解』および『令集解』により知ることが出来る。『大宝律令』は、大宝元年(701)から施行された律令で律 6 卷、令 11 卷とされるが現存していない。唐の永徽律令(650)を範として定めたと云われる。
- 144 『令義解』は、9 世紀に編纂されたとされる『養老律令』の公的注釈書。
- 145 『令義解 卷三 田令』「第九 凡ソ田ハ長サ三十歩[五尺為歩]^{※1}、廣十二歩ヲ段ト為ヨ。十段ヲ町ト為ヨ。[謂、段地獲稻五十束。束稻デ春米五升ヲ得ル也。即町ニ於ハ須五百束ヲ得ル也]。段ノ祖稻^{※2}ハ二束二把、町ノ租稻ハ廿二把」。
- ※1 この 1 歩(五尺四方)は高麗尺の大尺(35cm)を用い、その後の唐大尺(30.3cm)を用いた 1 歩(六尺四方)が用いられていた。近代の坪は、6 尺(歩)は 1 間四方で約 3.3m²。
- ※2 慶雲二年(709)の段租は 1 束 5 把。
- 146 古代度量の参考書
- 『和漢三才図絵 卷二十四 百工具 寺島良案編』
- 『和漢三才図絵 3、寺島良安編著、島田勇作・竹島敦夫・樋口元巳訳注』(平凡社、1985 年)
- 『日本古代社会経済史研究、彌永貞三著』(岩波書店、1980)
- 『特集 単位から捉える建築の全体像、建築に関わるさまざまな「単位」(真鍋恒博)ほか、建築雑誌 Vol.108, No1350 pp14~49』(日本建築学会、1993 年 11 月号)
- 『度量衡の歴史、小泉袈裟勝著、工業技術院中央計量検定所編(復刻版)』(産業技術総合研究所、2006 年)
- 『図解 単位の歴史事典 新装版、小泉袈裟勝編著』(柏書房、1991 年)
- 『度量衡の字典、阿部猛著』(同成社、2006 年)
- 『古代量制の数量的基礎、西村光央著』(かもがわ出版、2004 年)
- 『古代日本における度量衡制度の起源と展開の研究、木下正史ほか、平成 9 年度・平成 10 年度科学研究補助金 基盤研究 C』(東京学芸大学、平成 12 年)
- 147 『養老令』「第三十 雑令」による。
- 『注解養老令、会田範治著』(有信堂、1964 年) 322.134-a243t
- 『日本古代の財政制度、早川庄八著』(名著刊行会、2000 年)
- 148 沢田吾一(1861-1831)は、数学者で 60 歳を過ぎてから歴史を学び大正 12 年(1923)東大国史学科出身の歴史家。数学を古代史の民政・度量衡の解析に採用した。昭和 2 年(1927)発行の『奈良朝時代民政経済の数的研究』において、古代律令下の春米 1 升が現代尺貫法における約 4 合であることを、数理統計を駆使して証明した。この原典を示さないうで「古代の 1 升は現代の 4 合である」とのみ記述する古代歴史書注解・解説書が多く存在している。
- 『奈良朝時代民政経済の数的研究、沢田吾一著、解題田名網宏』(柏書房、1972 年[昭和 8 年刊の複製])
- 149 穎^{えいとう}稲は穂についたままの稲で、これに対し脱穀した稲を稲穀^{とうこく}という。穎稲 1 束は稲穀 1 斗に相当する。律令制下の稲の収穫・保存は、脱穀籾ではなく穎稲の状態で行われていたが、穎稲での正倉における長期保存では稲の変質が生じていたので、正倉での保管・貯蔵は、稲穀の状態で行われていた。
- 150 税帳は、律令制下諸国の 1 年間における正税の出納を記入した帳。毎年中央政府に提出され検収された。なお、但馬国は現在の兵庫県北部地方。『延喜式』「主税式」の田租額には、上田 1 町からは稲 500 束、中田 400 束、下田 300 束下下田からは 150 束の稲の収穫が制定されている。律令制下の正税は稲 1 束単位で課税され、諸国の正倉に収納された。(注 147、148、149 参照)。
- 151 狩谷掖斎(1775-1835)は、江戸末期の考証学者で正倉院御物の諸尺の拝観による実証的な古代度量衡の研究を行った。
- 『本朝度量権衡攷、狩谷掖斎著、富谷至校注』(平凡社、1991)
- 152 古代の稲一束は十把より構成。『令義解』に「水田一段から稲束五十束を獲、稲一束を舂いて米五升を獲る。」と記し、1 反の水田からの収穫 50 束から春米 25 斗を得る。大宝令の 1 斗は現代換算では 4 升で 4.155 リットル、1 升は 1.039 リットルを示す。なお唐の 1 斗は 5.944 リットル、現代中国では 10 リットル。
- 153 古代の高瀬舟は、中世末期から近世にかけて中国備前から関東にかけての急流河川に用いられていた、角倉了以が普及させた川荷舟の高瀬舟とは異なる船種。この神泉苑に浮かべた高瀬舟の長・幅の比は、古代史における高瀬舟は、

渡舟のほか平安貴族が船遊びに用いていた三板舟。注 30, 104 を参照。

154 古代の漁獵舟には刳舟が用いられていた。

155 生津は木津に同じ。第 2 章 第 2 節の注 18 参照。

156 『石山寺縁起』は、正中年間(1324-26)に編輯された 7 巻本の絵巻。巻一聖武天皇により石山寺建立に寺の建築場面が、巻五第三段に宇治橋および山崎橋の板橋構法が描かれている。

『石山寺縁起、小松成美編：日本の絵巻 16』(中央公論社、1988 年)

157 平安時代末期の番匠・大工技術の記録は、各種縁起絵巻などに描かれ、また 11 世紀『新猿楽記』には、西京の住人、右衛門尉の第八女の夫の飛弾太夫大工のひのくまのすぎみつ檜前杉光に仮託した描写に、当時の木工技術を見ることが出来る。

『春日権現験記絵 上、小松成美編：続日本の絵巻 13』

『真如堂縁起』

『東北院職人歌合絵(曼珠院本)』

『喜多院職人尺絵』

『七十一番職人歌合絵(類従本)』

『大山寺縁起絵巻』

『山崎寺架橋図：縁起絵と似絵 18、中野政樹ほか編著 日本美術全集 9』(講談社、1993 年)

『新猿楽記、藤原明衡著、川口久雄訳注』(平凡社、1983 年)

『古代・中世の技術と社会、三浦圭一編：技術の社会史 1』(有斐閣、1982 年)

『日本職人史の研究 1 職人の誕生 [古代・中世編]、遠藤元男著』(雄山閣、1991 年)

158 橋守は、2-2-1(2) 律令平安時代の浮橋 ——架橋と警護・維持・保守管理——および注 56、57 を参照。

159 『古代・中世の技術と社会、三浦圭一編：技術の社会史 1』(有斐閣、1982 年)

『日本職人史の研究 1 職人の誕生 [古代・中世編]、遠藤元男著』(雄山閣、1991 年)

『古代・中世の技術と社会、三浦圭一編：技術の社会史 1』(有斐閣、1982 年)

『日本職人史の研究 1 職人の誕生 [古代・中世編]、遠藤元男著』(雄山閣、1991 年)

160 『こういん庚寅戸籍こういんねんじやく(庚寅年籍)は、持統 4 年庚寅(690)に制定された戸籍。689 年のあすかきよみはられよう飛鳥浄御原令の閏 8 月の詔では「令冬に戸籍を造るべし。九月を限りて浮浪を糺捉すべし」、690 年 9 月には「凡戸籍を造ることは戸令によれ」との指示が出されている。

161 浪人の橋守については、注 56、57 を参照のこと。

第4節 中世の浮橋 —軍記・戦記ものがたりと紀行の浮橋—

(1) 鎌倉時代および室町時代の浮橋

1) 鎌倉時代浮橋概要

日本歴史の中世の時代区分は、通常、源頼朝による鎌倉幕府の開府 1185 年から北条高時の滅亡 1333 年の約 150 年間の鎌倉時代、後醍醐天皇の 1333 年から後龜山天皇の京都帰還の 1392 年までの南北朝時代、応仁の乱以降の戦国時代を含む室町(足利)時代(1393—1572)3 時代と戦国末期以降の織豊時代を含む徳川幕府開府まで時代とされている。第3節では、平安院政時代の末期から鎌倉初期の御幸舟橋については、内容的に連続したものとして取り扱い叙述を行ってきた。

時代区分が不明瞭な南北朝時代は、1336 年(南朝の延元元年・北朝の建武 3 年)の後醍醐天皇の吉野入りから、1392 年(南朝の元中 9 年・北朝の明德 3 年)に南朝の後龜山天皇が神器を北朝の後小松天皇に返還した、と言われる間の南北朝対立抗争の時代を言う。また、1331 年の南朝元弘元年(北朝元徳 3 年)に後醍醐天皇が神器を持ち笠置山に入った年を、南北朝時代の始まりとする説もある。

鎌倉・室町時代の浮橋は大別して、[I] 天皇・法皇およびこれに準ずる皇族の社寺参詣・遊山と戦乱の避難用、[II] 将軍の上洛用、[III] 戦闘・侵略行為用、[IV] 人および家畜・物資の交流・輸送等を目的にして架けられていた。[I] に属する浮橋の内、鎌倉初期の院政時代の天皇・法皇の行幸浮橋に関しては、3 節において述べている。[II] 将軍の上洛浮橋に関しては、鎌倉時代に限定され、[III] 戦闘・侵略行為における浮橋は、鎌倉時代末期および室町時代に増加し、さらに戦国時代にその盛期を迎える。[IV] の浮橋は、地域社会の生産・流通活動に伴って各地に架橋され、守護地頭・大名など市場・宿場の発達と流通の展開による関所での税徴収に関連して設置されていた。

この時代の浮橋の記録は、幕府記録・軍記物語・公郷日記・紀行・文学などに主として遺されている。中世期の商人たちの通行は戦乱の時期とその地域を除いては、関銭を支払い自衛手段を講ずれば、ほとんど自由に各国間の通行が行われていた。武力を有しない公郷・僧侶・官司階級および一般階級の婦女子でも、寺社参詣を行いその範囲は関東・北陸地方までおよんでいた。

安元 3 年(1177)3 月高倉天皇は平清盛の嫡男重盛を右大臣に任命したが、「鹿ヶ谷の陰謀」など平氏打倒の戦乱は清盛の憂慮と宮廷対策にもかかわらず深刻化し、治承 4 年(1180)4 月に以仁王^{もちひとおう} 1 の平氏追討の令旨² が発せられた。治承 4 年 5 月、以仁王および源頼政³ は平清盛打倒のため挙兵したが、戦いに敗れ宇治で敗死した。同年 8 月以仁王の令を受けて源頼朝は、伊豆で挙兵したが石橋山の戦いで敗れ安房にわたった。捲土重来の頼朝は隅田川を渡って 10 月に鎌倉に入り、文治元年(1185)平氏一門は壇ノ浦で滅びた。

源頼朝(征夷大將軍在職：1192—1199)は建久 2 年(1191)元年、鎌倉に前右大将(近衛大将)公文所を設置し、翌建久 3 年 7 月には従二位(征夷大將軍)に昇叙となり、8 月には將軍家政所^{まんどころ} 4 を開設して御家人⁵ に御判下文^{くだしづみ} の返却を命じ、新たにに政所下文⁶ を与え所領の安堵を行い鎌倉幕府の基盤を築いた。しかし、源氏の鎌倉將軍の血筋は、承久元年(1219)正月の三代將軍実朝の公暁による殺害で絶え、その後公家將軍が代々擁立された。御成敗式目⁷ により政権を強固にし、政治の実権が北条氏の執権⁸ および得宗⁹ により行われていた鎌倉幕府政権は、南北朝の調整・権力維持に失敗し、正慶 2 年(元弘 2 年：1333)5 月の六波羅陥落、ついには新田義貞の鎌倉占領により滅亡した。

2) 鎌倉時代の舟橋・浮橋

鎌倉幕府の事跡を記した或いは演出したとも云われる『吾妻鏡』^{あづまがみ} 10 の治承 4 年(1180)10 月 2 日条に、平家追討に向かった源頼朝(1147—1199)は、千葉介常胤(1118—1201)および上総権介広常(?—1183)に、大井(太日)・隅田の両川に架けさせた舟橋を渡り、3 万騎の軍勢とともに武蔵国に進撃したことが記されている。『義経記』¹¹ 「(三) 頼朝謀反」の条に、源頼朝が江戸太郎に「頼朝が多勢此二三日水に堰かれて渡しかねたるに、水の渡りに浮橋を組んで、頼朝が勢武蔵国王子・板橋に著けよ」と命じている。しかし、平家党である秩父重継の長男で、江戸氏を名乗っていた江戸重長が、実際に頼朝のもとに参じたのは、舟橋架橋の後とされている。

治承 4 年(1180)、『平家物語』¹² 「巻第 4」の橋合戦によると、以仁王の平氏追討の令旨を受けた源頼朝は、隅

田川、現在の東京都台東区橋場と墨田区向島との間に、舟橋を架けた記述がある。平家物語の系列といわれる『源平盛衰記』¹³にも、この橋場(石浜：現東京都)の舟橋は頼朝が在家を壊して臨時に架橋したと書かれている。戦国時代の隅田川河口付近(現、東京都浅草・葛西地区)には、恒常的に舟橋が架けられていたことを示す史料、大縄・竹・菰・スノコなど舟橋の補修材料の、納入に関する役が課せられていた文書が残されている。

『吾妻鏡』「卷第八」の文治4年(1188)正月20日の条に、「二品¹⁴鎌倉を立ち、伊豆・箱根・三嶋を参詣す。(中略)三浦義澄が沙汰として、浮橋を相模河に構ふと云々」とあり、頼朝は警護の御家人を始め随兵300騎を率いて行った三嶋社参詣に際し、三浦義澄に命じての相模川に浮橋を架けさせている。幕府開設7年後の頼朝48歳のときのこと、近場の参詣といえどもまだ身辺警護には十分な配慮を行い、架橋奉行には信頼できる御家人を廃していた。三浦義澄(1127-1200)は、相模の武将で頼朝の石橋山の挙兵に応じて功があり御家人となる。

建久元年(1190)10月鎌倉を出発し、11月7日入洛し後白河法皇と面談するが、12月3日任ぜられた右大将・権大納言の両職を辞任し、年末の29日鎌倉に帰着している。頼朝の上洛に率いていた一行の御家人には332任の名が記され、郎従を含めると千人近い行列であったとされている。ていた『吾妻鏡』のこの間の記述には菊河宿・酒匂宿・小熊宿・墨俣宿の浮橋架橋などの記録は存在していない。

頼朝は建久4年3月武蔵国入間野、下野国那須野などで狩りを行い、同年5月からは駿河の相沢と富士野とで大規模の巻き狩りを行っているが、浮橋記録は行われていない。

『吾妻鏡』「卷第十五」の建久6年(1195)2月8日の条に頼朝が上洛の際し、先触れの雑色¹⁵の足立新三郎清経に東海道の渡場などに舟橋を準備することを、命じたことが「船橋用意等先為令相触之也」と同書に記されている。しかし、上洛の道程に架けられた具体的な舟橋の史料は残されていない。6年2月14日巳の刻、頼朝一行は南都の東大寺供養のため、畠山二郎重忠が先導して御台所と子女を同道して出発し、3月4日の日暮れに六波羅亭¹⁶にはいった。上洛の道程や石清水社、頼朝の東大寺参詣の畿内移動における浮橋の架橋は、墨俣川などの大河の渡に舟橋が架けられていたことは、史料には記録されていないが架橋は紛れもない事実であると判断する。

なお、5月20日の四天王寺(大阪市天王寺区天王寺)参詣は、危険な陸路を避けて京の鳥羽から渡部津(大阪市区・福島区・東区一帯)までは舟で移動している。なお、建久7年正月から同10年正月までの記録は、『吾妻鏡』から欠落している。

建久元年(1190)9月17日、後白河院からの東大寺建方および周防国の材木の引き下ろしの綱材料の、苧麻の寄進の催促が頼朝に行われている。同20日に院が発した五畿七道に対する苧麻寄進の令は、頼朝にも伝えられた。すでに重源¹⁷は、上棟には十分と称しているが、頼朝にはさらなる苧麻の寄進を要請している。建久4年正月14日、文覚が伝え申し入れてきた東大寺の造営は、建設費用が枯渇して続行不能な状態にあるとの重源の嘆きに対し頼朝は、「後白河院の御分国のうちの備前国を文覚房に預けられ、そこからの年貢を東大寺の造営に充当するように京都に伝えよ」と命じている。さらに、3月には周防国地頭に対し、東大寺造営料米費をきちんと管理するよう命令している。建久5年(1194)には、東大寺大仏像造費寄進の砂金300両の内、残りの130両を奉納している。正治2年(1200)正月5日付の除書¹⁸が15日鎌倉に到着し、頼家は従4位上に叙せられて禁色を許されている。18日に大庭野(相模国大庭御厨：神奈川県藤沢市大庭付近)で狩りを行っているが、頼朝の巻き狩りに比べその規模は極めて小さいものであり、その目的は頼家側近の結合のためと想像される。

「卷第三十八」には、嘉禎4年(1238)2月5日、鎌倉幕府第4代將軍九条頼経(1218-56：在職1226-44)¹⁹が上洛の際、懸河(現、静岡県掛川市)に宿泊した時に、随行していた鎌倉幕府第3代執権北条泰時(1183-1242)は、天竜川の増水による舟橋の損傷を危惧して、6日早朝に宿を出て川原に敷いた皮敷物にすわり舟橋の監視を行った記録「欲競渡天龍川之間。浮橋可破損歟。(中略)出懸河宿到干河邊。着座敷皮。」がある。將軍が舟橋を渡ったのちに川水は馬の下腹以下に減じ、供奉人・所従たちは浮橋を用いないで騎馬で渡渉した。鎌倉武士たちが勇猛で舟橋を渡るのを恥ずかしく思ったのか、舟橋の構造が乗馬の移動に耐えられなかったのか、これらに関しては史書はなにも告げていない。

同じく、2月9日に將軍一行は矢作宿に到着し、「依去夜風雨、洲俣足近両河浮橋流損(前夜の出水により洲俣川(長柄川)・足近川(境川)の両川の舟橋が流れ損じた)」により、萱津宿(現、愛知県あま市甚目寺)と小熊宿(現、岐阜県羽島市小熊町)に宿泊し修理が完了した同月13日に、長良川と境川の舟橋を渡っている記録が吾妻鏡にみ

える。この両川の舟橋が常設的な橋であったかに付いては、史書はなんら言及していないが、おそらく天竜川の舟橋同様、將軍の渡河のために臨時に架橋したものであろう。しかし、頼朝が健久 9 年(1195)6 月に上洛のさいの吾妻鑑における道程の舟橋架橋の記録は、鎌倉出発前に墨俣川舟橋の準備を命じた以外には存在していない。なお、この両川には徳川將軍の上洛と、朝鮮通信使の通過のたびに舟橋が架けられていた。

鎌倉幕府の第 6 代執権北条時宗(1251-84)は、文永 11 年(1274)、蒙古・高麗軍の来襲に対応する大宰府防御の為、南九州(肥後・薩摩・日向・隅州・大隅)の御家人に対し、博多に集結して防禦することを命じた。その際、高良神社の神官、^{くましろうしただ}神代良忠が舟橋を筑後川に架橋し軍勢を渡している。この筑後川舟橋は「神代の浮橋」と称せられ、その絵図は久留米市山本町の山本山観興寺に伝わる鎌倉末期作の縁起絵巻「絹本着色観興寺縁起」に良忠の居館とともに描かれている。現在、筑後川左岸の神代橋たもとの堤には、「史蹟神代浮橋之跡」が刻された石碑が建てられている。執権時宗(別当相模守朝臣)は建治元年(1275)10 月 29 日、神代良忠の功績に対し次の下文書^註 19-2 を送っている。

「將軍家政所於博多津、去文永十一年蒙古襲来乃刻、肥後・薩摩・日州・隅州乃諸軍馳参乃砌、筑後河神代浮橋、九州第一乃難処乃処、神代良忠以調略、諸軍輒打渡、蒙古退治乃事、偏玉垂宮冥慮、扶桑永大為安利乃由、仰所如件。(將軍家政所下す。博多の津に於いて、去る文永十一年蒙古襲来の刻、肥後・薩摩・日州・隅州の諸軍馳参の砌、筑後川神代の浮橋は、九州第一の難所の処、神代良忠調略を以って諸軍輒内渡り、蒙古退治の事、偏に玉垂宮の冥慮、扶桑永代安利たるの由、迎せのところで、件の如し。)

南北朝時代の武将新田義貞(1301-1338)は、後醍醐天皇の建武 2 年(1334) 12 月、足利尊氏との戦いに天竜川に浮橋を架け渡っていることが、『源威集』²⁰ および『太平記』²¹ に示されている。太平記のこの場面の描写では、「天竜川の東の宿に着きたまえけり。にわかにかに在家(民家)^{ざいか}を壊ちて、浮橋をぞ渡されける。」とし、さらに、諸卒を渡した後、義貞と武将の船田入道義昌との最後の 2 人が渡っていたとき、何者かに浮橋の一間の張綱が切り取られた。そのために長さ 1 丈余(約 3.m)の梁・床材が流出したが、2 人はこの間を飛んで渡ったという。源威集でも、おなじ源氏の敵将である義貞のこの舟橋の攻防を賞賛している。

『梅松論』²²にも、義貞のこの舟橋のことが見える。おそらく、この浮橋は、集めた舟を碇や石の錘で流れの上に定着させ、壊した家の梁・柱材で橋の桁・梁・床としたのか、或は柱・桁・梁材を束ねて筏をつくり浮体に用いたのであろう。ちなみに、東海道の京江戸行程同里^{きょうえどみちのりどうり}のこのゆかりの地点は、天竜川の西側(左岸)の町田村であり中之町とも言われていた。

3) 室町時代の舟橋・浮橋

室町幕府の創設者足利尊氏(1305-58)は、京をめぐつての南朝軍との戦いで敗れた際の、後光厳天皇(北朝天皇：在位 1352-71)の蒙塵のとき(北朝文和 2 年/南朝正平 8 年：1353)、天皇を奉じて近江に下向(退散)の際、琵琶湖から流れ出る瀬田川に舟橋を架け、天皇の輿と供奉の軍勢を渡していることが『源威集』および『梅松論』に見える。足利尊氏は、若いころより歌人としても秀でており、多数の歌が勅選和歌集に採録されている。次の歌は、和歌集『新後拾遺集』に採用されている、浮橋に因んだ尊氏の作である。

「渡りきて身はやすくとも浮橋のあやふきみちをいかがわすれん」(1286)

『明德記』²³によれば、明德 2 年(1391)3 代足利將軍義満(在職 1358-1408)に反乱した山名氏清(1344-91)および甥の満幸の率いる 2,300 余騎の軍勢は、淀川の水無瀬神宮(現、大阪府三島郡島本町広瀬)の前に架けた浮橋を渡り、西の丘をへて京の下桂に達し幕府軍との決戦へ臨んだ。大内・細川・畠山らの連合軍に 12 月 29 日の戦いで敗れ、氏清は戦死し満幸は敗走している。『明德記』の明德 2 年(1391)12 月の行軍記には、「八幡ノ勢ハ打立テ大渡ヲ越ヘ、淀ノ中島ニテ方々手分ヲゾシ給ヒケル。先山名中務大輔氏家・入沢ノ河内守トハ、因幡勢三百余騎ヲ相具シテ、淀ヨリ鳥羽ノ秋ノ山ヲ経テ、竹田ヲ上リニ河原ヘ打立テ、(中略)山名陸奥守美ハ二千三百余騎、淀ノ大明神ノ御前ニカケタリケル浮橋ヲ渡テ、久我繩手ヲスジカヘニ、西岡ヲ経テ下桂ヘ打出テ、」と記録されている。

鎌倉中期の歌人で、藤原為家(1198-1275)の妻の阿仏(?-1283)は、弘安 2 年(1279)、訴訟の為に京をでて鎌倉に下る途上の紀行『十六夜日記』²⁴ を著している。美濃街道筋を通り、墨俣川(長良川)の墨俣 7 の地点で舟橋

を渡った状況を日記に記述している。「洲俣とかや言う川には、舟を並べて、まさきの綱にやあらん、かけとどめたる浮橋あり。いと危うけれど渡る。」とあり、次の歌を詠んだ。

「仮の世の行き来と見るもはかなしや 身の浮船を浮橋にして」

この歌碑は墨俣の一夜城公園に建てられている。

また鎌倉時代、阿佛の子で歌人の藤原(冷泉)為相(1263-1328)は、『為相百首』²⁵に「鵠の寄羽にかかる天の川浪」を詠じている。中世時代の鵠や寄羽は、和歌や能の世界において浮橋の隠喩として広く用いられていた。

現在、天野川の淀川合流地点近くの大府枚方市天之川町には「かささぎの橋」が、京都府八幡市を西に流れて淀川に合流する木津川の八幡在応寺には御幸橋が、その北隣する淀川には新御幸橋が架けられている。かささぎの橋について、第2章 日本古代の舟橋・浮橋 第3節 平安時代の舟橋・浮橋 (5) 平安文学の舟橋・浮橋を参照のこと。

十六夜日記と同時代に、同じく東海道の道中を記録した代表的な鎌倉紀行が書かれている。江戸時代に至るまで広く読まれていた東海道の旅行記『海道記』²⁶(作者未詳：1223)と『東関紀行』²⁶(作者未詳：1242)の2旅行記が同時代に書かれている。鴨長明または源親行が作者とも言われている東関紀行では、増水した天竜川の舟渡しは非常に危険であり、よく船が覆る中国長江上流の三峡の一つ、巫峽なごらに擬えている。両紀行文とも同時代の東海道の渡河は、舟渡しが主体であり舟橋に関する記述は無く、その他の史料からも、当時の東海道筋には舟橋は架けられていなかったと推測される。

1310年ころ編集された歌集『夫木抄』²⁷に、藤原為家(1198-1275)の息法眼慶融(生没年不詳)作の

「浮橋に竹のより綱打ちはえて 小舟ならぶるふじの川浪」

が記載されている。この和歌は、富士川に渡されていた舟橋の連結・係留に、竹籤を縛った綱を用いていたことを示す、舟橋技術史の貴重な1史料でもあり、この歌は『和漢三才図会』²⁸巻第34 船橋類の項目中の、舟橋の説明にも付されているものである。また、『三才図会 用4巻』には「野航は、村落・田野の橋のない個所の小さな渡舟で、兩岸に張られた竹索を伝って舟を渡す」を転載しているが、竹索が古くからよく用いられていたことを示している。

『一遍上人絵伝』²⁹には、13世紀末の鎌倉中期に架けられていたと考えられる、富士川の舟橋の絵が巧みな筆致で描かれている。架けられた場所は、富士川右岸の岩本村(現、静岡県富士市岩本)であろうといわれている。絵の左側(右岸)に見える2本の綱の端末は、右岸の川岸に打ち込まれた杭の頭に緊結されている。図会の右側(左岸)の綱は、河原に埋められた蛇腹籠の頭とも思われるものに嚴重に巻かれている。6艘の舟を連結する綱には、河原に横たわる部分はおそらく蔓類をなした綱を用いていたのであろうが、舟を連結する部分は絵図からは鉄鎖を用いているようにも見える。あるいは竹索を用いていたのかもしれない。富士川の中央部で合掌している僧侶は、弘安5年(1282)7月ごろ富士川に入水した武蔵国の鯨坂上人とされている。

久我雅忠よしのの女で御深草天皇(1243-1304、在位 1246-59、後に御深草院)に仕えた二条(1257-1329)は、正応2年(1289)32歳で出家して尼となり、東国へ下り武蔵国まで脚を伸ばしている。阿仏に遅れること10年後の東くだりの旅であり、諸国遍歴の旅の記録を『とわずがたり』³⁰の巻4および5に記している。隅田川には清水の祇園橋と同じような橋が架けられ、地元民はこの橋を須田川の橋と称していた。この所には院の行幸をはじめ多数の旅の記録はあるが、舟橋を渡った記述は示されていない。

元亨4年(1324)8月、幕府(執権北条高時)は、武蔵国金沢稱名寺の長老劔阿けんあ³¹に遠江ととおみの天竜川と下総しもとうき高野川の架橋と管理を命じている。この天竜川の橋は、静岡県史〔3907〕の見解では舟橋であり、舟橋を稱名寺に建設させて橋管理のための通行料徴収権利を、認めたものとしている。

後醍醐天皇(1288-1339：在位 1318-39)は、元徳2年(1330)3月、南都東大寺・興福寺と北嶺延暦寺へ行幸を行ったが、その道筋の河川には検非違使じょうの尉じょうが、橋を架けていたことが『太平記』に記されている。この尉は「橋渡の判官」とよばれ、行幸のたびに舟橋を架けた橋の修理を行っていた。

現在の京都市上京区の堀川通と今出川通の交差点の近くに、西舟橋町および南舟橋町の地名が有る。堀川が氾濫した際に舟橋を架けたので、舟橋の地名が残ったとの伝えがある。『京町鑑』³²によれば、この地名は足利尊氏の執事高師直こうのもろなお(?-1351)が、このあたりに構えていた邸宅に設けた泉殿いづみどの³³の下の池に舟橋を浮かべていたと

いう故事によるとされている。師直は平安時代の皇族・王族のように、舟橋を渡すほどの大きな池のある邸宅を構え、威を室町幕府で振るっていた。現在上京区の堀川通今出川西北角に、この舟橋「西陣舟ばし」の由来碑が建てられている。京都盆地は、たびたびの洪水であふれ、そのたびに京都の町は長く水浸しになり、橋の多くも流されていた。織田信長は、水の引かない滞在地の京都の町から舟で、洪水の中を出陣した記録が、『信長公記』にみえる。京の多数の堀川の橋も、洪水によって流され仮設の橋には浮橋も架けられたと思われるが、史上には現れてこない。

永享4年(2432)9月、第6代足利将軍義教(1394-1441)の富士遊覧の供をした、歌人堯考法印(1391-1445)は『覽富士記』³⁴に、「すのまた川は興おほかる処のさまなり。河のおもていとひろくて。海づらなどのこゝちし侍り。舟ばしはるかにつづきて。行人征馬ひまもなし。」と述べている。この時代の墨俣川には舟橋が架けられていた。堯考は僧・歌人の堯尋の息で仁和寺常光院主、後述する堯恵は堯考の弟子である。前述のように弘安2年(1279)、阿佛が東くだりのときに、墨俣舟橋を渡っているのが、鎌倉時代の墨俣川にはたびたび常設の舟橋が架けられていた。

荒木田氏経が記した『内宮氏経卿神事記』³⁵に、応仁3年(1469)の2月21日は雨のため浮橋が流され、仮橋も渡れなかったので参加できなかったことを「応仁三年二月廿一日雨、浮橋落^{かりはし}了、假橋依難渡^{かりはしむたりがたしにより}、余ハ不參^{まいらず}」と記している。この年は応仁の乱が始まって3年目にあたる。将軍・大名・武家による戦闘会議が宮廷での会議なのか、氏経が何に参加できなかったかは、管見では不明である。

京都五山相国寺の僧万里集九(1428-?)³⁶は、応仁元年(1467)に応仁の乱の戦火で京を逃れ、美濃鵜沼(現、岐阜県各務原市鵜沼)に梅花無尽蔵庵を構えた。太田資長(道灌：1457-86)に招かれ江戸に滞在していたが、道灌の上杉定正(扇谷家6代当主：1443-94)による謀殺のため、江戸を長享2年(1488)8月14日に出発し、上杉顕定(関東管領：1454-1510)の居城武蔵国鉢形城(現、埼玉県大里郡寄居町鉢形)からさらに角淵城を経て、上野国白井城(現、群馬県渋川市白井)を尋ねている。そのさいに利根川支川の吾妻川に架けられていた舟橋を、南から北へ渡っている。旅での見聞・旅情の漢文による詩文集『梅花無尽蔵』³⁷の9月28日条に、「枉路渡吾妻河、有危険橋編舟為橋日目」と危険な状態の舟橋を渡ったことを集九は記している。枉路は往路のことである。現在この箇所には、吾妻橋が架けられている。

室町時代の二条派の歌人、堯恵(1430-?)³⁸は、美濃郡上(現、岐阜県郡上市)から越後府中(現、新潟県上越市)、伊香保、武蔵国をへて相模鎌倉に至り、再び武蔵・上野国・三国峠を経て越後に入るまでの、文明18年から翌年(1486-87)の紀行を、『北国紀行』³⁸として著した。その紀行途上、文明17年(1486)に佐野の舟橋を尋ね、15世紀当時のあまりの寂れようを「十一月五日には佐野の舟橋に至りぬ。(中略)舟橋は昔の東西の岸とおぼしき間、田面遙かに平々たり。兩岸に二所の長者有りしとなり。此のあたりの老人出でて昔の跡を教ふるに、水もなく細き江の形ありて、二三尺ばかりなる石をうち渡せり。枯れたる原に見渡されて、そこと思える所なし。」と記し、次の歌を詠んでいる。長さ1mに満たない、橋台も定かでない、ただ1枚の板石をかけた板橋のみが、かつての舟橋をしのぶよすがとして残っていた。

「跡もなくむかしをつなく舟橋は たゝことのはのさの冬原」

能楽「古名佐野船橋」は、歌枕佐野の舟橋の故事にならない古作を世阿弥³⁹が改作した能であり、川を隔てて愛し合う男女の悲劇を演じたものである。『大蔵家伝之書』⁴⁰では、この佐野の渡の地は大和国三輪の名所であり、「東路の 佐野の舟橋鳥は無し 鐘こそ響け夕暮れの空」は、同名の上野の佐野にとりなして作られた歌であるとしている。この謡曲の中では、親が取りはなした二・三間の橋板から相愛の二人が落ち行くさまを、「橋を隔てて 起ち来る波の 寄り羽の橋か鶴の 行き合いの間近く なり行くまに 放せる板間を 踏み外し かつぱと落ちて 沈みけり」と語っている。寄り羽の橋および鶴と浮橋の関係については、序章 舟橋・浮橋概論「第4節.枕草子と浮橋」を参照せよ。

室町時代中期の連歌師宗長⁴¹(1448-1532)は、永正6年(1509)に鎌倉を出て下野・佐野・足利・上野・武蔵・江戸をへて鎌倉にいたる旅程を、『東路の津登』⁴²に著わしている。佐野小太郎泰綱(1482-1560)の館で連歌の会を催しているが、「その明る朝舟橋を見んとて、安星珠易など云ふ此彼打連て罷りたりし。誠に舟橋かけ渡しけん跡見えて、遙々の山もとなり。」と記し、「面かげはけふも昔しの名も知るく 聞渡り来しさのふなばし」

の歌を詠じている。宗長は現在の栃木県佐野市あたりの、このとうとうと流れる利根川支川の渡良瀬川あるいは支流の秋山川をみて、この箇所を歌枕の「佐野の舟橋」と信じていたらしい。また、「誠に舟橋かけ渡しけん跡」が見えたと記しているが、どのような跡があったのであろうか。数多く架けられていた明治浮橋の跡は、何一つ遺されていない。前述したように、当時の旧跡「さののふなはし」には、小川が流れているのみであり往古の舟橋を連想させるものは何一つ残されていなかった。

また『宗長日記』⁴⁹には、永正13年(1516)5月、今川氏親(1473-1526)率いる今川軍が、斯波軍のこもる引馬城(現、静岡県浜松市元城町)攻撃の際、五月雨で出水の天竜川に舟橋を架けた次第が、次のように記載されている。「折節洪水大うみのごとし。船橋をかけ、船数三百余艘、竹の大縄十重二十重、只陸地に似たり。」300隻の舟を連ねた舟橋は、相当に大規模なものであるが、多量の竹索を用いて舟の連結を厳重に行なったので、その上を数万の軍勢が安全にわたることが出来た。この舟橋による戦勝を祝って作られた宗長の千句の発句に「水無月はかち人ならぬ瀬々もなし」があるが、この句は舟橋を配慮して「水無月はみなかち人のわたりかな」とすべきであったと、宗長は日記に後日述懐している。竹の大縄(竹索)を多数用いて300艘もの小舟を連ねた出水期の天竜川に架けられた舟橋は、軍勢は損傷者なく安全に渡れたが、相当ひどく川波に揺れていたと考えられ、軍馬の移動にはこの舟橋は用いられなかったことが記録されている。

太田道灌が隅田川に架けた舟橋の詳細については、第4章第1節中世から近世の江戸の川と橋で延べるが、文明17年(1485)に合戦のために隅田川に舟橋を架けている。

注 第4節 鎌倉・室町時代の舟橋

(1) 鎌倉・室町時代の浮橋

- 1 以仁王(1151-1180)は、後白河天皇の第三皇子。治承4年(1180)に源頼政と謀議をはかり、諸国の源氏と大社寺に平家追討の令旨(れいし)を発したが、挙兵が発覚し平家の追討を受け以仁王と源頼政は、宇治平等院の戦いで死亡した。
- 2 令旨は、古文書の一つで、皇太子・三宮(太皇太后・皇太后・皇后)・中宮・親王の命令を伝える文書。以仁王は親王ではないので、正確には令旨では無かったが、地方の源氏や平氏に不満を抱く武将たちが各地で挙兵し、平氏没落の原因となった。
- 3 源頼政(1104-1180)は、摂津源氏源仲政の長男で従三位に叙せられたので、源三位と称せられた。以仁王を奉じた平家追討の挙兵に失敗し、治承4年5月宇治で自害した。
- 4 源頼朝は建久元年(1190)右近衛大将に任じて政所を開設したが、のち右大臣を辞職すると政所は前右大臣将軍家政所と称し、建久3年に征夷大将軍に任じると、はじめて将軍家政所の名で下文を発した。
- 5 中世の御家人は、鎌倉将軍から直接所領の安堵を受け、主従関係を持った武士。
- 6 政所下文は、歴代の将軍家が設置した政所の下文。
- 7 御成敗式目は、貞永元年(1232)8月に執権北条泰時を中心にして、承久の乱後の混乱に対処するため、一門の連署と一部の評定衆との協議により編纂・制定された51カ条よりなる宝典。室町時代に至るまでの武家の根本法。
- 8 鎌倉幕府の執権は、政所別当のうちの最高権力者を云う。北条時政以降代々北条氏が世襲。
- 9 得宗は、徳宗ともいい鎌倉幕府の北条氏惣領の家系で執権となった。初代北条時政以降、義時・泰時・時氏・経時・頼朝・時宗・貞時・高時の9代。鎌倉末期の幕府最高権力者。
- 10 『吾妻鏡(東鑑)』は鎌倉後期に、鎌倉幕府の編集になる変体漢文で書かれた日記体の史書。治承4年(1180)源頼政の平家追討の挙兵から、6代将軍宗尊親王(在職1252-66)の帰京に至る87年間の記録。
『吾妻鏡、国書刊行会編』(大観堂、1943年)
『吾妻鏡 前編、黒坂勝美、国史大系編集委員会編：新訂増補国史大系 第32巻』(吉川弘文館、1964年)
『吾妻鏡 後編、黒坂勝美、国史大系編集委員会編：新訂増補国史大系 第33巻』(吉川弘文館、1965年)
『吾妻鏡必携、関幸彦、野口実編』(吉川弘文館、2008年)
- 11 『義経記』は、源義経を主人公とする室町初期成立の8巻の物語。義経伝説の源泉。この舟橋架設の叙述を次に示す。「左殿(源頼朝：1147-1199、兵衛左殿)仰せられけるは、「江戸太郎*八箇国の大福者と聞くに、頼朝が多勢この二三日水に堰かれて渡しかねたるに、水の渡に浮橋を組んで、頼朝が勢武蔵国王子・板橋に著けよ」とぞ宣ひける。江戸

太郎承りて、「首を召さるとも争か渡す申すべき」と申す処、千葉介葛西兵衛(常胤)を招きて申しけるは、「いざや江戸太郎を助けん」とて、兩人が地行所今井・栗川・亀無・牛島と申す所より海人の釣船千艘上せて、石浜と申す所は、江戸太郎が知行所なり、折節て手こそ太日・隅田打越えて、板橋に著き給えけり。」

この舟橋は太日川(大井川)と墨田川の2箇所に架設。隅田川は石浜宿と墨田宿間に架けられていた。太日川は現在の江戸川で、太い藺か葦が生えていた歌枕でもある(江戸の橋参照)。

※ 江戸太郎重長(?-1237)は秋父重次の長男で江戸氏を名乗った。平家に属しすぐには頼朝の元には参らず、遅れて参加したので当初は頼朝の不興をかっていたが、戦功を挙げ江戸の基礎を築き江戸地名の元となった。江戸時代、その後裔は木田見氏を継ぎ、喜多見(現、東京都世田谷区喜多見)を領した。江戸太郎の大井・隅田両川の舟橋の架設については、吾妻鏡は触れていない。江戸太郎が舟橋架橋に関与していたかについては明らかでない。石浜は江戸川河口地域で当時は通商や漁業基地で賑わっていた。

『義経記、佐藤謙三著、小林弘邦訳』(平凡社、1968年)

『義経記、角川源義編：鑑賞日本古典文学、第21巻』(角川書店、1976年)

12『平家物語』は、平氏一門の興隆・栄華・没落を描いた軍記物語で、作者不詳。原本の成立は、承久年間(1219-22)と仁治年間(1240-43)との間とされる。平曲とも言われ琵琶法師によってひろく語り継がれてきた。後代の軍記・文学・音曲に影響をあたえた。

13『源平盛衰記』は作者不詳。鎌倉末期から南北朝時代にかけて成立したと言われる48巻の軍記物語。

『源平盛衰記、古谷知新校閲』(国民文庫刊行会、1910年)

14 二品は、従二位の位階をいう。品は3世紀初頭、魏が「九品官人法」により官吏を登用したことに始まる。本来我が国での品は、親王の位階で一品から四品まで定められていた。

15 雑色は、平安時代の蔵人所や撰閑家に置かれていた、下級職員。鎌倉・室町時代の武家の足軽・走衆・中間の別称。

16 六波羅亭は、故池大納言頼盛卿の旧跡(平家没官領)に建てられた新御邸。

17 重源(1121-1206)は、東大寺大勧進職。治承4年(1180)平重衡の南都焼討ちにより焼失した奈良東大寺金堂の再建に尽力し、建久6年(1195)に完成させた。

18 除書(除目)は、平安中期以降京官、下官の諸官を任命すること、およびその儀式。

19 藤原頼経(1218-1256)は九条道家の三男。源頼朝の同母妹の曾孫の血筋。嘉禄2年(1226)に第4代鎌倉将軍となり、寛元2年(1244)には将軍職を嫡男の頼嗣に譲っている。寛元4年(1244)には執権頼朝により、京都に送還され京都六波羅の若松殿にうつされた。亭実権を有しない北条氏の傀儡将軍であった。

19-2『鎌倉遺文、竹内理三編、第16巻 文永12年(1275)~健治2年(1276)』(東京堂出版、1979年)

20『源威集』は、南北朝末期の嘉慶年間(1387-89)に成立した軍記2巻。源氏の歴史を強調し、もって清和源氏の後裔足利氏の室町幕府の正当性を主張している。作者については諸説があるが、加地説では尊氏の武将佐竹師義とされている。

『源威集、加地宏江校注』(平凡社、1996年)

21『太平記』は、北条高時の失政、建武中興、南北朝時代にいたる54年間の騒乱を描いた40巻の軍記物語。幾つかの変遷を経て1371年(南朝建徳2年：北朝応安4年)ころ、小島法師(?-1374)らのもてにより大成したといわれる。

『太平記、長谷川端校註・訳；新編日本古典文学全集 54,55,56』(小学館、1994年-97年)

22『梅松論』は、鎌倉時代から南北朝時代にかけての戦記で、足利尊氏の側近が著者と推定されている。特に尊氏の活躍を中心として記述してある。

『梅松論・源威集、八代和夫、加美宏校注：新撰日本古典文庫 3』(現代思潮社、1975年)

23『明德記』は、明德の乱の顛末を記した書で作者、記述された年代とも不詳。『承久記』、『応仁記』とともにあわせて3代記と称されている室町時代の軍記物である。田中義成の著*によれば、明德の乱は、「山名氏清は十一カ国の守護を領し一族強大にして制し難く、尊氏以来動もすれば反復せしかば、義満之を忌み、機会もあらば之を除かんと図り、山名氏も安からず思い、遂に明德二年謀叛をを起せり。所謂明德の乱之なり。」と記されている。

※『足利時代史、田中義成著』(講談社、1979年)

『明德記、塙保己一[他]編：群書類従 第十八輯 所載』(群書類従刊行会、1954年)

- 24 『十六夜日記』は、1280 年ごろ成立の鎌倉時代の代表的な日記体による女性紀行文学。著者の阿仏(阿仏尼)は、安嘉門院に使えた歌人で四条とも称したが、藤原定家の子、歌人藤原為家(1198-1275)に嫁した。夫為家の没後、領地遺産相続をめぐる訴訟の為、京都を出て鎌倉に下った。その道中と前後のいきさつとを、和歌を交えた日記に著した。この木曾川墨俣宿での舟橋記述は、女性が具体的に舟橋をわたった初めての記述であろう。墨俣は、岐阜県南西部の木曾川・長良川・揖斐川の合流点。洲俣・須俣・洲股とも呼ばれ、古来、交通・軍事上の要衝で、近世以降は美濃路の宿場町として栄えた。江戸時代にも将軍や朝鮮通信使のために、この地には、幾度となく舟橋が架けられてきた。阿仏の歌の‘身の’は、美濃の掛詞である。為家の子孫は冷泉家になる。
- 25 『為相百首』は、冷泉為相(1263-1328)の歌集。為相は冷泉家の祖。
『中世和歌集 3、井上宗雄校注・訳：新編日本古典文学全集 49』(小学館、2000 年)
- 26 『海道記、東関紀行：中世日記紀行集 新日本古典文学大系 51』(岩波書店、1990 年)
- 27 『夫木抄』は、夫木和歌抄 36 巻の略称で夫木集とも言われる、延慶 3 年(1310 年)頃成立した私選類題和歌集である。万葉集以後の歌集・私選集・歌合・百集からもれていた歌 17350 余りの歌を、四季・雑に分類し編集した歌集。
- 28 『和漢三才図会』は、大坂の医師寺島良安(生没年未詳)が、1712 年頃著した 105 巻の百科事典。中国明時代の王圻の『三才図会』にならい和漢の事物を集大成したもの。
- 29 一編上人(1239-89)は、鎌倉中期の人で時宗の開祖。諸国を遊行したので遊行上人とも言われる。上人の一生を描いた絵巻が一遍上人絵伝であり、法眼円伊の絵で 1299 年完成した四十八段(12 巻)が、東京国立博物館、京都歙喜光寺、神奈川清浄光寺に所蔵されている。
- 30 『とはずがたり』は、二条が著した 1271 年から 1306 年までの全 5 巻の日記。1-3 巻は、二条の御深草院や宮廷における数人の頭官との愛欲生活を、当時の女性としては大胆・率直に記述し、4・5 巻は出家した尼の放浪の旅に関するの異色の記録文学である。この日記には、旅の手段や風景などの記述は殆ど見られないが、宮中の年中行事や貴族階級の風俗に関する資料は豊富である。
- 31 劔阿は、考案 8 年(1285)浅草寺を参詣し、漢詩を詠んだことが、同じく『金沢文庫文書 仏事編』に記録されている。
『新埼玉県史資料編 5 中世 1 古文書 1』(埼玉県、1982 年)
「正中元年 220 関東御教書(金沢文庫文書)」
- 32 『京町鑑、葦田鈍永撰：新修京都叢書第 3 巻、』(臨川書店、1994 年)
- 33 泉殿は、平安時代には泉のほとりに建てられた邸宅や殿舎の一郭を泉殿と称していた。鎌倉・室町時代には、宮廷貴族や将軍・武家大名の邸宅(一般には書院造りで寝殿造りの流れを受けている)の池の上に突き出して建てられた建築を言うようになった。室町幕府 8 代将軍足利義政(1435-90)は、文明 14 年(1482)から延徳 2 年(1490)にかけて洛北東山の地に、常御所・会所・泉殿・持仏堂(東求堂)・観音殿(銀閣)などで構成された東山殿を築いた。義政の死後は慈照寺と改められているが、東求堂と観音殿のみが現存している。
- 34 『覽富士記、堯考法印著、稲田利徳校注・訳：新編日本古典文学全集 48』(小学館、1994 年)
- 35 『内宮氏経卿神事日次記(氏経神事記)』は、全文は『続々群書類従』^{※1}に収録され、『古事類苑』^{※2}の「地部三」に船橋の項が抄録されている。伊勢神宮内宮の禰宜を務めていた家系の、従四位上荒木田氏経の神事奉仕を中心とした、33 歳の永享 6 年(1434)から 85 歳の文明 18 年(1486)にいたる日記であるが、記録内容は神事のみでなく、関係の深かった北畠氏との関連のことなど、当時の将軍足利義勝・義成・(義正)・義尚時代の激動期の社会動向をも知ることができる。舟橋については、「応仁三年(1469)二月廿一日雨、浮橋落了、假橋依難渡、予ハ不参」とあるが、何処に何の目的で架けられていたのかは不詳である。『続々群書類従第 1 巻 神祇部第 1-8』には、応仁 2 年 9 月の条に、公方様若君様の御教書の以来により、「兵革急速静謐事公武御祈折丹誠問事」のために一万度御祓大麻進を行っている。この公方親子の氏名は定かにされていないが、8 代足利将軍義政(1436-90、在位：1449-73)でないとすれば、弟の堀越公方(1457-91)の可能性がある。
※1 『内宮氏経卿日次記、図書刊行会編：群書類従第 1 巻』(群書類従完成会、1897 年)
※2 『内宮氏経卿日次記、神宮司庁編：古事類苑第 4 地部 3』(吉川弘文館、1967 年)
- 36 万里集九(1428-?)は、近江国生まれの臨済宗禅僧・歌人。詩文集『梅花無尽蔵』は自らの作品を年代順に編集し、

注を加えたもの。

37『梅花無尽蔵 第1巻—第4巻、万里集九著、市木武雄校』(続群書類従完成会、1993年—98年)

『梅花無尽蔵、塙保己一[他]編、万里集九著：群書類従 第18輯』(群書類従刊行会、1954年)

38『北国紀行、堯恵著、福田秀一ほか校注：新日本古典文学大系 51』(岩波書店、1990年)

39 世阿弥(観世三郎元清：1363—1443)は、室町時代の能役者・能作者で観世流創設者観阿弥の長男。

40『大蔵家伝之書 古本能狂言 第5巻』(臨川書店、1976年)

41 宗長(48—1532)は、駿河国島田生まれの連歌師。飯尾宗祇そうぎの高弟で今川氏に仕えた。句集『壁草』、日記『宗長日記』などがある。『宗長日記、島津忠夫校注』(岩波文庫、1994)は、『宗長手記上・下』および『宗長日記』からなるが、舟橋のくだりは、手記上の冒頭の大永2年(1522)の条に、永正12年(1514)の尾張守護斯波義達の軍勢、大河内備中守(浜松領主吉良氏の代官)の配下や浪人らが立てこもる、引馬城(浜松市)に対する今川氏親(1473—1526)の攻撃の際の、朝比奈一族の武勲の懐古文『朝比奈氏戦忠の次第 1—7』の6に記載されている。なお、氏親の三男の今川義元は、桶狭間で織田信長に滅ぼされた。

42『東路のつと、柴屋軒宗長著、岸上質軒校；続帝国文庫第24編』(博文館、1900年)

43『宗長日記、宗長著、島津忠夫校註』(岩波書店、1975年)

(2) 戦国武将たちの架けた舟橋 ——戦略・戦術と政策——

我が国の戦国時代は、室町時代(1336—1573)のうち、応仁の乱(1467—77)開始時から、織田信長が將軍足利義昭(1537—97)を追放(1573)するまでの期間を言う。この項で記述する戦国時代には、徳川家康が江戸に幕府を開く慶長8年(1603)までの、安土・桃山時代(1573—1603)を包含している。

戦国武将は、兵員の渡河と兵站線確保のため各所の河川に舟橋を架けている。そのうちの幾つかは恒常的な橋であり、橋賃が徴収される場合があったが、侵攻・撤収の際には解体・撤去される純軍事施設であった。そのうちで、16世紀初頭の戦国中期から、大河の多い関東平野で戦線を展開していた、後北条氏の架けた軍用舟橋の記録が特に際立っている。

細川宗十郎(曾十郎)は、14世紀後半から15世紀初め越中守と称していた越中細川氏出自とされる武将で、仏生寺(現、富山県中新川郡舟橋村仏生寺)に居城を構え、所領の越中神通川に舟橋を架けていたといわれる。一説にはこの細川氏は、斯波武衛吉義廉の6家老の一人が越中に下り治めていた者ともいわれ、また武田信玄もしくは織田信長の武将の佐々成政に滅ぼされた伝えられているが、詳細は不明である。平成12年(0)の城跡発掘調査報告書では、城の規模は東西120mで二重の堀を有し、15世紀から16世紀初めまでの約100年間存続していたことが確認されている。仏生寺の北方に隣接している舟橋は、白岩川に面しており神通川の舟橋とは関係ないと考察される。

福井市和田中町舟橋町舟橋は旧名を舟橋村といい、かつてこの箇所に舟橋が架けられていたとされている。加賀藩の史家富田景周とみだが著わした越後・能登・加賀3国の地理・歴史書『越登賀三州志』¹には、南北朝時代の建武2年(1335)に、舟橋がこの地に架けられていたと記されている。15世紀末、朝倉氏²時代前期の文献と考えられている『西野家文書』に、「高木ふな橋の用船事に付て」³の記録があり、この舟橋は当時高木郷(現、福井市高木町および舟橋町)の九頭竜川に架けられていたと考えられている。越前国慶長国絵図⁴には、福井城北方の九頭竜川の右岸、吉田郡「舟橋渡の村」の箇所に舟橋が描かれている。この舟橋は、前記の高木舟橋と同一であると判断される。戦国末期もしくは江戸初期には、高木郡は消滅し吉田郡に変わっている。

北条早雲⁵が基盤を築いた北条氏は、伊豆平定後の明応4年(1495)に小田原城を占領し、2代氏綱(1489—1541)、3代氏康(1515—71)、4代氏政(1538—90)の95年間関東に覇を称え、5代氏直(1562—92)のとき、豊臣秀吉に滅ぼされた。北条氏は、関東平野の河川、利根川・入間川(荒川)・隅田川・相模川など各所に舟橋を架けている。

永禄10年(1567)12月(極月)付け、上杉謙信(1530—1578)の『書状写』⁶には、北条氏政が佐野(現、群馬県佐野市)へ進攻のとき、利根川の赤岩(現、群馬県邑楽郡千代田町赤岩)の地に舟橋を懸けたが、謙信が応援に駆けつけた時には、氏政は舟橋を切り落として退いたことが記されている。また、同13年1月14日の北条家朱印状に、長尾顕長は赤岩と酒巻(現、埼玉県行田市酒巻)間の舟橋管理を命ぜられ、この橋は北条氏直の印判を所持しない

ものの通行を禁じていた⁷。

武功記『越後軍記』⁸巻九に、上杉政虎(謙信、長尾景虎：1530-78)の永禄3年(1560)関東出兵に際しての武州松山城(現、埼玉県比企郡吉見町)後詰のとき、「利根川二本木の船橋を渡り、橋の綱を悉く斬流して渡りを断し」とある。これは1561年、小田原攻めに失敗した謙信が追いつがる北条勢をようやく振り切って、厩橋(前橋)城に退却した時の話である。セミラミス女王の伝説故事と軌を一にしている、というより「切り離し」は舟橋が具備する軍事上の重要な属性の一つである。謙信は、「孫子の兵法」を深く信奉していたので、これに学んだのかもしれないし、この時代の舟橋は戦時に架けられる、軍事的にはありふれた橋でもあったのであろう。これら軍記での舟橋の描写は、簡略なものがおおく、その規模・構造・構法などを推し量ることは不可能である。この越後軍記舟橋の架けられていたとされる場所は、現在の地図上の地名および地勢から判断すると、軍記にいう利根川ではなく松山城近くの荒川・入間川かその支流の市ノ川が適切であろう。しかし、この天正2年(1547)とされる、松山城地区における北条軍と謙信軍との戦闘の史実は定かでない。

北条氏康は永禄12年(1569)当時、富士川の渡舟の管理を行っていた今川氏の旧家臣矢部氏に命じて、富士川の本瀬に持ち舟の高瀬舟を集結させ舟橋を架けさせた記録⁹がある。富士川の舟橋は、永禄年間から天正年間にかけての多数の北条家朱印状からは、軍事行動に備えて常時舟橋架橋施設の管理がなされていたと判断される。

北条氏の永禄・天正時代(1558-90)の関東平野の攻略に際し、北条氏政は永禄10年(1567)佐野城攻めのときに、利根川の右岸酒巻(現、埼玉県行田市酒巻)と左岸赤岩(現、群馬県千代田町赤岩)との間に舟橋を架けた。この時期の鎌倉街道(上道のみち)の渡しは、上流の長井の渡(後の古戸渡)が廃されており赤岩に移動していた。このとき架けた舟橋は先に述べたように上杉謙信の反撃で撤収されたが、謙信が亡くなっていた天正12年・13年(1584・85年)には、氏政により再度架けられていた史料¹⁰が残されている。天正12年1月、氏政がこの赤岩・酒巻間の舟橋の処置に関する書状には、「川北其方領分赤岩・さかまき船越、河東在陣之間者、堅可被停止候、船橋一ヶ所申付候間、早々奉行を被指越、在陣中者、船を引上而可被置候、仍如件」があり、舟渡場を堅守しさらに非常時には舟を陸上に上げる配慮すべきことを、安房守長井新五郎に指示している。利根川の北側は、長井氏の領分であった。

関宿(現、茨城県野田市関宿三軒町)は、利根川はじめ多くの河川が合流する古くからの戦略拠点および河川交通の要衝であり、長禄元年(1457)に古河公方足利成氏(1438?-97)の臣築田成助(?-1512)が初めてここに城を築いた。天正5年(1577)の第2次関宿合戦の指揮は、下野・常陸・下総方面総指揮官の北条氏照(氏康の子、氏政の弟(?-1590))が行った。氏照の同年7月1日付け文書¹¹には、関宿の網代宿・台宿の町人衆に対して山王山砦(現、茨城県猿島郡五霞町山王山)の南構えの小堀に舟橋架設を命じている。網代宿は中世関宿の江戸町(現、千葉県野田市関宿江戸町)から利根川右岸の西関宿(現、埼玉県幸手市)¹²に比定されている。台宿町は現在利根川左岸の千葉県取手市台宿と群馬県館林市台宿の地名がある。

北条氏の下総侵攻の際、武蔵国境の隅田川河口付近には度々舟橋が架けられた。北条氏が隅田川に架けた浅草舟橋・葛西舟橋架橋に関する、以下に示すやや具体的な史料¹³が、永禄7年(1564)に記録されている。

- 一、諸軍勢取越候者、則船橋を切、以夜継日浅草へ廻、毎度乃船橋庭ニ、可掛乃候、自上総乃注進次第、可為出馬間、無油断可掛渡旨、可被申付事
- 一、葛西乃船橋、如毎度可被申付事
- 一、其方をハ、甲山乃陣より先可遣間、於江支度尤候、上総表乃儀候間、此度者無足乃者迄召連、先乃儀可被走廻事

(禄寿應穩伝)

三月 四日

遠山右衛門太夫殿

入間川か隅田川上流に架けた舟橋を撤去して、これらの構築材料を急いで浅草のいつもの箇所に戻し、舟橋の組立てを行い葛西舟橋も通例のように架ける事を江戸城代遠山右衛門太夫¹⁴に命じている。これらの舟橋は、永禄7年(1564)正月に行われた里見義弘との下総国府台合戦(国府台後度の役)¹⁵・¹⁶・¹⁷・¹⁸出陣のために、氏康が

命じたものである。なお、禄寿應穩は、早雲が用いていた印の文字で、北条家当主の書状印に用いられていた。天正3年(1575)には、北条氏が選挙した利根川関宿に舟橋を架けている。

氏政が墨田川舟橋の架設に用いた敷舟・大縄・竹・簀子・筵・菰類の提供を、領内に命じている多数の北条家印判状(写)¹⁹の記録が残されている。

中世後期の鎌倉街道の利根川や荒川などの渡地点には、『梅花無尽蔵』^{既出}の記述の舟橋のように時には軍事目的のみではない、一般通行にも用いられる常設有料舟橋が設けられていたと考えられる。軍事侵攻の舟橋では一般民の通行は、禁止されていた。天正13年(1585)正月14日氏政の「北条家朱印状」²⁰では、領内統制のため領民は勝手に利根川を舟で渡ることを禁止し、特定の渡場・舟橋のみを渡ることを定めている。江戸時代には、この政策の延長として伝馬・宿場制度とともに、交通の要所には関所・番所を設け、人や貨物の移動を厳重に制御し課税する政策が、採用されるようになっていった。渡場の設置・廃止・移設は公私を問わずすべて幕藩の管理下で行われ、違反するものは厳罰に処せられていた。

酒匂川・六郷川・隅田川・中川・利根川・渡良瀬川・荒川などの中世東国では一般の通行用に、木橋が架けられていることはほとんどなかった。架けられていても、洪水のたびに流失していた記録が多数残されている。舟渡および浅瀬での渡渉が主な中世での徒渉手段であり、時として簡単に取り外しのできる板橋・土橋・柴橋・丸太(木)橋²¹の類が、冬から春にかけての減水期に使用されるのが常であった。関東平野では、本格的な板橋・桁橋が主要な街道筋に架けられることは無く、軍事作戦や領主の通行の際、臨時の舟橋が架けられるのが通常であった。小川には、板橋・土橋・丸木橋中世・近世から昭和に至るまで架けられていた。これらの諸橋は洪水のたびに流失し、その復旧には時日を要したので、出水期の川の横断には難渋していた。

木下藤吉郎(1537-98)は、永禄7年(1564)の織田信長の美濃攻めの時、木曾川の松倉から対岸の各務ヶ原^{かがみ がはら}の間に舟橋を架け、軍勢3000人を渡したと伝えられている。また犬山城攻めの際にも木曾川に舟橋を渡している記録があるが、藤吉郎は地元の濃尾平野河川の各所に舟橋を架けていたらしい。おそらく、丸太筏も用いていたであろうが、戦記類にはその構造に関する記述は見当たらない。

『信長公記』²²によると織田信長(1534-82)は、浅井・朝倉連合軍との戦いに際し、丹羽長秀(1535-85)年)を奉行に命じ、元亀元年(1570)11月16日、勢田(滋賀県大津市瀬田)の瀬田川に舟橋を架けさせた。この舟橋の連結に頑丈な鉄の綱を用いたと記載されているが、当時にはワイヤロープの製造技術は存在していないので、鉄綱は鉄鎖のことであったと判断される。古来中国では、鉄鎖のことを鉄綱とも称していた。信長は、天正2年(1574)12月、配下の4名の普請奉行(坂井文介・高野藤蔵・篠岡八右衛門・山口太郎兵衛)に、領内の道路交通網の整備を命じた。入江や川に橋や舟橋を架け、幹線道路の幅員を3間半(約6.3m)に広げ、悪路の修理を行いさらに松と柳を道端に植え、樹木と道路の管理は住民が行なうことを定めた。これらの整備された領内交通網は、軍勢を渡すためのものだけではなく、領民・旅行者の便宜のために役立てた。信長は、翌年7月12日には、幅員4間(約7.3m)、長さ180間余り(327m以上)の本格的な瀬田橋の建造を命じ、同年10月12日直接現地におもむき、橋の完成の見分を行っている。天正6年(1578)3月、信長の武将柴田勝家は、九頭竜川に長さ120間(約216m)の舟橋を架けさせている。九頭竜川舟橋については、第3章「第1節.江戸三大舟橋(1)越前九頭竜川の舟橋」を参照のこと。

徳川家康(1542-1616)は、織田信長の武田勝頼(1546-82)との戦(1582年3月武頼自殺)に従事した。信長は戦勝後の4月10日に古府中(現、山梨県甲府市古府中)を発し、左右口^{うばぐち}(現、山梨県甲府市左右口町)より富士山北麓を経て東海道経由して、家康の領地の駿河・遠江・三河国を通過し安土城に帰還している。天正10年(1852)4月16日に、天竜川に舟橋を架けているが、『信長公記』には次のように示されている。

「国中の人数をもつて、大綱数百筋を引はへて、舟数を寄せられ、御馬を渡さるべきためなれば、おびただしく丈夫に、ことに結構に懸けらりたり。川の面の前後に堅く番を据えおき、奉行の人びと粉骨申すばかりなし」と記されている。このように、天竜川の舟橋は当時としては、最大限に豪華で安全に構築されていた。後述する江戸時代の贅を尽くした「御用船橋」の原型になっていると判断される。

さらに4月18日には豊川の吉田橋を渡り「正(生)田の町より大比良川^{おおひら}こさせられ、岡崎城の腰むつ田川・矢はぎ川には、是又、造作にて橋を懸けさせ、かち人渡し申され、御馬共は乗りこさせられ、矢はぎ宿を打過ぎて、池鯉鮒に至つて御泊り。」の記述が見える。大平川・むつ田川・矢作川には、信長のために板橋か舟橋が新しく架

けられていたと判断される。なお、むつ田川は信長公記では、岡崎城腰とあるので現在の伊賀川に比定される。家康は酒井忠次(1527-96)以下の兵員の聡動員を行い、信長に対しての過剰なまでの厳重な警護と饗応とを行っている。おそらく他の川にも橋・舟橋を架けていたと推測されるが、史料には残されていない。信長は、その3ヶ月後の6月、京都の本能寺において横死を遂げた。

天正10年(1582)に羽柴秀吉が、信長の命による中国毛利氏の攻略を行った際、備中高松城(現、岡山市北区高松)に立てこもる毛利の家臣清水宗治(?-1582)は、秀吉の水攻めに対抗して南手口の足守川に防御用の長さ64mの舟橋を作り、城内から出沒して巧妙な防戦を行い秀吉の軍勢を悩ませた。現在、その旧跡と目される場所に架けられている小さな橋の袂の史籍舟橋の榜札には、この時の舟橋の由来が記されている。【史料調査のこと】

天正18年(1590)の豊臣秀吉の小田原攻めに際して、徳川家康は秀吉麾下の大軍を無事渡河させるために、天竜川・富士川などに舟橋を架けている。作事や普請などで数々の武勲を挙げていた、家臣の松平家忠(1555-1600)に富士川舟橋の架橋を命じていた。その日記『家忠日記』²³の同年2月16日の條には、「御茶屋之木取候、舟橋の竹すもあみ候、菅沼織部、西郷弾正ふる舞候、」が見え、翌日から連日雨の日も舟橋普請をおこない、21日には「舟橋出来候」の記述が見える。同時に家康は家忠に、豊臣秀吉が休憩のための茶屋建築を命じており、16日に建築用材の加工「木取」を始めている。舟橋を完成させた翌日22日から茶屋普請を開始し、2月26日条には「御茶屋普請出来候」が記録されている。御茶屋の組立・完工に要した日数は、短期間の4日のみである。

舟橋工事着工日が詳らかでないので舟橋施工期間は判断できないし、また浮橋の本数も確認出来ない。東海道を東進した秀吉旗下の軍勢総数は17万人と称されているので、常識的には複数の浮橋が架けられていたと思われる。松平家忠を主人公とする半村良(1933-2002)の時代小説『江戸打入り』²⁴には、家忠は富士川に2本の舟橋を2本架けたと描写がなされており、また新造した大型の四爪碇も係留用に用いている。

正18年3月1日に京を出陣した秀吉は3万2千の麾下将兵とともに、3月19日駿府に着陣しすでに1月前には完成していた富士川舟橋を、3月27日に渡って駿河三枚橋城(現、静岡県沼津市大手町)に到着している。家忠が富士川河畔の御茶屋で茶を点てたのはである。家康の先陣は2月7日に箱根に出発し、本隊2万も2月10日には出発し、富士川は渡舟で渡っていると判断される。これらの点を考慮すると、富士川舟橋は1本でも十分であったと考えられる。豊臣秀吉は、京・沼津間の約750kmの道程を、27日間かけて行軍しているので1日行程は、単純日割り計算では7里(28km)であり、後述する関ヶ原役での江戸・清洲間の家康軍の1日行程とほぼ同じであり、小山から江戸までの撤収は急速であった。豊臣秀吉は朝鮮出兵に際し、肥前名護屋(現、佐賀県唐津市鎮西町名護屋)に本営を築いた。文禄元年(1592)に完成した名護屋城に向う途上の秀吉一行が、有明海に注ぐ嘉瀬川上流の川上川の氾濫により、尼寺宿(現、佐賀市大和町尼寺)に足止めされたとき、鍋島直茂(鍋島藩祖：1538-1618)は急遽舟橋を造って秀吉らを渡河させた。その跡地の現在の和町尼寺西方には、名護屋橋が架けられている。

『寛政重修諸家譜』²⁵には、のちの関東郡代伊奈忠次(1550-1610)が秀吉の小田原攻めの際して家康の命により、駿河・遠江・三河の三国の街道および「天竜川舟梁」の普請を奉行したと記述されている。3月31日には、忠次は増水した吉田川を押渡ろうとした秀吉に、大軍には渡河中の事故があつてはならないと苦言を述べ、3日後水が引いてから舟梁を架け数万の軍勢を無事渡している。秀吉は「我久しく三遠(三河・遠江)に名士多しときく、今忠次に於いてこれを見ると。」と激賞したことを寛政重修諸家譜は記載している。これら記録の内容から、伊奈忠次は松平家忠の上司にあつたと判断される。

天正18年(1585)、豊臣秀吉の命で関八州に転封させられた徳川家康は、積極的に領地の検分を行い、川の付け替え、運河および堰の改修と新設および新田開発などを行うため各地の巡検・巡視を行い、さらには鷹狩などを行い、その際各所の河川に臨時舟橋や木橋を架けさせて渡っているが、庶民(農民・町民)のための橋は江戸市中の小規模橋梁を除いては、架けられることはすくなかった。將軍鷹狩の臨時舟橋の由来として、石神井川に御成橋と鷹ノ道(現、東京都練馬区石神井)とが現在も残されている。11節中世から近世の江戸の川と橋を参照せよ。

戦国武将の蒲生氏郷(1556-1595)は、天正20年(1592)豊臣秀吉の朝鮮出兵に参加するため、所領の会津から上野・信濃・木曾路をへて京に赴く際の旅程を『紀行』²⁶に著している。氏郷は上野歌枕の佐野の里で、万葉集の故事をきき次の歌を詠んでいる。

「是やこの佐野の舟ばし渡るにぞ いにしへ人の事あわれなる」

慶長 5 年(1600)4 月、徳川家康は会津領主上杉景勝(1555-1623)に対して、白石城の改築、城・道路・橋普請など戦調準備などの叛意「非違八カ条」についての陳謝のため、早急に上洛することを促した。執政の直江兼統(1560-1619)は、田舎武士が道具(武器)を所有するのは、上方武士が茶道具を揃えるのと同様の嗜みであり、また越後においても領民の為に路普請を行い、舟橋を架けるのは領主として当たり前のことであること、讒訴行った者の究明など家康宛の、論駁を 15ヶ条あまりの書状にしたためた、いわゆる「直江状」²⁷ を家康に送り付けた。家康にとっては、上杉軍の移動を円滑にするものとして、舟橋建設・道路の整備を重大な軍備と認めそれらの建設を糾弾し、上杉景勝の上洛を強制していた。

『徳川実記』²⁸によると徳川家康は、慶長 5 年 7 月の会津上杉景勝の攻略に際し、利根川の古河渡に架けた舟橋で渡って会津へ向かっている。古河渡²⁹ は古くからの奥州街道が利根川を横断する古河乃渡で江戸時代の房川渡の上流、中渡(現、埼玉県北埼玉郡大利根町中渡)の近傍と判断される。

家康は石田三成挙兵の知らせを受け下野小山(現、栃木県小山市)で、参軍の譜代・外様の諸大名を集めて「小山評定」を行い、三成討伐のため引き返すことを決めたが、利根川の舟橋が流出していたため 8 月 4 日の早朝に思川の左岸乙女河岸(現、栃木県小山市乙女)から乗船して、思川・渡良瀬川・利根川を下り西葛西(現、東京都葛飾区付近)に 6 日に上陸し江戸に帰っている。夜間の川下りは危険で行わなかった判断されるので、実質の行程は 2 日間の 32 時間程度の実働時間を要したと推定される。また、江戸え向かう 3 万人余りの軍勢を川下りのみで輸送するには、20 人乗り舟をもちいても 1,500 艘以上が必要となり、そのほか数千頭の乗馬・荷役馬の川下りには、多数の大型の馬舟が必要とされる。

上杉軍が一举に徳川軍を追撃することが可能であれば、勝機はあったと判断される。しかし、上杉軍の背後を窺う最上軍・佐竹軍の侵入も必然であり、上杉景勝は直江兼継の家康追撃策を断念した。しかし、家康の侍医坂坂ト齋が著した『慶長年中ト齋記』³⁰ には、小山から江戸え向かった家康は、利根川古河の渡しに架けられ往路で用いていた舟橋を渡ったが、上杉景勝(1556-1623)の追撃を恐れていた家康は全部の部隊の渡河が終了する前に、この舟橋を切断したために左岸にのこされた後続の将兵は、小舟を駆集めて利根川を渡らねばならなかった。ト齋覚書には「迷惑限りなし」と大いに難儀したことが記されている。家康は 8 月 4 日に小山を出発し翌 5 日に江戸へ帰着している。

ト齋覚書には記憶違いによる誤謬や、転記の際の誤写が多いとされている。家康が撤収途上の軍隊を置き去りにして、古河の今の房川渡付近に架けられていた軍事用舟橋を解体したことは当然にありうることであり、徳川実記の記録に残されていないことも納得できる。ノモンハン戦争のときハルハ川を越えて侵入した日本軍(関東軍)司令部は、追撃するジュウコフ中將率いるソ連・外蒙古軍の追撃を避けるために、多数の兵士を対岸に残したまま舟橋を爆破した。退却のすべのない兵士たちはソ連機甲軍団により無残に殺され、あるいはハルハ川に追い落とされて溺死したが、日本陸軍史には爆破を命じた幕僚が賞賛され、無残な斃死の多量溺死に関する記録は一つ行なわれていない。日本軍では退却・敗退のことを、公式には転進と称していた。

いずれにせよ徳川軍の 3 万 5 千人の軍勢と輜重などの支援部隊が、陸路のみで急速に撤収することは困難であり、川路を併用して江戸へ行軍したと判断される。なお、直接中仙道経由で西へ向かった旧豊臣麾下の外様大名が大多数を占め、この軍勢は利根川を渡り西進したと判断される。小山・江戸間の距離は日光道中の里程標からは約 40 里(80km)と算定されるので、家康の平均 1 日行程は 40km 程度と判断される。家康は西軍(三成軍)との決戦に 9 月 1 日卯ノ刻(午前 6 時)に軍勢 3 万人を率いて江戸城を出陣し、11 日に前線基地の清洲城に到着している。この 11 日間約 400km の平均 1 日行程は、約 33km に算定される。なお、2 代将軍秀忠は慶長 19 年(1614)の大坂冬の陣の際、江戸を 10 月 23 日出発し 11 月 1 日には岡崎に到着しているが、1 日行程 41km を超える強行軍で、殆どの将兵が疲労困憊で落伍し、このため秀忠は大御所家康から大叱声をうけている。

慶長 14 年 8 月 21 日、清洲城を發した東軍の岐阜攻城軍は二手に分かれ、池田輝政(1564-1613)麾下の先方の一隊 1 万 8 千人は、木曾川の河田渡(現、愛知県一宮市河田)を渡り、福島正則(1561-1624)の部隊が先方となる一隊(人数不明)は、下流の尾越(起)渡(現、愛知県一宮市起)を渡り、西軍岐阜城主の織田秀信(三法師; 1580-1605)軍の防御を排して、岐阜城を陥落させている。ただし『慶長五年岐阜落城軍記』³¹ には、福島隊は起渡の木曾川

の水勢が強く、足場も悪かったためやや下流のかつては加賀野井城があった加賀野井(現、岐阜県羽島市中町加賀野井)付近で、筏を用いて渡河しその北の竹ヶ鼻城を攻め落としていたとしている。この岐阜合戦では舟橋は架けられていない。

9月1日、家康は約1ヶ月の滞在ののちに3万の軍を率いて江戸を出陣し、2日藤沢、3日小田原、4日三島、5日清美寺、6日島田、7日中泉、8日白須賀、9日岡崎、10日宮、11日には清洲に到着している。江戸から宮までの距離340kmの間を10日で行軍しているので、1日あたりの平均距離は34kmに算定される。江戸から宮宿間の東海道には、多摩川・酒匂川・富士川・天竜川などの大河渡があり、これらの兵馬・武器・糧秣の渡河輸送には浮橋が準備されていたのであろう。これらの架橋計画は秘密裏に行われ架橋は迅速に行われたと推定される。なお、ローマ軍団の1日平均の標準行軍距離は20km程度である。この場合のローマ軍団は移動式の浮橋材料と鍛冶道具一式を装備していた。

9月14日の関が原の合戦に際し徳川家康は、同日の深夜に本軍3万2千余のうち手兵3千人を率いて、岐阜城を発し中山道を通って西進し関が原におもむく際、長良川に鵜飼舟30艘余りを用いて架けられた舟橋を渡っている。東軍の支配下にあった木曾川も当然架けられていた舟橋を渡っていたはずであるが記録はない。また三成はすでに大垣城を撤収していたので、揖斐川にも舟橋は架けられていたであろう。家康および本隊の3千人は、関ヶ原を挟んで西軍主力が陣取る天満山に対峙する桃配山(ももくぼりやま)を本陣とした。慶長5年9月15日早暁、関ヶ原の決戦の火蓋がさられた。小山評定から関ヶ原合戦にいたる家康の行動は、大学頭林述斎³²が監修した江戸幕府の官撰史書『朝野旧聞哀藁』³³やその他の軍記³⁴に記述されている。

鵜飼舟は、中世・近世に長良川・木曾川の中・上流部で用いられていた7石-30石積の中・小型の荷舟を云う。鵜飼・漁猟にも用いられていたため、この名が通称となっていた。鵜飼舟については、本章第8章8・1「2.日本の舟橋・浮橋の浮体構造」を参照せよ。

宮崎平野(宮崎県中央部)を北上する布良街道が石崎川を横断する地点には、現在「有喜橋」が架かっている。この日向の地は古来交通の要衝で、幾多の戦争が行われた古戦場である。戦いのたびに武士たちは丸太を組んだ筏を連ねた浮橋で押し渡り、撤退・防御の際にはこれはずしてはいた。関ヶ原の戦(1600)で東軍に組した日向飢肥(現、宮崎県日南市飢肥)の城主伊東氏が、清武(現、宮崎県宮崎郡清武町)城主稲津重政(?-1602)に命じて、関ヶ原に出陣した島津豊久(?-1600)の佐土原城を攻めさせた際、引き際に島津氏の兵に浮橋を外され大敗を喫したという³⁵。石崎川の流れが筏の浮橋に当たる音から、当時のこの浮橋は、びたびた橋(漫々橋)と呼ばれていたという。現在宮崎市佐土原町下那珂町には浮橋の字名が残されている。

慶長19年(1614)の大坂冬の陣の合戦を記した佐久間常関の『佐久間軍記/大阪乱』³⁶には、11月25日徳川家康と將軍秀忠は天王寺に出陣した。蜂須賀阿波守、浅野但馬守および石川主殿頭は、

注 第2章 第4節 (2) 戦国武将たちの架けた舟橋 一戦略・戦術と政略一

1『越登賀三州志、富田景周著、重訂 日置謙校』(石川県図書館協会、1973年)

2 朝倉氏は、本名は日下部氏で平安末期から但馬国朝倉に住み朝倉を称してきた。朝倉広景は、南北朝時代以降、越前に居を構え斯波氏の被官となる。孝景(1428-1548)のとき、斯波氏の内紛に乗じて越前国を乗っ取り、一乗谷に本拠を構えていたが、1573年に義景(1533-73)が信長と戦って敗れ滅亡した。

3『歴史地理大系 第18巻 福井県の地名』(平凡社、1981年)

4『江戸幕府撰慶長国絵図集成、川村博忠編』(柏書房、2004年)

5 小田原北条氏(後北条氏)は北条早雲(伊勢新九郎盛時：?-1519)を創始者とし、氏綱・氏康・氏政・氏直の5代100年間に渡り駿河・相模・武蔵・下総・上総・甲斐の6カ国で戦闘を繰り返した。

6『群馬県史 資料編5.中世1 古文書記録*/2404、群馬県史編さん委員会編』(群馬県、1978年)

※以後、群馬県史の中世古文書資料の引用文献は、「群馬古文書資料/3353」のように記す。

7 鈴木幸八史氏所有文書「北条家朱印状」、「長尾顕長判物」【平凡社『日本歴史地名大系 10 群馬県の地名』による】。

8『越後軍記』は、『北越軍記』とともに、江戸時代の米澤藩おおかえ軍学者、宇佐美定祐の著作であり、その内容のすべては、史実に即して書かれていないとされている。軍記にでてくる長尾景虎(上杉謙信)の不世出の軍師宇佐美定行は、宇

佐美定祐が創作した架空人物である。しかし、謙信による舟橋の利用とその切断の物語は、架空のものかどうかは即断できないが、謙信が舟橋を各所に架けた史実は残されている。

『越後軍記・昔日北花録・浅井物語・浅井日記、黒川真道編』(国史研究会、1915年)

9 『静岡県史 資料編 5,8,7 中世 1,2,3』(静岡県、1989—96年)

永禄11年(1568)5月1日の北条家朱印状に、「富士川舟橋道具以下、不破失様ニ可拵置」とある。

10 『群馬古文書資料/3353：群馬県立文書館収蔵』

11 『鷺宮町史 史料3 中世、』(鷺宮町、1982年)

「下総旧事」

12 『中世関宿城下とその機能—網代宿を中心として—、新井浩文著：千葉県立関宿城博物館研究報告、創刊号』(千葉県、1995年)

13 『新編埼玉県史 資料編 6.中世2 古文書2「1620」、埼玉県編』(埼玉県、1985年)

14 遠山右衛門太夫は、氏康の配下で江戸城代の遠山綱景(1512?—1564)。

15 『合戦記 / 豆相記、塙保己一編、続群書類従完成会〔校〕：羣書類従 第21輯』(続群書類従完成会、1960年)

16 『国府台合戦記 / 国府台合戦物語、改定房総叢書刊行会編：改定房総叢書 第1輯 第2巻合戦』(改定房総叢書刊行会、1959年)

17 『小田原北条記 上・下、江西逸志子原著、岸正尚訳』(教育社、1980年)

18 『中世東国における河川水量と渡河、齊藤慎一著、東京都江戸東京博物館研究報告』(第4号、1999年)

19 『北区史 資料編 古代中世2、北区史編纂調査会編』(東京都北区、1995年)

北区史所載の舟橋関連北条氏政北条家印判状〔埼玉県史小田原関連資料〕

北区史料 **440** (天正2年3月：1574)〔潤11月、北条氏関宿城・羽生城を攻略〕 **456** (天正4年9月：1576)〔信長安土城を築く〕。 **462** (天正5年8月：1577)〔相模玉縄城主北条氏繁は、下総国結城晴朝(1534—1614)攻略の

拠点下総飯沼城(逆井城)の大規模改造。7月、北条氏の結城氏攻略に出陣〕 **495** (天正13年10月：1585)〔羽柴秀吉は関白となり藤原に改姓。四国平定〕 **509** (天正14年：1586)〔7月氏直領内鑄物師の統括を命じ、小田原で

大

筒・鉄砲の製造を行う。11月家康、秀吉の関東惣無事令を氏政に伝える。12月秀吉太政大臣となり、豊臣に改姓。〕 **520** (天正16年3月：1588)〔前年5月秀吉九州平定、1月氏照社寺へ梵鐘の一斉抛出を命ず。4月秀吉後陽成帝を

聚

樂第に招き、諸大名から服従の起請文を提出させる。氏直応ぜず。〕 **527** (天正17年2月：1589)〔7月、秀吉諸大名の妻子の在京つを命ず。11月北条氏に宣戦布告。諸大名に小田原征伐の準備を命ず。〕

20 『新編埼玉県史 資料編 6.中世2 古文書2、埼玉県編』(埼玉県、1980年)

21 『中世を道から読む、齋藤慎一著』(講談社、2010年)

22 『信長公記』は、太田牛一著の16巻からなる織田信長の1代記。慶長5年(1600)ころ成立。

『改定史籍収攬 第5巻、近藤瓶城編』(臨川書店、1984年)【近藤活版所明治34年刊の複製】

『信長公記 上・下、太田牛一著、中川太古訳』(新人物往来社、1992年)

23 『家忠日記』は、徳川家に連なる深溝松平家の松平家忠が、天正5年(1577)10月から文禄3年(1694年8月)の間の日記。家忠は慶長5年(1600)伏見城で戦死。

『家忠日記、松平家忠著、竹内理三編』(臨川書店、1968年)

『松平家忠日記、森本昌広著』(角川書店、1999年)

24 『江戸打入り、半村良著』(集英社、1997年)

25 『寛政修諸家譜第1—第22 堀田正教ほか編』(続群書類従完成会、1964—67年)

26 『蒲生氏郷紀行、蒲生氏郷著、塙保己一編、続群書類従完成会校：羣書類従 第18輯』(群書類従刊行会、1954年)

27 『関ヶ原戦縦横正伝直江兼続伝、渡辺三省著』(恒文社、1999年)

28 『徳川実紀』は、初代徳川家康から10代家治までの徳川家の和文による全516巻の編年体歴史。林家のもとで成島司直(1778—1862)が撰修(1809—49)。その後の『後徳川実紀』は、成島司直・直讓・柳北の三代で明治元年(1868)に完成

している。

『徳川実紀、経済雑誌社校：第1編～第7編』（経済雑誌社、1904年～07年）

『徳川実紀、第1編～第10編、黒沢勝美、国史大系編集会編輯：国史大系 第38巻～第47巻』（吉川弘文館、1964年～76年）

『続徳川実紀、第1編～第10編、黒沢勝美、国史大系編集会編輯：国史大系 第48巻～第52巻』（吉川弘文館、1965年～67年）

『現代語訳徳川実紀 家康公伝 1～3、大石学ほか編』（吉川弘文館、2010年）

- 29 古河之渡は、古く万葉集の3首に詠まれまた西行の『山家集』（70）にも次のように歌われている。下野武蔵の境川にて舟渡をしけるに、霧深ければ「霧深き古河のわたりのわたし守 岸の舟つきおもいさだめよ」。当時の下野の利根川は、境川と呼ばれていた。
- 30 坂下ト斎は、生没年不詳の徳川家康の侍医。関ヶ原戦前後の家康の動静を中心にして記録した覚書風の歴史記録。享保8年(1723)の序文によると、将軍吉宗が紀州藩所有の自筆史料を取り寄せ、侍講の儒者成島道筑(1689～1760)らに命じ、その他の史料を参考として構成させ、『慶長年中ト斎記』題した。
『慶長年中ト斎記、坂下ト斎著、近藤瓶城編：改訂史籍集覧 第26冊 第70』（臨川書店、1984年）【近藤活版所 明治35年刊の複製】
- 31 『慶長五年岐阜落城軍記、曾我佐々緒著』（長瀬寛二、1886年）【国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」】所収
- 32 林述斎(1768～1841)は、幕府中枢に位置した儒者で^{だいがくかみ}大学頭(五千石)。大学頭は林信篤(1644～1732)が従五位に叙任され大学頭と称したのが前例となり、代々の林家の家督者が大学頭に任ぜられた。林述斎は美濃岩村藩主の松平乗蘊(1716～83)の子。26歳で幕命により林家を嗣ぎ、『朝野旧聞哀藁』、『寛政重修諸家譜』、『新編武蔵風土記稿』、『徳川実紀』などの編纂事業に従事。天保時代南町奉行の鳥居忠輝(擢藏：在職 1841～44)は、述斎の子。
- 33 『朝野旧聞哀藁』は、徳川家遠祖から家康死去に至る間の徳川氏創業と政権確立の史料集成。林述斎の監修で文政2年(1819)に着手し天保12年(1841)完成。
『朝野旧聞哀藁 全26巻、史籍研究会編』（汲古書院、1982～84）
- 34 『関ヶ原合戦資料集、藤井治左右衛門著』（人物往来社、1979年）
『関ヶ原合戦 家康の戦略と藩幕体制、笠谷和比古著』（講談社、2008年）
『関ヶ原合戦と大赤の陣、笠谷和比古著』（吉川弘文館、2007年）
- 35 『日向記 1～13、落合華兼朝編、葛山散人翁等増補：史籍雑纂 第1集、図書刊行会編』（図書刊行会、1911年）
『宮崎県史 資料編 中世2』（宮崎県、1994年）
『日向記：宮崎県叢書』（宮崎県、1999年）
- 36 『佐久間軍記 大阪乱、佐久間常閑著：史籍集覧 改定 第13冊』（近藤活版所、1902年）